

名古屋市公報	令和 6年 2月21日		第241号
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	
		名古屋市役所	
編集兼 発行人	電話	〔052〕972-2246	
	名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長		

目次	ページ
告 示	
○ 名古屋市議会定例会の招集について (総務・総務課) (第66号)	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (健福・保護課) (第67号)	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (健福・保護課) (第68号)	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第69号)	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止 (健福・保護課) (第70号)	12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退 (健福・保護課) (第71号)	13
○ 生活保護法による医療機関の指定 (健福・保護課) (第72号)	14
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止 (健福・保護課) (第73号)	15
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定 (健福・保護課) (第74号)	17
○ 住居表示に伴う町の区域の設定及び変更に係る案について (ス市・住民課) (第75号)	19
○ たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について (消防・規制課) (第76号)	22
○ 告示の訂正について (緑土・都市農業課) (第77号)	24
○ 申請に係る建築協定及び公開による意見の聴取 (住都・建築指導課) (第78号)	25
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会臨時会の開催について (第 3号)	27
交 通 局 管 理 規 程	
○ 令和 6年能登半島地震の被災者の支援活動業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規程 (第 2号)	28

外 部 監 査 公 表

○ 令和 6年外部監査公表	(第 1号)	30
公	告	
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	208
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	211
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	214
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(経済・地域商業課)	217
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(経済・地域商業課)	220
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	223

名古屋市告示第66号

名古屋市議会定例会の招集について

令和6年2月20日午前11時に、名古屋市議会定例会を招集します。

令和6年2月13日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市総務局総務課

名古屋市告示第67号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 6年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
リジェネレーショ ンクリニック	名古屋市中区丸の内二丁目16番 8号	令和 6年 1月 1日
ごとう内科・腎移 植内科クリニック	名古屋市昭和区山手通 3丁目10番地	令和 6年 1月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日

医療法人PBC東 山デンタルクリ ニック	名古屋市千種区東山通 5丁目89番地 の 1	令和 6年 1月 1日
テルミナ歯科クリ ニック	名古屋市中区錦二丁目 8番 3号	令和 5年12月 8日
加納歯科医院	名古屋市南区豊二丁目 9番25号	令和 6年 1月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
コスモス調剤薬局 名駅東店	名古屋市中村区名駅三丁目23番 7号	令和 6年 1月 1日
SAKURA薬局	名古屋市中区栄四丁目17番18号	令和 5年12月 1日
セルフケア薬局栄 店	名古屋市中区栄三丁目 5番12号	令和 6年 1月 1日
みかん薬局	名古屋市中区大須三丁目14番43号	令和 5年12月 1日
えいと薬局荒畑店	名古屋市昭和区東畑町 1丁目48番地	令和 6年 1月 1日
株式会社すみれシ ンシアベル調剤薬 局	名古屋市瑞穂区平郷町 2丁目 4番地 の25	令和 6年 1月 1日
ハロー薬局徳重店	名古屋市緑区徳重三丁目2915番地	令和 6年 1月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
クリーンハート訪問看護ステーション	名古屋市千種区今池三丁目21番 5号	令和 6年 1月 1日
医心館訪問看護ステーション大曽根	名古屋市北区大曽根四丁目10番17号	令和 5年12月 1日
縁訪問看護ステーション	名古屋市北区上飯田西町 2丁目20番地	令和 5年12月16日
SOMPOケア名古屋北訪問看護	名古屋市北区志賀南通 1丁目20番地	令和 5年12月 1日
訪問看護ステーションスイートピー	名古屋市瑞穂区上山町 1丁目16番地	令和 5年11月 1日
訪問看護千下之一色	名古屋市中川区下之一色町字宮分 7番地	令和 5年12月 1日
訪問看護ステーション紅白なごや	名古屋市守山区川東山2515番地	令和 6年 1月 1日
訪問看護ステーションひまり	名古屋市名東区牧の原三丁目 502番地	令和 5年12月 1日
訪問看護ステーション平針なみき	名古屋市天白区荒池二丁目1101番地	令和 5年12月21日
訪問看護なかひら	名古屋市天白区向が丘四丁目 922番地	令和 5年11月13日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第68号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	ふかや腎泌尿器科クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の45
	新	名古屋市緑区東陵 901番地
変 更 年 月 日	令和 5年10月14日	

医 療 機 関 名	とくしげ在宅クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市緑区徳重五丁目 415番地
	新	名古屋市緑区徳重三丁目2914番地
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 1日	

2 薬局

医 療 機 関 名	スギ薬局有松店
-----------	---------

所在地	旧	名古屋市緑区鳴海町字細根 118番地の45
	新	名古屋市緑区東陵 901番地
変更年月日		令和 5年10月14日

3 訪問看護

医療機関名		訪問看護ほほえみ
所在地	旧	名古屋市天白区平針南二丁目1002番地の 1
	新	名古屋市天白区向が丘四丁目 922番地
変更年月日		令和 5年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第69号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡部内科医院	名古屋市千種区内山二丁目 8番 5号	令和 6年 1月15日
なごや内科整形婦 人科	名古屋市北区楠四丁目 137番地	令和 5年12月13日
医療法人ながや会 はじかの外科整形 外科	名古屋市中村区香取町 1丁目24番地	令和 5年12月28日
医療法人まさき会 正木皮フ科クリニ ック	名古屋市中区正木一丁目16番15号	令和 5年12月 1日

呼続外科	名古屋市瑞穂区河岸町 4丁目66番地	令和 5年12月21日
アイバ皮ふ科	名古屋市緑区桶狭間上の山 716番地	令和 5年12月28日
吉川こどもクリニック	名古屋市緑区相原郷二丁目 803番地	令和 4年 3月21日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
竹内歯科医院	名古屋市緑区黒沢台四丁目 906番地	令和 4年 2月19日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
アリス調剤薬局	名古屋市北区三軒町16番地の 5	令和 6年 1月 1日
セレン薬局	名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目12番地	令和 6年 1月 1日
V・drug下之一色調剤薬局	名古屋市中川区下之一色町字波花90番地	令和 5年12月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステーションひだまりの郷 なごや北	名古屋市北区如意三丁目75番地	令和 6年 2月 1日

訪問看護千下之一色	名古屋市中川区下之一色町字宮分 7 番地	令和 5年12月 1日
-----------	----------------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第70号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 6年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
中日調剤薬局熱田 店	名古屋市港区七番町 3丁目 1番地の 3	令和 5年11月10日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第71号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 6年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
柊きつずクリニッ ク桜山	名古屋市昭和区桜山町 6丁目 104番 地の29	令和 5年12月 4日
柊みみはなのどク リニック桜山	名古屋市昭和区桜山町 6丁目 104番 地の29	令和 5年12月 4日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第72号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
竹内歯科医院	名古屋市緑区黒沢台四丁目 906番地	令和 4年 2月19日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第73号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 6年 2月14日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人済美会石川クリニック	名古屋市南区鳥栖一丁目15番28号	令和 5年12月 1日
桜井医院	名古屋市名東区猪子石原三丁目2601番地	令和 5年12月25日

2 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
SAKURA薬局	名古屋市中区栄四丁目17番18号	令和 5年12月 1日

3 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

ほがらか訪問看護 ステーション	名古屋市北区大杉三丁目 9番14号	令和 5年12月30日
--------------------	-------------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第74号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 6年 2月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ウェルネスマッサージー宮	愛知県一宮市丹羽字西出30番地	令和 5年12月25日
鈴木 栄子		
訪問マッサージまごころ治療院	名古屋市瑞穂区松園町 1丁目 8番地	令和 6年 1月10日
宮島 直史		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
訪問マッサージま ごころ治療院	名古屋市瑞穂区松園町 1丁目 8番地	令和 6年 1月10日
宮島 直史		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第75号

住居表示に伴う町の区域の設定及び変更に係る案について

本市北区の別図第1の区域において、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する方法による住居表示を実施するため、町の区域の設定及び変更について、議会の議決を経たいので同法第5条の2第1項の規定により告示します。

令和6年2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 区域を設定する町の名称及びその区域

(1) 名称

やまだ ごちょうめ
山田五丁目

(2) 区域

別図第2のとおり

2 区域を変更する町の名称及びその区域

(1) 名称

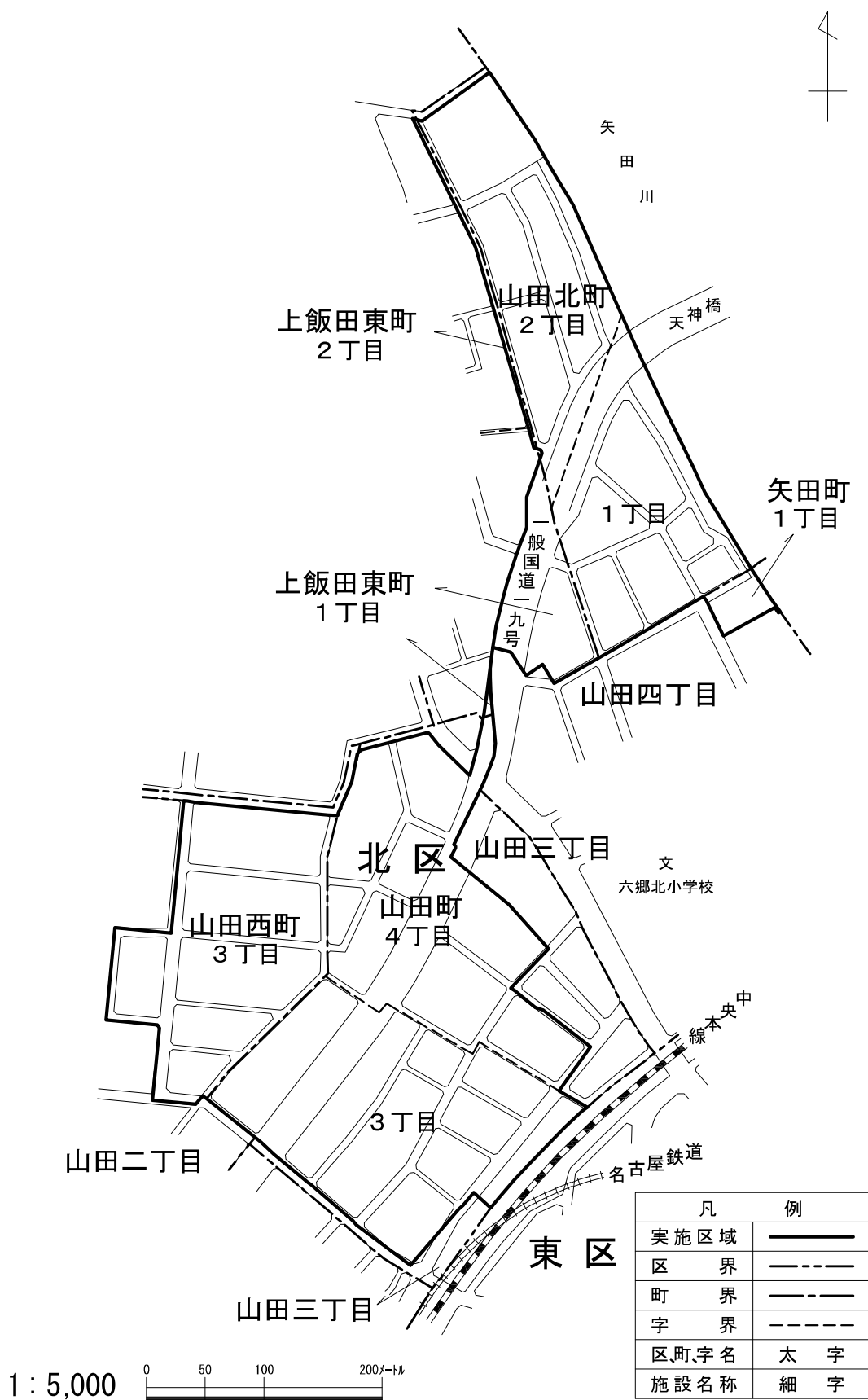
山田二丁目、山田三丁目及び山田四丁目

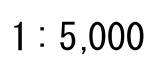
(2) 区域

別図第2のとおり

名古屋市スポーツ市民局地域振興部住民課

別図第1





名古屋市告示第76号

たき火又は喫煙を禁止する区域及び期間について

消防法（昭和23年法律第 186号）第23条の規定により、たき火又は喫煙を禁止する区域及びその期間を次のように定めます。

令和 6年 2月15日

名古屋市長 河 村 た か し

1 たき火又は喫煙を禁止する区域

別図に示す港区潮見町全域。ただし、たき火又は喫煙のための施設のある場所を除く。

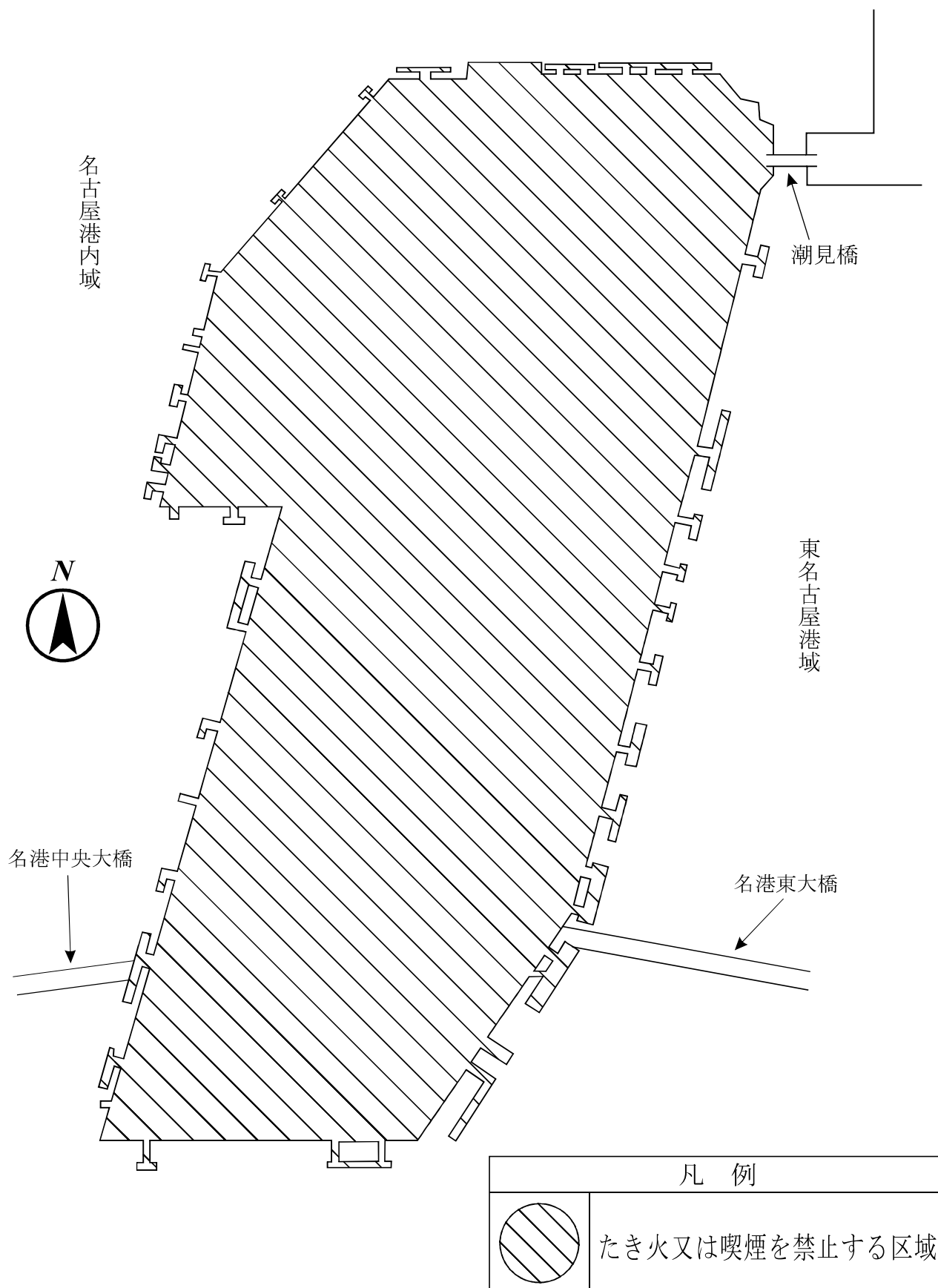
2 たき火又は喫煙を禁止する期間

令和 6年 3月 1日から令和 7年 2月28日まで

名古屋市消防局予防部規制課

別 図

港区潮見町全域



名古屋市告示第77号

告示の訂正について

令和 6年名古屋市告示第28号（農用地利用集積計画について）の一部を次のとおり訂正します。

令和 6年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

本文中「名古屋市南区三条二丁目10番地17号」を「名古屋市南区三条二丁目10番17号」に訂正します。

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第78号

申請に係る建築協定及び公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により公告するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により公告します。

令和6年2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

徳川山町地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市千種区徳川山町二丁目2番 外

3 縦覧期間

令和6年2月16日から同年3月15日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

徳川山町地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和6年3月18日（月） 午前10時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西11C会議室（名古屋市役所西庁舎11階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市教育委員会告示第3号

教育委員会臨時会の開催について

令和6年2月14日午前10時00分教育委員会室において教育委員会臨時会を開催し次の議件を付議します。

令和6年2月13日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

1 協議題

教員団体からの金品授受に関する対応について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局管理規程第2号

令和6年能登半島地震の被災者の支援活動業務に従事した職員に支給する特殊勤務手当に関する規程を次のように定める。

令和6年2月15日

名古屋市交通局長 折戸 秀 郷

令和6年能登半島地震の被災者の支援活動業務に従事した職員
に支給する特殊勤務手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市交通局企業職員給与支給規程（昭和42年交通局管理規程第1号）第21条の規定に基づき、令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域において、被災者の支援のための業務（以下「支援活動業務」という。）に従事した職員に支給する特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(支援活動業務に従事した職員に支給する手当)

第2条 職員が支援活動業務に従事した場合（別に定める期間に限る。）には、日額840円の手当を支給する。

(手当の計算方法)

第3条 職員が支援活動業務に従事した場合において、その業務が当日から引き続いて翌日にわたったときには、全て当日に当該業務に従事したものとみなす。

(手当の支給日)

第4条 この規程に基づき支給する手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(手当の併給)

第5条 この規程に基づき支給する手当は、他の手当と併給することができる。
(実施規定)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、令和6年1月15日から適用する。

令和 6 年外部監査公表第 1 号

外部監査人大橋正明から包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、地方自治法第 252 条の38第 3 項の規定により公表します。

令和 6 年 2 月 16 日

名古屋市監査委員	小 出 昭 司
同	うえぞの 晋 介
同	山 本 正 雄
同	小 川 令 持

令和 5年度
包括外部監査の結果報告書

多様性の推進に関する財務事務の執行

令和 6年 2月
包括外部監査人
公認会計士 大橋 正明

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

目次

第 1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 事件を選定した理由	1
4 外部監査の対象期間	2
5 外部監査の実施期間	2
6 包括外部監査人及び補助者	2
7 利害関係	3
第 2 多様性の推進に関する取組	4
1 世界の多様性推進に関する取組	4
2 我が国の多様性推進に関する取組	5
3 名古屋市の多様性推進に関する取組	5
第 3 監査の方法	6
1 主な監査視点	6
2 主な監査手続	6
3 監査の対象	6
第 4 監査の結果（総括）	10
1 監査結果の指摘・意見の数	10
第 5 監査の結果（総論）	13
1 公共施設の指定管理者の応募状況について	13
第 6 監査の結果（各論）	16
1 （事業 No. 1） 人権啓発活動の推進事業	16
2 （事業 No. 2） 学校教育における人権教育の推進事業	20
3 （事業 No. 5） 女性のための総合相談事業	22
4 （事業 No. 6） 配偶者からの暴力被害者の支援事業	24
5 （事業 No. 7） 多様な生き方への理解促進に向けた意識啓発・専門相談等事業	30
6 （事業 No. 10） 審議会における女性委員の登用推進事業	35
7 （事業 No. 11） 雇用等における女性の活躍推進事業	37
8 （事業 No. 31） 敬老パスの交付事業	44
9 （事業 No. 32） 老人クラブの活動支援事業	48
10 （事業 No. 33） 福祉会館の運営事業	58
11 （事業 No. 35） シルバー人材センター事業への補助事業	63
12 （事業 No. 36） 鯉城学園の運営事業	67
13 （事業 No. 62） 障害者基幹相談支援センターの運営事業	71
14 （事業 No. 63） 障害福祉サービス事業者等への整備・運営補助事業	75

15 (事業 No. 65)	障害者虐待相談支援事業	79
16 (事業 No. 66)	障害者に対する意思疎通支援事業	81
17 (事業 No. 67)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み事業	83
18 (事業 No. 69)	障害者医療費助成事業	86
19 (事業 No. 70)	難病患者の療養生活支援事業	90
20 (事業 No. 71)	発達障害者の支援事業	92
21 (事業 No. 74)	重症心身障害児者施設の運営事業	99
22 (事業 No. 75)	障害者就労支援窓口の運営事業	101
23 (事業 No. 77)	障害者就労支援センター等への運営補助事業	104
24 (事業 No. 78)	ワーク・ライフ・バランスの推進事業	112
25 (事業 No. 79)	なごやジョブマッチング事業	119
26 (事業 No. 81)	生活困窮者の自立支援事業	124
27 (事業 No. 87)	子どもの読書活動の推進事業	127
28 (事業 No. 88)	生涯学習センターの運営事業	130
29 (事業 No. 89)	女性会館の運営事業	135
30 (事業 No. 90)	障害者スポーツセンターの運営事業	138
31 (事業 No. 91)	スポーツ実施機会の提供事業	140
32 (事業 No. 336)	福祉都市環境整備の推進事業	146
33 (事業 No. 343)	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発事業	149
34 (事業 No. 396)	地域における情報の多言語化事業	151
35 (事業 No. 398)	外国人向け防災事業	158
36 (事業 No. 400)	日本語指導が必要な児童生徒の支援事業	160
37 (事業 No. 401)	留学生の支援事業	165

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252条の37第 1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「多様性の推進に関する財務事務の執行」

3 事件を選定した理由

2015年 9月の国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」（以下「SDGs」という。）が採択され、世界は2030年までの目標達成を目指している。

わが国においては、この採択をきっかけに持続可能な地球環境に向けた課題意識が高まり、様々な取組が、国、自治体、企業等で行われている。

このような状況のなか、名古屋市はSDGsの達成に向けた優れた取組を提案する都市である「SDGs未来都市」に国から選定された。これは「地方創生SDGs」の達成に向け、優れたSDGsの取組を提案する地方自治体を選定するもので、従来行われてきた持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組の推進を行うにあたって、SDGsの理念を取り込むことにより、政策の全体最適化と地域課題解決の加速化という相乗効果が期待されているものである。

ここで、SDGs全体の理念として「誰一人取り残さない」という考え方がある。これは多様な人材がお互いに認め合い、受け入れ合う機会と風土を作り出すことが、SDGsの目標達成において必須であると考えられているためであり、実際に、各目標の達成基準の中では、女性や子ども、障害のある人、移住労働者など社会的に弱い立場になりがちな存在への配慮が繰り返し記されている。そのため、この多様性の尊重はSDGsの取組において重要な考えとなっている。

この多様性の尊重への取組は、名古屋市総合計画2023（令和元年度から令和5年度までの 5年間）にも反映され、重点戦略の一つである「戦略 2 みんなにやさしい福祉を実現し、元気に活躍できるまちづくりを進めます」の項目には、「(2) 誰もが活躍！「ダイバーシティ推進戦略」」がある。この戦略では、

多様性を認め合う社会の実現や、多様な人材の活躍促進など複数の施策に関する事業を定め、様々な取組を進めている。

この取組は、名古屋市民の働き方、学び方、生き方に直接影響するものであり、市民の関心度も高いと考えられる。

また、その取組にあたっては、関係する部局が複数に及ぶことから、多様性の推進に関する事務を適切に管理することは非常に重要と考えられる。

以上の点を踏まえ、多様性の推進に関する財務事務の執行について、その合規性に加え、経済性、効率性、有効性の観点から検討することは、重要性、適時性の点から有用であると考えられる。そして関係する部局も多く、当該事業を対象として監査を実施することは大きな意義があると判断し、監査テーマとして選定した。

4 外部監査の対象期間

原則として令和 4年度。

ただし、必要に応じて令和 3年度以前及び令和 5年度も対象とした。

5 外部監査の実施期間

自：令和 5年 6月 2日 至：令和 6年 2月 2日

6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

大橋 正明 (公認会計士)

(2) 補助者

内田 充幸 (公認会計士)

道家 秀幸 (公認会計士)

片山 真希 (公認会計士)

石黒 由紀 (公認会計士)

吉野 公美 (日本公認会計士協会準会員)

臼井 和樹 (日本公認会計士協会準会員)

柴山 健太郎（日本公認会計士協会準会員）

諏訪 裕磨（日本公認会計士協会準会員）

7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 多様性の推進に関する取組

1 世界の多様性推進に関する取組

現在世界各国では2030年までのSDGs達成に向けて様々な取組が行われている。SDGs全体の理念として「誰一人取り残さない」という考え方があり、多様性の尊重はSDGsの取組において重要な考えとなっている。

特に、EUでは経済的な統合を足がかりに、この半世紀余りで、国家の多様性を尊重しながら、他に例がない政治・経済統合体へと発展を遂げている。2009年のリスボン条約発効にあたり、欧州理事会のヘルマン・ファン・ロンパイ議長は、「27の加盟国は、文学、芸術、言語のいずれも異なる。そして、それぞれの国に多様性がある。多様性は、私たちの財産、発展、力の源である。EUは寛容と尊厳の模範であり、また、そうでなければならない」と述べている¹。

また、2001年の第31回ユネスコ総会では、文化的多様性に関する世界宣言が採択されており、そこでは「国際平和と安全保障実現のための最善策は、相互信頼と理解に基づいた文化的多様性、寛容、対話、協力の尊重である」と多様性尊重の重要性に言及している²。

このように、世界の各地で多様性推進に関する取組が進められている。

¹ 出典：外務省 HP Vol. 53 EU(欧州連合)～多様性における統合

² 出典：文部科学省 HP 文化的多様性に関する世界宣言

2 我が国の多様性推進に関する取組

我が国においても、多様性推進に関する取組が進んでいる。

岸田政権は、主要政策の一つである新しい資本主義において、「新しい資本主義を支える基盤となるのは、老若男女、障害のある方もない方も、全ての人が生きがいを感じられる多様性のある社会」であるとしている³。そして、全ての人が生きがいを感じられる社会の実現のために、全世代型社会保障の構築を進め、少子化対策、子育て・こども世代への支援を強化するとともに、女性活躍、孤独・孤立対策など、包摂社会の実現に取り組んでいる。

3 名古屋市の多様性推進に関する取組

市は、市政を総合的かつ計画的に運営していくため、2030年頃を見据えた将来のまちの姿を描くとともに、その実現に向けて取り組む施策と事業をまとめた「名古屋市総合計画2023」を、2019年に策定している。

この総合計画における重点戦略の柱の一つに「ダイバーシティ推進戦略」があり、多様性の推進に関連する施策が以下のように掲げられている。

ダイバーシティ推進戦略に関連する施策

施策No.	施策名
1	人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくれます
2	男女平等参画を総合的に進めます
5	高齢者が生きがいを持って暮らせるよう支援します
8	障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します
9	誰もが意欲を持って働けるよう就労支援を進めます
10	生涯にわたる学びやスポーツを通した生きがいづくりを支援します
28	バリアフリーのまちづくりを進めます
34	国際的に開かれたまちづくりを進めます

市は、これら施策に基づき、多様性の推進に関する取組を進めている。

³ 出典：首相官邸 HP 主要政策

第 3 監査の方法

1 主な監査視点

- (1) 多様性の推進に関する財務事務は、法令、条例、規則等に基づき適切に執行されているか。
- (2) 多様性の推進に関する財務事務は、経済的・効率的・効果的に執行されているか。

2 主な監査手続

- (1) 関連資料の閲覧
- (2) 担当者への質問
- (3) 公共施設などの視察

3 監査の対象

市は、前述のとおり「ダイバーシティ推進戦略」において多様性の推進に関連する施策を掲げ、これに基づき多様性の推進に関する取組を進めている。

そこで、これら施策に紐づく事業のうち、特に多様性の推進に関連が深いと認められるものを監査の対象とした。

具体的には以下のとおり。

監査対象事業、部局、対象団体、公共施設

事業 No.	対象事業名	対象部局、 対象団体	公共施設
1	人権啓発活動の推進	スポーツ市民局	なごや人権啓発センター
2	学校教育における人権教育の推進	教育委員会	
3	社会教育における人権教育の推進	教育委員会	
5	女性のための総合相談	スポーツ市民局	
6	配偶者からの暴力被害者の支援	子ども青少年局	
7	多様な生き方への理解促進に向けた意識啓発・専門相談等	スポーツ市民局	
8	男女平等参画の意識啓発の推進	スポーツ市民局	
9	男女平等参画推進センターの運営	スポーツ市民局 (有) アイ・ティー・オー	イーブルなごや（名古屋市男女平等参画推進センター）
10	審議会における女性委員の登用推進	スポーツ市民局	
11	雇用等における女性の活躍推進	スポーツ市民局	
31	敬老パスの交付	健康福祉局	
32	老人クラブの活動支援	健康福祉局	
33	福祉会館の運営	健康福祉局 (福) 名古屋市中村区社会福祉協議会(※)	(16区) 福祉会館
34	高齢者就業支援センターの運営	健康福祉局 (公社) 名古屋市シルバー人材センター	名古屋市高齢者就業支援センター
35	シルバー人材センター事業への補助	健康福祉局 (公社) 名古屋市シルバー人材センター	
36	鯉城学園の運営	健康福祉局 (福) 名古屋市社会福祉協議会	名古屋市鯉城学園
62	障害者基幹相談支援センターの運営	健康福祉局	(16区) 障害者基幹相談支援センター
63	障害福祉サービス事業者等への整備・運営補助	健康福祉局	
64	地域生活支援拠点事業	健康福祉局	
65	障害者虐待相談支援事業	健康福祉局 (福) 名古屋市社会福祉協議会	名古屋市障害者虐待相談センター

※ 16区にある福祉会館の指定管理者のうちから抽出

66	障害者に対する意思疎通支援	健康福祉局	
67	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み	健康福祉局	
68	障害者差別解消の推進	健康福祉局 (福)名古屋市社会福祉協議会	名古屋市障害者差別相談センター
69	障害者医療費助成	健康福祉局	
70	難病患者の療養生活支援	健康福祉局	
71	発達障害児者の支援	子ども青少年局	名古屋市発達障害者支援センター
72	通所施設での重症心身障害児者等の受け入れ補助	健康福祉局	
73	強度行動障害者への支援	健康福祉局	
74	重症心身障害児者施設の運営	健康福祉局 (福)むつみ福祉会	名古屋市重症心身障害児者施設
75	障害者就労支援窓口の運営	健康福祉局	
76	障害者就労定着支援事業	健康福祉局	
77	障害者就労支援センター等への運営補助	健康福祉局 (福)名古屋市社会福祉協議会	障害者就労支援センター(2か所)・名古屋市障害者雇用支援センター
78	ワーク・ライフ・バランスの推進	経済局	
79	なごやジョブマッチング事業	経済局	なごやジョブサポートセンター
80	就労自立に関する自立支援プログラム推進事業	健康福祉局	
81	生活困窮者の自立支援	健康福祉局	名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター(3か所)
82	ホームレスの自立支援	健康福祉局	
87	子どもの読書活動の推進	教育委員会	
88	生涯学習センターの運営	教育委員会	(16区)生涯学習センター
89	女性会館の運営	教育委員会 (有)アイ・ティー・オー	イーブルなごや(名古屋市女性会館)
90	障害者スポーツセンターの運営	スポーツ市民局 (福)名古屋市総合リハビリテーション事業団	名古屋市障害者スポーツセンター
91	スポーツ実施機会の提供	スポーツ市民局	
336	福祉都市環境整備の推進	健康福祉局	

337	重点整備地区のバリアフリー化の推進	健康福祉局	
338	民間鉄道駅舎のバリアフリー化の推進	健康福祉局	
339	地下鉄駅の可動式ホーム柵の整備	交通局	地下鉄
340	地下鉄駅ホームと車両の段差・隙間の解消	交通局	地下鉄
341	地下鉄駅のエレベーターの整備	交通局	地下鉄
342	障害者理解のための広報啓発	健康福祉局	
343	ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	健康福祉局	
395	外国諸都市との交流推進	観光文化交流局	
396	地域における情報の多言語化	観光文化交流局 (公財)名古屋国際センター	名古屋国際センター
397	地域社会に対する多文化共生の意識啓発	観光文化交流局 (公財)名古屋国際センター	
398	外国人向け防災事業	観光文化交流局 (公財)名古屋国際センター	
399	日本語学習の支援	観光文化交流局 (公財)名古屋国際センター	
400	日本語指導が必要な児童生徒の支援	教育委員会	日本語教育相談センター
401	留学生の支援	観光文化交流局 (公財)名古屋国際センター	国際留学生会館

第 4 監査の結果（総括）

1 監査結果の指摘・意見の数

(1) 指摘・意見の数

監査結果の指摘・意見の数は以下のとおりである。

	指摘	意見
総論	0	1
各論	9	69
合計	9	70

(2) 対象部局、対象団体別の指摘・意見の数

監査結果の対象部局、対象団体別の指摘・意見の数は以下のとおりである。

	対象部局、対象団体	指摘	意見
総論	スポーツ市民局	0	1
	観光文化交流局		
	健康福祉局		
各論	スポーツ市民局	0	11
	経済局	1	9
	観光文化交流局	1	2
	健康福祉局	1	22
	子ども青少年局	2	6
	教育委員会	0	8
	（公財）名古屋国際センター	1	4
	（公社）名古屋市シルバー人材センター	0	2
	（福）名古屋市社会福祉協議会	3	3
	（福）名古屋市中村区社会福祉協議会	0	1
	（福）むつみ福祉会	0	1
合計		9	70

(3) 対象事業別の指摘・意見の数

監査結果の事業別の指摘・意見の数は以下のとおりである。

事業 No.	対象事業名	対象部局、対象団体	指摘	意見	参照P
総論					
-	-	スポーツ市民局 観光文化交流局 健康福祉局	0	1	13
各論					
1	人権啓発活動の推進	スポーツ市民局	0	2	16
2	学校教育における人権教育 の推進	教育委員会	0	1	20
5	女性のための総合相談	スポーツ市民局	0	1	22
6	配偶者からの暴力被害者の 支援	子ども青少年局	0	4	24
7	多様な生き方への理解促進 に向けた意識啓発・専門相 談等	スポーツ市民局	0	3	30
10	審議会における女性委員の 登用推進	スポーツ市民局	0	1	35
11	雇用等における女性の活躍 推進	スポーツ市民局	0	1	37
31	敬老パスの交付	健康福祉局	0	2	44
32	老人クラブの活動支援	健康福祉局	0	1	48
33	福祉会館の運営	健康福祉局	0	2	58
		(福) 名古屋市中村区社 会福祉協議会	0	1	
35	シルバー人材センター事業 への補助	健康福祉局	0	1	63
		(公社) 名古屋市シルバ ー人材センター	0	2	
36	鯉城学園の運営	健康福祉局	0	4	67
62	障害者基幹相談支援センタ ーの運営	健康福祉局	1	0	71
63	障害福祉サービス事業者等 への整備・運営補助	健康福祉局	0	2	75
65	障害者虐待相談支援事業	(福) 名古屋市社会福祉 協議会	0	1	79
66	障害者に対する意思疎通支 援	健康福祉局	0	1	81

67	精神障害にも対応した地域 包括ケアシステムの構築に 向けた取り組み	健康福祉局	0	1	83
69	障害者医療費助成	健康福祉局	0	1	86
70	難病患者の療養生活支援	健康福祉局	0	2	90
71	発達障害児者の支援	子ども青少年局	2	2	92
74	重症心身障害児者施設の運 営	(福) むつみ福祉会	0	1	99
75	障害者就労支援窓口の運営	健康福祉局	0	1	101
77	障害者就労支援センター等 への運営補助	(福) 名古屋市社会福祉 協議会	3	2	104
78	ワーク・ライフ・バランス の推進	経済局	1	5	112
79	なごやジョブマッチング事 業	経済局	0	4	119
81	生活困窮者の自立支援	健康福祉局	0	1	124
87	子どもの読書活動の推進	教育委員会	0	1	127
88	生涯学習センターの運営	教育委員会	0	2	130
89	女性会館の運営	教育委員会	0	1	135
90	障害者スポーツセンターの 運営	スポーツ市民局	0	1	138
91	スポーツ実施機会の提供	スポーツ市民局	0	2	140
336	福祉都市環境整備の推進	健康福祉局	0	2	146
343	ヘルプマーク・ヘルプカー ドの普及啓発	健康福祉局	0	1	149
396	地域における情報の多言語 化	観光文化交流局	1	0	151
		(公財) 名古屋国際セン ター	1	2	
398	外国人向け防災事業	観光文化交流局	0	1	158
400	日本語指導が必要な児童生 徒の支援	教育委員会	0	3	160
401	留学生の支援	観光文化交流局	0	1	165
		(公財) 名古屋国際セン ター	0	2	
合計			9	70	

第 5 監査の結果（総論）

1 公共施設の指定管理者の応募状況について

○対象部局 スポーツ市民局・観光文化交流局・健康福祉局

(1) 指定管理者の応募者が 1 者の場合の競争性の確保について【意見】

ア 検出事項

施設往査の対象とした市の公共施設のうち、以下の施設については、指定管理者制度を用いて事業運営を行っている。

市の公共施設	関連する事業		部局
	No.	事業名	
イーブルなごや (名古屋市男女平等参画推進センター・名古屋市女性会館)	9	男女平等参画推進センターの運営	ス市
	89	女性会館の運営	教育
名楽福祉会館	33	福祉会館の運営	健福
名古屋市高齢者就業支援センター	34	高齢者就業支援センターの運営	健福
名古屋市鯉城学園	36	鯉城学園の運営	健福
名古屋市重症心身障害児者施設	74	重症心身障害児者施設の運営	健福
名古屋市障害者スポーツセンター	90	障害者スポーツセンターの運営	ス市
名古屋国際センター	396	地域における情報の多言語化	観文
	397	地域社会に対する多文化共生の意識啓発	観文
	398	外国人向け防災事業	観文
	399	日本語学習の支援	観文
	401	留学生の支援	観文

※表中では、スポーツ市民局を「ス市」、教育委員会を「教育」、健康福祉局を「健福」、観光文化交流局を「観文」として略称で表記している。

(出典：監査人作成)

このうち、以下の施設に係る指定管理者の応募事業者については下記
3期連続して、1者のみとなっている。

市の公共施設		令和 5年度現在	1期前	2期前
名古屋市障害者スポーツセンター	指定期間	令和 5年度から 令和 9年度	平成29年度から 令和 4年度	平成25年度から 平成28年度
	応募事業者	(福) 名古屋市 総合リハビリテ ーション事業団	(福) 名古屋市 総合リハビリテ ーション事業団	(福) 名古屋市 総合リハビリテ ーション事業団
名古屋国際センター	指定期間	令和 5年度から 令和 9年度	平成30年度から 令和 4年度	平成26年度から 平成29年度
	応募事業者	(公財) 名古屋 国際センター	(公財) 名古屋 国際センター	(公財) 名古屋 国際センター

(出典：監査人作成)

また、以下の施設に係る指定管理者の応募事業者については下記 3期
のうち 2期が、1者のみとなっている。

市の公共施設		令和 5年度現在	1期前	2期前
名古屋市高齢者就業支援センター	指定期間	令和 5年度から 令和 9年度	平成30年度から 令和 4年度	平成25年度から 平成29年度
	応募事業者	(公社) 名古屋 市シルバー人材 センター	(公社) 名古屋 市シルバー人材 センター	3者の応募あり
名古屋市鰯城学園	指定期間	令和 5年度から 令和 9年度	平成30年度から 令和 4年度	平成25年度から 平成29年度
	応募事業者	(福) 名古屋市 社会福祉協議会	2者の応募あり	(福) 名古屋市 社会福祉協議会

(出典：監査人作成)

イ 意見

施設に係る指定管理業務は一部、専門的な知識や経験が必要であるとしても、指定管理者の選定方法を公募としている以上、指定管理者の選定には競争性が確保されることが重要である。そのため、1者のみが応募する状況は実質的に競争性が確保できているとは言い難い。競争性が確保できない状況では、指定管理料が経済的な水準まで抑えられていない恐れがある。

また、現在の事業者が撤退する等の事態になった場合、代替事業者がいなければ、施設の管理事業継続が不可能となり、事業の持続可能性の観点からも問題がある恐れがある。

よって、指定管理者の募集に関して新規事業者の新規参入可能性の確保（競争性の確保）に問題がないかについて事業者等にヒアリングを実施する等して原因の把握及び分析を行い、競争性を確保するための具体的な対応策を検討することが望ましい。

第 6 監査の結果（各論）

1 （事業No. 1） 人権啓発活動の推進事業

○対象部局 スポーツ市民局 人権施策推進室

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりを進めるため、あらゆる差別や偏見の解消に取り組むとともに、誰もが、いつでも人権について学べるなごや人権啓発センターにおける啓発を中心に、人権尊重の理念を理解・体得するための多様な機会を提供している。

(2) 障害者スポーツの体験を通じた人権啓発活動について【意見】

ア 検出事項

市は、車いすバスケットボールを通して障害者への理解を深めるとともに、人と人とのコミュニケーションや、相手の立場に立った行動を身に付けるなど、様々な人権意識の向上を図ることを目的とし、名古屋市在住・在学の小学生を対象とした車いすバスケットボール体験教室を実施している。

当該事業は平成27年度より名古屋法務局の事業として、そして平成29年度より市の事業として実施しているが、開始当時より体験できる障害者スポーツの内容は車いすバスケットボールのみである。

イ 意見

2021年に開催された東京パラリンピック以降、障害者スポーツは多くのメディアにも取り上げられ、注目されるようになってきているが、障害者スポーツはバスケットボールだけでなく、ラグビーやホッケー、サッカー等、多様な競技があるとともに、対象となる障害も身体障害だけでなく視覚障害、聴覚障害等様々である。

市が実施している車いすバスケットボール体験教室は、協力団体である東海北陸車いすバスケットボール連盟が体験教室の実施に積極的であったことにより実現したとの事であるが、車いすバスケットボール以外の障害者スポーツ関係団体にも働きかけをし、多様な経験を通じた人権啓発活動を実施していくことが望ましい。

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：なごや人権啓発センター「ソレイユプラザなごや」

(1) 施設の概要

市民一人ひとりが人権問題を身近にある自らの問題として気づき、学び、行動するための多様な機会を提供するとともに、学校、地域、企業をはじめとする様々な団体・グループが人権研修や人権学習の際に無料で利用できる施設である。

所在地	名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ12階
開館時間	9時～17時（研修室は 9時～20時）
休館日	毎週月曜日（休日の場合はその直後の平日） 年末年始（12月29日～ 1月 3日）



(2) 企業・団体の利用について【意見】

ア 検出事項

なごや人権啓発センター「ソレイユプラザなごや」では、子ども向けとして校外学習のプログラムが、企業・団体向けとして人権学習のプログラムが用意されている。また、人権に関する啓発や学習活動に取り組む団体・企業については、なごや人権啓発センター会員として登録すれば、無料で研修室を利用することが可能である。

人権学習のプログラム（社会見学）の参加者数や会員団体数の推移は以下のとおりである。

社会見学の利用件数 (単位：件)

	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
小中学校	106	56	66	111
企業・団体	25	14	13	37
計	131	70	79	148

なごや人権啓発センター会員数 (単位：会員)

	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
会員数	45	44	36	34

(出典：スポーツ市民局 なごや人権啓発センター作成資料)

イ 意見

本施設は実際に車いす体験、視覚障害者疑似体験、高齢者・妊婦疑似体験やユニバーサルデザイン見学など、体験を通じた人権学習が可能であり、またタッチパネルPCを利用した自主学習や、人権に関する図書及び視聴覚資料の閲覧・視聴・貸出も行っており、非常に充実したコンテンツを有している。

子ども向けの校外学習の利用件数は、令和 2年度及び令和 3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少しているものの、令和 4年度は令和元年度以上の利用件数まで戻っており、多くの小中学生が本施設を訪問し、人権について学んでいる状況である。

一方で企業・団体の利用件数についても、令和 4年度は令和元年度以前の件数以上になっているが、利用件数自体は小中学校と比較し非常に少ない。また、本施設に登録している会員数は年々減少してきている。

昨今、企業経営における人権リスク問題について注目されるようになってきており、企業による人権尊重の取り組みが求められている中、本施設のような体験を通じた人権学習ができる施設は貴重である。子ども向けの校外学習の利用が比較的少ない午後の時間帯を有効活用し、小中学生だけでなく、企業・団体に向けても積極的にアピールすることで、本施設に足を運んでもらうよう取り組むことが望ましい。

2（事業No. 2） 学校教育における人権教育の推進事業

○対象部局 教育委員会 人権教育室・指導室・教育センター

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

あらゆる差別や偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人間性豊かな幼児児童生徒を育成するため、学校の教育活動全体を通じた人権教育を市立の全校（園）で実施するとともに、職務や経験年数に応じた教職員の人権教育研修を計画的に実施している。

(2) 事業の成果指標の算出方法について【意見】

ア 検出事項

当事業の成果指標の一つとして、「学校生活において友達を思いやる気持ちをもつことができる子どもの割合」を使用している。当該割合は、年に一度、小学 5年生と中学 2年生の計 1,934名を対象に実施しているアンケート結果により算出しており、具体的なアンケート内容は以下 3点である。

アンケート①

あなたは、学校で「友達を作ることができる」と思いますか。

- ・ とても思う
- ・ わりと思う
- ・ あまり思わない
- ・ ぜんぜん思わない

アンケート②

あなたは、学校で「みんなと何かができる」と思いますか。

- ・とても思う
- ・わりと思う
- ・あまり思わない
- ・ぜんぜん思わない

アンケート③

あなたが、友達と話し合いをするとき、あてはまることを選びましょう。

(複数回答可)

- ・自分の考えをはっきり言おうと思う
- ・人の考えをしっかりと聞こうと思う
- ・自分とちがう考えにも良いところを見つけようと思う
- ・あまり自分の考えは言わないようにしようと思う
- ・友達の気持ちを考えながら言おうと思う

アンケート①、②において「とても思う」又は「わりと思う」と回答したか否か、アンケート③において「友達の気持ちを考えながら言おうと思う」と回答したか否かにより、学校生活において友達を思いやる気持ちをもつことができる子どもかどうかを判定している。

イ 意見

検出事項に記載のとおり、アンケート③において「友達の気持ちを考えながら言おうと思う」に回答したか否かにより、学校生活において友達を思いやる気持ちをもつことができる子どもかどうかを判定することは、「学校生活において友達を思いやる気持ちをもつことができる子どもの割合」を算出するにあたり適切ではない可能性がある。「学校生活において友達を思いやる気持ちをもつことができる子どもの割合」の算出方法を再検討することが望まれる。

3（事業No. 5） 女性のための総合相談事業

○対象部局 スポーツ市民局 男女平等参画推進室

(1) 事業の概要

市は、DVや家族関係での暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪・性暴力など家庭や職場、地域などで女性が直面する様々な問題について、相談者が主体的に解決できるよう、女性の人権を守る立場から、様々な相談に対応している。

(2) 専門相談員による電話相談の受付時間について【意見】

ア 検出事項

男女平等参画推進センター専門相談員による電話相談の受付時間は、月・火・金・土・日曜日の10時～16時、水曜日の10時～13時、18時～20時となっており、当該電話相談は現在 2名体制で対応を行っている（12時～13時を除く。）。例えば全ての回線を使用している際に他の相談者が電話を掛けた場合、話し中となる。その際の電話応答については「しばらくお待ちください」等の自動音声流れるのではなく、通常の話中音（ツーツーという音）が流れるのみである。

また、令和 5年 8月～10月に試行としてLINEによる相談受付も行っている。受付は月曜日の13時～16時、水曜日の17時～20時、土曜日の10時～13時となっている。電話相談及びLINE相談いずれも時間外の相談は受けておらず、電話であれば自動音声にて相談時間の案内が流れ、LINEであれば「申し訳ありませんが、ただいま相談受付時間外です。」が表示され、相談受付時間が案内される。

イ 意見

電話相談の場合、全回線使用中に他の相談者が電話を掛けた際は、通常の話中音しか流れないことから、相談者がその後どのような対応を取ればいいのか分からない。したがって、例えば自動音声で「しばらくお待ちください」と流す、もしくは愛知県女性相談センター等の別の相談

窓口の電話番号を案内する等、少しでも相談者に寄り添った工夫・対応をすることが望ましい。

受付時間外に相談者がアクセスをした場合、自動音声や自動返信にて現在相談時間外である旨通知しているとのことであるが、こちらも、愛知県女性相談センター等の別の相談窓口の電話番号を案内する等の工夫・対応をすることが望ましい。

4（事業No. 6） 配偶者からの暴力被害者の支援事業

○対象部局 子ども青年局 子ども福祉課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力相談支援センター等において、配偶者から身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力を受けた被害者に対して、安心と安全に配慮するとともに、関係機関と連携し、切れ目のない支援を実施している。

(2) DV被害者ホットライン及びDV被害者 SNS相談に関する契約について

【意見】

ア 検出事項

市は配偶者等からの暴力に関する相談窓口として、以下の相談窓口を設置している。

相談機関	相談方法	開設日時等
名古屋市配偶者暴力相談支援センター	来所、 電話等、 出張	月曜日から金曜日： 午前10時から午後 5時
DV被害者ホットライン	電話	土曜日・日曜日・祝日： 午前10時から午後 6時
DV被害者SNS相談	SNS	水曜日：午後 5時から午後10時 土曜日：正午から午後 5時

このうち、DV被害者ホットライン及びDV被害者 SNS相談については、外部の実施団体に事業委託を行っている。当委託契約は、DV被害者の生命・健康の安全確保に厳重な配慮をした上で必要に応じて情報提供や助言を行うものである。この点から、委託団体について公開すると利用するDV被害者の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるため、非公開とする必要がある。したがって、当委託契約は入札結果の公表を行う競争入札に

はなじまない契約であることから、入札結果の公表を行わなくてよい随意契約にて行っている。

その上で、各契約について 3団体を見積候補として、以下の 3要件を満たすか否かの検討を行い、選定を行った。

＜DV被害者ホットライン＞

- ①電話相談及びDV被害者とその同伴児童への対応ケアについて十分な理解があり、被害者の避難に対して安全に配慮した助言を行うために、本市内でシェルターの運営を行っている団体であること
- ②事業実施日に専用の電話回線を用意できること
- ③全ての事業実施日に対応できること

＜DV被害者SNS相談＞

- ①DV被害者とその同伴児童への対応ケアについて十分な理解があり、被害者の避難に対して安全に配慮した助言を行うために、本市内でシェルターの運営を行っている団体であること
- ② SNS相談事業の経験がある職員がいること
- ③全ての事業実施日に対応できること

選定の結果、 3要件を満たす団体は 1団体のみであり、当該団体と契約を行った。

しかし、当契約においては上記 3要件を満たすか否かの検討が行われたのみで、団体の規模や職員数等の検討が行われておらず、安定した事業運営の可否についての検討が行われていない。

イ 意見

近年、DV被害者の相談及び保護等を行う団体は、職員の高齢化等を理由に解散や人員不足の状況にあるとのことである。実際に、今回の契約にあたり見積候補として挙がっていた 1団体については、令和 5年 3月をもって活動を終了している。したがって、委託団体の選定においては

団体の規模や職員数も把握することで団体自体の事業継続性について検討を行い、当事業の安定した実施につなげることが望ましい。

(3) DV被害者ホットラインの電話相談対応について【意見】

ア 検出事項

DV被害者ホットラインでの電話相談は現在 1回線で対応を行っている。したがって、相談者が電話をしたときにすでに別の相談者が相談を行っていた場合、話し中となる。その際の電話応答については「しばらくお待ちください」等の自動音声流れるのではなく、通常の話中音（ツーツーという音）が流れるのみである。

イ 意見

DV被害者 SNS相談について、すぐに相談員の対応を行うことができない場合は、以下のようなメッセージが配信され、受付が完了した旨や待機していれば対応してもらえる旨が伝えられる。

受付の完了をお知らせします。
相談員の準備が整いしだいすぐにご案内させていただきますので
このままお待ち下さい。
あなたの受付番号は24になります。

*こちらのメールは送信専用メールアドレスから送信
させて頂いております。

（出典：子ども青年局提出資料）

一方でDV被害者ホットラインにおいては、通常の話中音しか流れないことから、相談者がその後どのような対応を取ればいいのか分からない。したがって、例えば自動音声で「しばらくお待ちください」と流す、もしくは愛知県配偶者暴力相談支援センター等の別の相談窓口の電話番号を案内する等、少しでも相談者に寄り添った工夫・対応をすることが望ましい。

(4) DV被害者 SNS相談について【意見】

ア 検出事項

DV被害者ホットライン及びDV被害者 SNS相談の令和 4年度における契約金額は以下のとおりである。契約金額は、相談件数に応じた変動金額ではなく、定められた時間帯に適切な人員配置を行っているという点から固定金額となっている。なお、DV被害者 SNS相談は、電話相談を主とするDV被害者ホットラインとは異なり、意図が伝わりにくい文字だけでのやりとりであるという点から、第三者のチェックを要する等手間がかかるものであり、その分人件費が高くなっている。

事業	内訳	金額	備考
DV被害者 ホットラ イン	人件費	1,577,600円	相 談 員： 928時間（単価 1,700円／時間）
	交通費	278,400円	
	事務管理費	40,276円	
	回線使用料	53,724円	
	合計	1,950,000円	
DV被害者 SNS相談	人件費	2,338,100円	相 談 員： 1,030時間（単 価 2,000円／時間） スーパーバイザー： 154.5時間 （単価 1,800円／時間）
	交通費	247,200円	
	システム使用料	1,016,400円	
	消耗品費	18,000円	
	通信費	72,000円	
	備品購入費	80,000円	
	広報費	385,000円	
	管理費	185,550円	
	合計	4,342,250円	

ここで、両事業における相談件数の推移は以下のとおりである。

事業	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
DV被害者ホットライン	289件	249件	276件
DV被害者SNS相談	—	32件	22件

(出典：子ども青年局作成資料)

DV被害者 SNS相談は令和 3年 7月から開始した事業であり、広く認知されていないという点もあるが、実際の相談件数はDV被害者ホットラインと比較して、著しく少ない状況にある。単純計算であるが、令和 4年度における相談件数あたりの事業費は、DV被害者ホットラインは約 7,065円、DV被害者 SNS相談は約 197,375円であり、DV被害者 SNS相談が高額になっている。

イ 意見

DV被害者 SNS相談は、暴力被害による影響が深刻化しない早い段階でDV被害者が相談機関につながるができるよう、相談に対する心理的な抵抗感を下げることが目的として開始した事業である。そのため、潜在的な利用者は、実際の相談者よりも多く存在することが想定される。現状、市は様々な手段を講じて広報活動を行っているものの、相談件数が少なく相談件数あたりの事業費も高額になっている。

したがって、より一層広報に力を入れ、多くの人に当事業を認知してもらい、暴力被害による影響が深刻化しない段階で対応できるように努めることが望ましい。

(5) 名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議について

【意見】

ア 検出事項

DVの根絶の取り組みについて、民間、行政などの関係諸機関が密接な連携を図り、DV被害者の人権擁護の観点から、予防から緊急介入、自立

支援までのサポート体制を総合的に検討するため、年に 1 回、名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議が開催されている。

しかし当連絡会議について、必ずしも議事録の作成が行われているわけではない。なお、直近では令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症のためオンライン開催であり、検討内容を共有するため議事録が作成されている。

イ 意見

連絡会議の内容及び発言内容を事後的に正確に把握し、今後の事業遂行上の参考とするため、会議の要旨を議事録に残すことが望ましい。

5 (事業No. 7) 多様な生き方への理解促進に向けた意識啓発・専門相談等事業

○対象部局 スポーツ市民局 男女平等参画推進室

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

誰もが性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現を目指し、多様な生き方に対する差別や偏見を解消し、正しい理解を広めるための意識啓発として、性の多様性についてのリーフレット作成・配布や、多様な生き方を考える講演会を実施している。また、セクシュアル・マイノリティに関する専門電話相談も実施している。

市は、令和 4年12月 1日より、ファミリーシップ制度を開始した。本制度は、互いに人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した二人が名古屋市に宣誓し、名古屋市が宣誓書受領証等を交付するものである。

(2) ファミリーシップ制度の他都市等との連携について【意見】

ア 検出事項

市は令和 4年12月よりファミリーシップ制度を開始しているが、ファミリーシップ制度やパートナーシップ制度は各自治体が独自で定める制度であることから、制度利用者が転入・転出する場合、転出元の自治体への宣誓書受領証等の返還等の手続きを行い、改めて必要書類を揃え、転入先の自治体で宣誓を行う必要がある。

市は令和 5年度より豊橋市や岡崎市、一宮市等愛知県内の17の市町それぞれと「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」を締結し、協定を締結している自治体に転居する場合は、転入先の自治体への手続きのみ行い、転出元の自治体への手続きが不要となったほか、転入先での手続きの一部を省略できるようになった。

なお、愛知県内においては、名古屋市に先んじて令和 4年度より豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市及び田原市の東三河 5市にてパートナーシップ制度に係る自治体間連携についての協定を締結していた。

イ 意見

昨今、名古屋市以外でもファミリーシップ制度やパートナーシップ制度を導入している自治体が増加しているが、各自治体と連携することで、当該制度利用者の負担を軽減できるとともに、各自治体の制度受け入れに関するコストの削減も期待できると考える。

令和 5年度に入り、愛知県もファミリーシップ制度の導入に向けた検討を開始しているが、愛知県とも積極的に連携し、今後も効率的かつ実効的な自治体間連携に取り組むことが望ましい。

(3) 成果指標の設定について【意見】

ア 検出事項

「名古屋市男女平等参画基本計画2025」では、目標 1「性別にかかわる人権の尊重」の成果指標として、以下を掲げている。

- ・「デートDV」という言葉の認知度
- ・がん検診受診率（①子宮がん・②乳がん）
- ・「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉の認知度

成果指標の一つである「「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉の認知度」については、令和 6年度に75%を達成することを目指している。なお、当該基本計画の策定時の現状値である令和元年度の数値は 65.5%である。

「名古屋市男女平等参画基本計画2025」の中で、目標の一つとして「性別にかかわる人権の尊重」が掲げられており、市の方針としては以下が挙げられる。

- ①性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
- ②配偶者や交際相手からの暴力の予防啓発
- ③配偶者や交際相手等からの暴力の被害者支援

- ④性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重と生涯を通じた女性の健康支援
- ⑤メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
- ⑥様々な困難を抱える人々（貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国人等）への支援
- ⑦多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等）への理解促進

イ 意見

成果指標の一つである「「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉の認知度」は、上記検出事項に記載のとおり、「性別にかかわる人権の尊重」という目標への対応方針である「⑦多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）等）への理解促進」に関連付けられると考えられる。

市は当該対応方針のために様々な事業を実施しており、その対象は性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）のみにとどまらない。また、性的少数者という言葉伝えるだけではなく、性的少数者に対する理解や具体的な支援を実施するものである。

このような市が実施している事業の進捗や内容について評価する目的のために、「「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」という言葉の認知度」を設定することは相応しいとは言い難い。

したがって、当該事業を行ったことによる効果をより具体的に把握できる成果指標とし、今後の市の方向性を示すような目標値を設定した上で、進捗を管理していくことが望ましい。

(4) 名古屋市にじいろ相談について【意見】

ア 検出事項

市は、令和元年度より、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の当事者や周囲の人が相談できる電話相談を実施している。

電話相談日時は毎月第 2 金曜日の午後 7時から午後 9時までとなり、直近 3年間の相談件数は以下のとおりである。

電話相談件数

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
相談件数	29件	30件	26件

(出典：スポーツ市民局作成資料)

また、令和 5年 8月より、LINEでも相談の受付を開始しており、毎月第 2月曜日及び第 4土曜日の午後 7時から午後10時まで相談を実施している。

イ 意見

市が平成30年度に実施した「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など性別にかかわる市民意識調査」によると、「あなたは、同性愛者や性別を変えた、又は変えようと考えている人に関して、どのような意識啓発や、支援が必要だと思いますか。」という問いに対し、全体の 7割弱の人が「相談できる窓口の設置」と回答している。また、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の当事者に向けた「あなたが抱えている悩みや困りごとについて、お答えください。」という問いに対しては、「家族の理解がなく、偏見や差別があると感じる」、「テレビや新聞、雑誌、コミック、インターネットなどで、偏見や差別があると感じる」、「友人や職場、学校の理解がなく、偏見や差別があると感じる」、「周りに相談できる人がいない」といった回答が多く見られ、「悩みや困りごとはない」と回答した人は 21.1%程度にとどまっている。このことにより、何かしらの悩みや困りごとを抱えている当事者が多いと想定される。

これらの調査の結果からも、相談窓口の設置が求められていると考えられる。

市でも令和元年度より電話相談を開始し、さらに令和 5年度には試行的にLINEでの相談を開始したところではあるが、現状は非常に限られた日時での対応となっている。試行中のLINE相談では、受付時間外に相談

者がアクセスをした場合、自動返信にて現在受付時間外である旨と対応時間帯を案内しているとのことであるが、緊急性の高い相談である可能性も考慮し、一般社団法人社会的包摂サポートセンターの「よりそいホットライン」といった別の相談窓口の電話番号を案内する等、少しでも相談者に寄り添った工夫・対応をすることが望ましい。

また、検出事項に記載のとおり、電話相談の件数は直近 3 年間でほぼ横ばいではあるものの、潜在的な利用者は、実際の相談者よりも多く存在することが想定される。したがって、より一層広報に力を入れ、多くの人に当窓口を認知してもらうように努めることが望ましい。

6（事業No.10） 審議会における女性委員の登用推進事業

○対象部局 スポーツ市民局 男女平等参画推進室

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

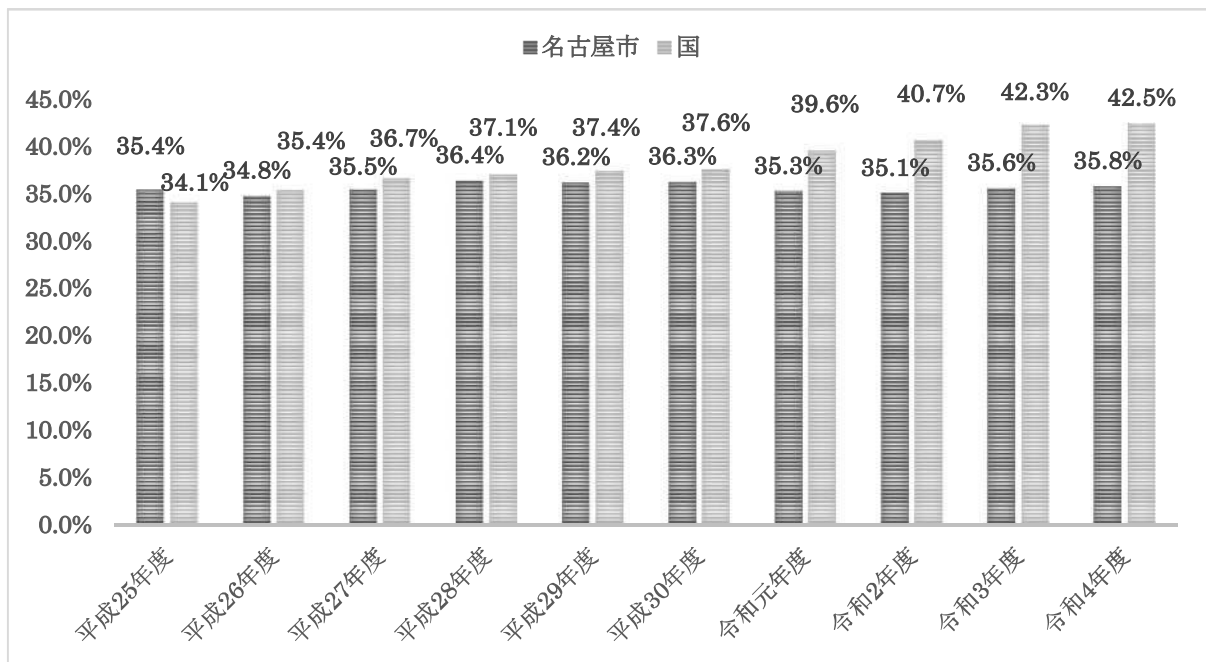
市政における方針決定過程への女性の参画を拡大するため、市の審議会等における女性委員の登用を推進している。

(2) 女性委員の登用率の推移について【意見】

ア 検出事項

名古屋市男女平等参画基本計画2025によると、市の審議会等への女性委員の登用率を、令和7年度に40%以上60%以下にするという目標を設定しているが、平成25年度から令和4年度までの10年間の、審議会等への女性の登用状況の推移は、以下のとおりである。

審議会等への女性の登用状況の推移



(出典：スポーツ市民局作成資料より監査人作成)

また、女性の登用状況を所管する局別で集計し、局単位で40%未満の状況が続く局を抜粋すると以下のとおりである。

局別登用率

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
防災危機管理局	25.0%	25.3%	26.3%	25.0%	19.7%
環境局	36.1%	37.2%	36.1%	36.1%	36.2%
健康福祉局	32.8%	32.1%	32.5%	32.9%	32.9%
緑政土木局	37.0%	31.7%	34.0%	31.3%	30.6%

(出典：市公式ウェブサイトより監査人作成)

「名古屋市審議会委員への女性の登用の促進に関する要綱」では、女性委員が30%未満の審議会については、最優先で女性の登用に努めるとされ、女性委員の割合が30%未満の審議会を所管する各課室長は、登用率が低い理由及び今後の具体的な対応について、男女平等参画推進室長と登用促進に向けた事前協議を行うもの、とされている。

実際の対応としては、所管課室で実態調査を実施し検討を重ねた上で、男女平等参画推進室に報告・協議をし、所管課室と男女平等参画推進室の連名で該当審議会に依頼書を提出しているが、所管課室と男女平等参画推進室との協議内容について、議事録等は作成されていない。

イ 意見

審議会における女性委員の登用状況は、上記検出事項に記載のとおり最近10年間ほぼ横ばいであり、目標値の40%以上60%以下に到達するのは厳しい状況であるといえ、今後より踏み込んだ対策を検討することが望まれる。

そのためにも、所管課室と男女平等参画推進室の間でどのような議論がなされたか正確に把握し、今後の事業遂行上の参考とできるよう、議論の内容を文書化し残すことが望ましい。

7 （事業No.11） 雇用等における女性の活躍推進事業

○対象部局 スポーツ市民局 男女平等参画推進室

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は企業における女性の活躍を支援するため、女性がいきいきと活躍できるような取り組みを行っている企業を「女性の活躍推進企業」として、認定・表彰、認証するとともに、認定・表彰企業の取り組みを広く情報発信している。

名古屋市に事業所がある企業等で、「意識改革」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進」、「女性の活躍推進」の項目で、取り組みを行っている企業に対し、書類審査及びヒアリング審査を行い、認定・表彰企業を決定している。

令和 5年度

子育て支援企業 女性の活躍推進企業

を募集します!

子育て支援企業

制度概要

子育てにやさしい活動を行っている企業を認定します。
また、認定企業のうち、優れた取組をしている企業を表彰します。

対象企業

名古屋市内に事業所がある企業等。企業等には公益法人、NPO法人、個人商店なども含みます。

女性の活躍推進企業

制度概要

女性がいいきと活躍できるような取組をしている企業を認定します。また、認定企業のうち、優れた取組をしている企業を表彰します。
活躍している女性従業員も表彰します。

対象

企業部門

名古屋市内に事業所がある企業等。企業等には公益法人、NPO法人、個人商店なども含みます。

従業員部門

管理職としてロールモデルとなっている女性。今まで女性が配属されてこなかった分野で働き、職域拡大の先駆者となっている女性。

認定を受けるメリット

- 認定証と認定プレートを交付します。
- 認定マークを名刺や印刷物などに表示できます。
- 名古屋市公式ウェブサイトなどで広く公表します。
- 市主催就職セミナーなどで紹介します。
- 市内の大学へPRを行います。
- 名古屋市の入札・契約における優遇措置があります。
- 名古屋市信用保証協会において、信用保証料率を優遇したSDGs関連保証制度の対象となる場合があります。

募集期間 令和5年7月3日(月)から9月15日(金)

ナゴ女応援！サイト公開中



ナゴ女応援！サイトでは、女性活躍推進企業の優れた取り組みやイベント情報を発信しています。

女性の活躍推進に取り組む中小企業を対象とした認証制度もございます。
詳しくは名古屋市公式ウェブサイトへ

名古屋市

女性の活躍推進企業

〈評価項目及び配点〉

1 企業部門

評価項目（一次審査）		配点
(1) 意識改革		10点満点
推進体制	1 女性の活躍促進に関する理念・方針などを定めている	3
	2 会社の意思としてのメッセージが社内に向けてトップから発信されている	1
	3 具体的なビジョン（目指す姿）が従業員に周知されている	1
	4 （目標を達成するための）活動を推進する体制が作られている	1
職場環境・雇用の改善	5 固定的性別役割分担意識を解消するための取組を実施している（例：お茶くみや雑用を性別に関係なく分担 等）	1
	6 セクシュアル・ハラスメント防止のための取組を実施している	1
	7 女性従業員間のネットワークづくりをしている	1
	8 従業員の満足度や就業意欲を把握している	1
(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進		5点満点
勤続年数の伸張	9 柔軟な働き方や、育児休業制度や介護休業制度を始めとしたワーク・ライフ・バランス（家事・育児・介護などの生活と仕事の両立）に関連した制度の利用・取得を促進している（例：在宅勤務、サテライトオフィス、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務 等）	1
	10 業務の効率化や長時間労働の是正をしている（例：業務の見直し、業務分担の見直し、残業削減、休暇取得の促進 等）	1
	11 過去5年間に育児休業・介護休業取得者がいる	1
	12 男女間（正規従業員）の平均勤続年数の差が平均以下である	1
	13 男女間の賃金差異を把握し、対応している（例：公表、原因の分析 等）	1
(3) 女性の活躍促進		19点満点
採用拡大	14 女性（総合職、専門職的な領域）の採用拡大に計画的に取り組んでいる	1
	15 女性（総合職、専門職的な領域）の採用割合に目標数値を設定している	1
	16 女性の応募を促すための取組をしている（例：会社案内等で活躍女性を積極的に紹介、求人先に女性の多い学校等を含める、女性求職者を対象とした職場見学会を実施 等）	1
	17 選考方法に配慮している（例：面接担当者への男女均等な採用に関する研修の実施、性別にかかわらず公正な選考マニュアル等を作成、採用権限のある者に女性を含め、選考の中立性を確保 等）	1
	18 女性が事実上満たしにくい採用条件を見直した（または、そのような条件がない）（例：身長、体重、体力や、転居を伴う転勤を要件としないこと 等）	1
	19 過去5年間に女性（総合職、専門職的な領域）の採用比率が増えている（または、女性の採用比率が30%以上ある）	1
	20 個人の能力に応じて非正規（パート・アルバイト・登録スタッフ等）から正規雇用となった従業員がいる	1

女性の活躍推進企業

職域拡大	21	女性（正規従業員）の職域拡大に計画的に取り組んでいる	1
	22	女性（正規従業員）の職域拡大に目標数値を設定している	1
	23	安全や衛生面に配慮した、男女ともに使いやすい器具・設備等を導入している（例：トイレ・更衣室・休憩室の整備 等）	1
	24	男女（正規従業員）ともにあらたな職域に配置する際に教育訓練を行っている	1
	25	非正規従業員（パート・アルバイト・登録スタッフ等）の能力を開発し向上させる取組がある	1
	26	過去5年間にあらたに女性（正規従業員）を配置した部署がある（または、すべての部署に配置したことがある）	1
管理職登用	27	女性の管理職（課長級以上）の登用に計画的に取り組んでいる	1
	28	女性の管理職（課長級以上）の割合に目標数値を設定している	1
	29	人事考課、昇進・昇格基準等が女性の管理職登用に直接的・間接的に不利になっていない	1
	30	モデルとなる女性を社内報などで紹介している	1
	31	男女ともに継続的な教育の機会が確保されている	1
	32	過去5年間に女性の管理職（課長級以上）比率が増えている（または、女性の管理職比率が10%以上ある）	1
(4) その他			4点満点
その他	33	国や都道府県の女性の活躍に関する認定または表彰等を受けている	1
	34	その他、女性の活躍推進のための独自の取組を行っている	3
合計			38点

一次審査（書類審査）通過後、二次審査（ヒアリング）を実施します。

一次審査において1～34項目の合計が19点以上あることが通過の基準となります。

2 従業員部門

○ 資格要件・推薦分野

市内在住または、在勤の方で勤続年数（同一企業）概ね10年以上の正規従業員の方で下記推薦分野（1）もしくは（2）に該当し、今後の本市の男女平等参画施策にご協力いただける女性

（1）管理職（3年以上経験）として自社を代表するロールモデルとなっている。

（2）今まで女性が配属されてこなかった分野で働き、職域拡大の先駆者となっている。

評価項目（二次審査）		25点満点
1	職場での経歴・実績	10
2	周囲への影響・効果	10
3	ワーク・ライフ・バランス（家事・育児・介護など生活と仕事の両立）に取り組んでいる	5

一次審査では資格要件のみとし、二次審査（ヒアリング）を実施します。

（出典：市公式ウェブサイト）

また、常時雇用する従業員が 100名以下の企業については「チャレンジ企業認証部門」があり、評価項目が少なく申請しやすい制度となっている。

「女性の活躍推進企業」認定企業（以下「認定企業」という。）の認定期間については新規認定企業が 3年、更新認定企業が 5年であり、「チャレンジ企業認証部門」認証企業（以下「認証企業」という。）の認証期間については 5年間となっており、継続を希望する場合は更新申請が必要となる。

(2) チャレンジ企業認証部門の応募・更新について【意見】

ア 検出事項

認定企業及び認証企業それぞれの応募企業数、認定・認証数、更新企業数は以下のとおりである。

認定企業及び認証企業の応募企業数、認定／認証企業数、更新企業数

【認定企業】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
応募企業数	13社	29社	41社
新規認定企業数	13社	15社	28社
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
更新対象企業数	34社	19社	34社
更新企業数	31社	16社	30社

【認証企業】

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
応募企業数	10社	10社	13社
新規認証企業数	10社	10社	13社
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
更新対象企業数	—	4社	11社
更新企業数	—	3社	3社（※）

（出典：スポーツ市民局作成資料より監査人作成）

※令和元年 5月の女性活躍推進法の改正に伴い、令和 4年 4月より従業者 101人以上の企業は認定企業の対象となったため、更新不可となり、更新企業数が大きく減少している。

イ 意見

認定企業については、応募企業数が右肩上がりで増加していることに伴い、認定企業数も増加しており、また、認定期間満了を迎える企業の大半が更新している。

一方、認証企業については、応募企業数は毎年10社程度にとどまっております。ほぼ横ばいである。

市内の企業数を従業者規模別で見ると、令和 3年の従業者数 100人未満の企業数は全体の97.5%を占め、100人未満の企業が圧倒的に多いことが分かる。

従業者規模別企業数（名古屋市）

従業者規模	企業等数	割合
1～ 4人	47,751	60.81%
5～ 9人	13,801	17.58%
10～ 19人	7,959	10.14%
20～ 29人	2,839	3.62%
30～ 49人	2,331	2.97%
50～ 99人	1,875	2.39%
100～ 200人	1,291	1.64%
300人以上	671	0.85%
総計	78,518	100%

（出典：令和 3年経済センサス統計資料より監査人が作成）

従業者数が少なく人手不足な企業ほど、女性活躍推進の取り組みが難しいことは多いと想定され、また、大企業の取り組みが、そのままでは小規模な企業の参考にはならないケースも考えられる。

圧倒的な数を占め、女性活躍推進への取り組みが遅れている小規模企業にフォーカスした取り組みが必要であると考えます。今後小規模企業が対象となる認証企業の制度のメリットを充実させ、また認証企業制度をよりアピールし、女性活躍推進に前向きに取り組む小規模企業、ひいては認証企業数を増加させていくことが望ましい。

8 （事業No. 31） 敬老パスの交付事業

○対象部局 健康福祉局 高齢福祉課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

高齢者の社会参加を支援するため、65歳以上の高齢者に、市営交通機関などに無料で乗車できる「敬老パス」を交付している。

(2) 未支給の乗車料金について【意見】

ア 検出事項

令和 4年 2月より市営交通機関（地下鉄、市バス）に加え、名古屋鉄道、近畿日本鉄道及び東海旅客鉄道並びに名鉄バス及び三重交通への対象交通拡大が行われた。市営交通機関の場合には、敬老パスを改札機、市バス料金箱等の読み取り部にかざせば乗車できるが、名古屋鉄道、近畿日本鉄道及び東海旅客鉄道並びに名鉄バス及び三重交通を利用する場合には、いったん、利用者が乗車料金を負担し、後日に名古屋市から敬老パスの利用者に乗車料金が支給される。支給方法は、主に利用者の銀行口座への振り込みであるが、銀行口座がない方や口座登録を拒否されている方のうち、現金支給の要望があった利用者に関しては、区役所の総務課の窓口での支払となる。4月～9月分の乗車分については10月に、10月～3月の乗車分については翌年度4月に当該期間分の運賃相当額に関する支給金額決定通知書及び請求書を送付し、その翌月に支払われる。現金支給者については、区役所の総務課の窓口に出向いてお金を受け取る必要があるが、下表のとおり、令和5年8月21日時点で未支給となっている乗車料金が存在している。なお、下表の金額には、市営交通機関以外の交通機関を利用することを想定していないため、現金支給の意思表示をしていない（口座登録をしていないが現金支給を希望しているわけでもない）人が名古屋鉄道、近畿日本鉄道及び東海旅客鉄道並びに名鉄バス及び三重交通を利用してしまい、未支給となっている分や運賃相

当額の受け取りを拒否している状態で死亡し、相続人が不明なため未支給となっている分も含まれている。

敬老パス運賃相当額の未支給分について（乗車月別）

令和 5年 8月21日時点

区分		件数（件） （乗車回数）	対象者数（人）	金額（円）
令和 3 年度	令和 4年 2月分	93	22	18,520
	令和 4年 3月分	60	26	11,480
令和 4 年度	令和 4年 4月分	80	31	17,770
	令和 4年 5月分	45	27	8,370
	令和 4年 5月分	66	39	14,370
	令和 4年 7月分	47	30	9,240
	令和 4年 8月分	90	26	20,310
	令和 4年 9月分	37	16	8,000
	令和 4年10月分	97	28	22,570
	令和 4年11月分	45	24	9,590
	令和 4年12月分	91	45	18,260
	令和 5年 1月分	54	27	10,900
	令和 5年 2月分	61	29	11,310
	令和 5年 3月分	75	36	14,620
計		941	406	195,310

（出典：健康福祉局 高齢福祉課作成資料）

イ 意見

未支給となっている金額は、19万円程度ではあるが、対象交通の拡大以降、全ての月分について発生していることから、支給対象者との間でのトラブルの基となることも想定されるため、早期の支給に努められたい。

(3) 利用回数の少ない市民への利用喚起について【意見】

ア 検出事項

令和 6年 2月より、地下鉄・市バスを90分以内に乗り継いだ場合に 2回の乗車を 1回と数える新たな利用回数計算が導入されている。年間の利用上限回数は 730回であるが、利用上限回数を超えて利用している利用者は、下表のとおり、交付者のうち 5%にも満たない状況であり、大半の利用者は利用上限回数までは利用することはなく、年間の利用回数が上限の半分（365回）未満の利用者も多数存在する。

利用回数実績 （令和 4年 4月 1日～令和 5年 3月31日）

利用回数（回）	人数（人）	割合（%）
1～ 24	70,671	23.15
25～ 48	41,073	13.46
49～ 365	145,864	47.79
366～ 730	40,441	13.25
731～1,460	7,162	2.35
計	305,211	100.00

（出典：健康福祉局 高齢福祉課作成資料より監査人作成）

イ 意見

多くの敬老パス利用者は、利用上限回数の半分も利用していないという実態がある。一つの要因として、上限回数を意識し過ぎるあまり、利用を控えるという点が挙げられるが、今回の取組により、地下鉄・市バスを90分以内に乗り継いだ場合には 2回の乗車が 1回と数えられ、その分、利用上限回数に達するまでの余裕が生まれる。そのため、利用控えを抑制する効果が想定され、利用促進につながることを期待される。

個々のライフスタイルや居住地区等を要因として、公共交通機関を利用する機会が少ない方も存在するとは思いますが、社会参加したいという意思はあっても社会参加に踏み出せていない高齢者も少なからず存在していると想定される。そういった方にも敬老パスをきっかけに社会参加し

ていただくことが重要である。令和 4年 2月に実施された対象交通の拡大及び令和 6年 2月から実施されている新たな利用回数計算の導入は、限られた利用者だけでなく、幅広い層に利用促進を働きかける取組であったと思料する。今後も、例えば郵送物を送付する際にイベントや施設等の案内も同封し参加や体験を促す等、利用を増やす方策の検討を継続されたい。

9 （事業No. 32） 老人クラブの活動支援事業

○対象部局 健康福祉局 高齢福祉課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、地域で社会奉仕活動や健康づくり、文化活動などを行う老人クラブに対して補助を実施している。

（老人クラブの活動内容の例示（補助対象外の活動内容も含む。））

① 健康活動

- 日頃の健康管理・正しい生活習慣の学習・実践（栄養・運動・休養、喫煙・飲酒、病気・ねたきり・認知症の予防、歯・口腔の健康づくり、薬の使い方、医療機関のかかり方、健康手帳やお薬手帳の活用、事故防止等）
- いきいきクラブ体操・健康ウォーキング・シニアスポーツの実施
- 趣味・サークル活動の拡充、おしゃべり会の開催
- 料理講習会・食事会の開催
- 家庭内外での転倒しない環境づくり、ヒヤリ地図の作成
- 健康診断・歯（口腔）の定期検診の受診促進、体力測定会の開催
- 高齢者医療や介護保険など制度・施策の学習

② 友愛活動

- 関係機関と連携した集いの場づくり（サロン、ふれあい喫茶、居場所の確保等）
- 日常生活の困りごと支援（電球交換、ゴミ出し、物の移動、買い物等）
- 情報の伝達・提供（クラブや町内情報、福祉・防犯・災害・避難などの情報）
- ひとり暮らしや高齢者世帯への安否確認・声掛け・友愛訪問・話し相手・行事等への参加呼び掛け
- 認知症への正しい理解、権利擁護などの学習活動

③ 奉仕（ボランティア）活動

- 全国一斉「社会奉仕の日」（9月20日）の取り組み
- 公共施設や道路の清掃・美化・緑化・花づくり
- 資源回収・リサイクル活動
- 高齢者施設におけるボランティア
- 地域（子ども）見守りパトロール活動
- 防犯・防災のための活動
- 伝承や他世代交流
- 高齢者や地域から期待される活動への支援

（補助の種類）

○老人クラブの活動助成

① 老人クラブ運営補助

ア 目 的

老人クラブの高齢者の生きがいつくりや健康づくり、地域活動等を促進するもの

イ 対 象

会員 30 人以上の老人クラブ

ウ 内 容

老人クラブの次の活動に係る経費を補助するもの

- ・生きがいを高める活動
- ・健康づくりを進める活動
- ・社会奉仕活動

エ 補助額

下表のとおり

会員数（人）	年額（円）	月額（円）
30～39	41,520	3,460
40～49	46,560	3,880
50～69	57,840	4,820
70～99	64,200	5,350
100 以上	77,880	6,490

② 小規模老人クラブ運営補助 ※平成30年度新設（令和元年度より本市より交付）

ア 目 的

小規模な老人クラブの高齢者の生きがいつくりや健康づくり、地域活動等を促進するとともに、老人クラブの解散防止及び新規結成・再結成を促進するもの

イ 対 象

会員15人以上29人以下の老人クラブ

ウ 内 容

小規模老人クラブの次の活動に係る経費を補助するもの

- ・ 生きがいを高める活動
- ・ 健康づくりを進める活動
- ・ 社会奉仕活動

エ 補助額

月額 2,000円（年額24,000円）

③ 老人クラブ結成助成（公益社団法人名古屋市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）経由で交付）

ア 目 的

老人クラブの新規結成を促進するもの

イ 対 象

会員15人以上の老人クラブ

ウ 内 容

老人クラブの新規結成時に、結成費用を補助するもの

エ 補助額

5,760円（1回のみ）

④ 区老人クラブ連合会活動振興補助（市老連経由で交付）

ア 目 的

区老人クラブ連合会（以下「区老連」という。）の実施する老人クラブ活動振興のための事業を支援するもの

イ 対 象

区老連

ウ 内 容

区老連の老人クラブ活動振興のための事業に係る経費を補助するもの

エ 補助額

市内老人クラブ数に 6,240円（520円×12月）を乗じて得た額を基準として、その 1割相当を均等割、9割相当をクラブ数割として、各区老連に配分。

区老連役員数に応じた額を各区老連に配分。（※令和 5年度新設）

区老連会長 10,000円 区老連役員一人あたり 5,000円

⑤ 市老人クラブ連合会運営補助

ア 目 的

老人クラブや区老連の活動促進を図るため、市老連の運営を支援するもの

イ 対 象

市老連

ウ 内 容

市老連の運営に係る次の経費を補助するもの

- ・職員 1名（事務局長）及び活動推進員 2名分の人件費
- ・運営費
- ・老人クラブ大会開催費

⑥ 老人クラブ活動推進員の設置補助

ア 目 的

老人クラブ等の活動促進のための企画立案、その他関係事業等を推進する老人クラブ活動推進員の設置を支援するもの

イ 対 象

市老連

ウ 内 容

老人クラブ活動推進員に係る次の経費を補助するもの。

- ・市老連に配置する老人クラブ活動推進員 2名（次長、主査）の
人件費
- ・区老連に配置する老人クラブ活動推進員16名の人件費

○老人クラブ健康づくり事業補助

ア 目 的

老人クラブ活動を通じて、高齢者の健康づくり及び介護予防を推進するため、健康づくり活動等の実践を促進する市老連及び区老連の事業を支援するもの

イ 内 容

健康づくり事業に係る次の経費を補助するもの（市老連経由で交付）

- ・市老連に配置する職員 1名の人件費
- ・区老連が行う健康づくり事業の事業費
（老人クラブ会員等を対象とした講習会や高齢者向けスポーツの普及事業等）
- ・市老連が行う健康づくり事業の事業費
（区老連の役員等を対象とした講習会や高齢者向けスポーツ指導者養成のための研修等）

○老人クラブ友愛活動事業補助

① 目 的

老人クラブの友愛活動を通じて、高齢者の安否の確認、孤独感の解消、閉じこもりの防止等を図るため、友愛活動を実施・促進する市老連、区老連及び老人クラブを支援するもの

② 友愛活動の概要

ア 訪問活動

＜対 象 者＞ 65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、
要介護者等

＜活動内容＞ 老人クラブの会員（友愛活動員）が、月 2回程度、
対象者を訪問又は見守り活動等を行い、安否を確認す
るとともに、寂しさを和らげ励ますために話し相手等
になることを基本として行い、必要に応じて生活援助
や外出援助等を行う。

イ サロン活動

＜対 象 者＞ 原則として、開設されるサロンの近隣に居住する概
ね60歳以上の者

＜活動内容＞ 老人クラブが月 1回以上開催し、運営には 5名以上
の会員（友愛活動員）が従事する。老人クラブに所属
しない高齢者に対しても参加を呼びかけ、必要に応じ
てサロン参加者への訪問や見守り等を行う。

③ 内 容

友愛活動事業に係る次の経費を補助するもの（市老連経由で交付）

- ・市老連に配置する職員 1名の人件費
- ・市老連等の事業費
- ・老人クラブ（友愛活動班）の活動費

④ 老人クラブ（友愛活動班）の活動費

ア 訪問活動を行う老人クラブ

年額 4,800円（令和 4年度より 2,400円→ 4,800円）

イ サロン活動を行う老人クラブ

年額 9,600円（令和 4年度より 9,600円→下表のとおり）

＜令和 4 年度からのサロン活動補助額＞

参加人数	活動費（年額）
5人以上14人以下	12,000円
15人以上	19,200円

※ただし、両方の活動を行う場合でもサロン活動費が上限

(2) 老人クラブへの加入率について【意見】

ア 検出事項

名古屋市における老人クラブへの加入率は下表のとおり、令和 5年 1月 1日時点で各区とも15%未満（中村区を除き10%未満）の状況であり、名古屋市全体の加入率も 6.1%（前年比 0.6%減少）と10%未満である。

老人クラブの状況（区別）

（令和 5年 1月 1日時点）

区名	クラブ数	会員数	60歳以上人口	加入率
	クラブ	人	人	%
千種	64 (0)	2,554 (△67)	49,228 (507)	5.1 (△0.2)
東	43 (0)	1,569 (△71)	22,862 (△404)	6.8 (△0.2)
北	110 (△5)	4,071 (△298)	56,125 (173)	7.2 (△0.6)
西	69 (△9)	3,281 (△446)	43,836 (83)	7.4 (△1.1)
中村	139 (△3)	5,362 (△297)	42,655 (△207)	12.5 (△0.7)
中	41 (△2)	1,249 (△151)	21,659 (△1,051)	5.7 (△0.4)
昭和	52 (△4)	1,819 (△198)	31,687 (197)	5.7 (△0.7)

瑞穂	70 (△12)	2,604 (△548)	34,923 (764)	7.4 (△1.8)
熱田	37 (△2)	1,300 (△95)	21,429 (226)	6.0 (△0.5)
中川	107 (△4)	3,995 (△355)	66,216 (674)	6.0 (△0.6)
港	98 (△11)	4,577 (△556)	48,197 (171)	9.4 (△1.2)
南	71 (△5)	2,821 (△312)	47,952 (△96)	5.8 (△0.7)
守山	35 (△1)	1,568 (△102)	52,604 (86)	2.9 (△0.2)
緑	69 (0)	2,872 (△154)	71,004 (1,197)	4.0 (△0.3)
名東	48 (△2)	2,085 (△181)	45,687 (444)	4.5 (△0.5)
天白	44 (△4)	1,768 (△165)	46,739 (△491)	3.7 (△0.3)
合計	1,097 (△64)	43,495 (△3,996)	702,803 (2,273)	6.1 (△0.6)

※60歳以上人口は、令和 5年 1月 1日時点の人口 () は対前年増減
(出典：健康福祉局 高齢福祉課作成資料)

一方、愛知県の各市（名古屋市を除く。）における加入率は下表のとおりである。

令和 3年 4月時点 老人クラブ市別加入率一覧

順位	市名	加盟会員数 (人)	60歳以上 人口 (人)	加入率 (%)
1	田原市	7,317	21,211	34.5
2	碧南市	6,995	21,242	32.9
3	知多市	8,032	28,355	28.3
4	日進市	6,418	22,874	28.1
5	稲沢市	12,334	44,963	27.4
6	弥富市	3,518	13,834	25.4
7	愛西市	5,391	23,019	23.4
8	清須市	4,071	19,608	20.8
9	みよし市	2,879	14,095	20.4
10	安城市	9,770	49,590	19.7
11	西尾市	10,151	53,221	19.1
12	一宮市	23,584	123,911	19.0
13	常滑市	3,477	18,298	19.0
14	あま市	5,074	27,410	18.5
15	東海市	5,701	31,073	18.3
16	豊明市	3,718	21,356	17.4
17	岩倉市	2,517	14,661	17.2
18	豊田市	20,433	121,646	16.8
19	刈谷市	6,363	38,215	16.7
20	岡崎市	17,935	112,779	15.9
21	大府市	3,775	24,015	15.7
22	知立市	2,690	18,079	14.9
23	津島市	2,850	21,531	13.2
24	北名古屋市	2,913	24,369	12.0
25	半田市	4,142	35,952	11.5
26	豊橋市	13,318	117,796	11.3
27	豊川市	6,247	58,791	10.6
28	蒲郡市	2,868	28,232	10.2
29	長久手市	1,251	12,611	9.9
30	高浜市	1,122	11,814	9.5
31	小牧市	4,035	45,644	8.8
32	江南市	2,784	33,142	8.4
33	犬山市	1,725	25,147	6.9
34	春日井市	5,949	95,391	6.2
35	尾張旭市	1,436	26,232	5.5
36	瀬戸市	2,075	45,840	4.5
37	新城市	808	19,421	4.2
	37市計	25,666	1,465,368	15.4

※60歳以上の人口は、各市からの報告値又は、令和 3年 4月 1日愛知県統計課人口動向調査結果

(出典：愛知県碧南市ホームページ掲載資料より監査人作成)

イ 意見

老人クラブは、発足以来、地域に根差した活動を通じて高齢者の生きがいや健康づくりに寄与しており、加入者にとっては老後の生活に欠かせない組織となっている。しかし近年、老後の生活環境が多様化してきている影響もあり、老人クラブの会員数が減少している。名古屋市についても例外ではなく、会員数は減少し、加入率は令和 5年 1月 1日時点で 6.1%となっている。算出時点が市のデータより少し前（令和 3年 4月時点）にはなるものの愛知県の他市の加入率と比較しても極めて低い状況となっている。市は、老人クラブに対して補助を行っているが、加入率が極めて低い現状においては、特定の高齢者だけへの助成となってしまう。そうならないようにするためには、老人クラブへの加入率を増加させていく必要がある。当事業における補助は老人クラブの加入率の増加のためだけに行われているものではないが、補助を行うことで一定程度、加入率の増加に寄与していることは間違いない。ただし、現状の加入率を鑑みると補助以外にも加入率を増加させるような対策が必要である。現状も他の地域団体への協力依頼等や老人クラブ活動に対して活動場所の確保にかかる便宜の供与などの直接的な支援を行っているものの十分な効果が出ているとは言い難い。そのため、市老連と連携し、市としての加入率を増加させるようなさらなる取組を検討されたい。

10（事業No. 33） 福社会館の運営事業

○対象部局 健康福祉局 高齢福祉課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

高齢者が健康で明るい生活を営めるよう、福社会館を運営し、高齢者の各種相談に応じるとともに、教養の向上、健康の増進、レクリエーション活動などの機会を提供している。

○対象者

市内に居住する60歳以上の高齢者

○事業内容（老人いこいの家は、①～③を除く。）

- ①健康相談 毎月 1回以上、嘱託医による健康相談を実施し、病気の早期発見と治療について助言・指導を行う。
- ②生活相談 随時、職員が高齢者の日常生活の悩み等の相談に応じ、助言を行う。
- ③電話相談 ひとり暮らし高齢者宅へ、相談員が週 2回以上定期的に電話をかけ、安否を確認するとともに様々な相談に応じる。
- ④趣味・教養講座 年間を通じて、各種の趣味・教養講座を開催し、高齢者の教養の向上の機会を提供する。
- ⑤機能回復訓練 健康講座として、機能回復訓練を定期的に実施し、高齢者の心身の機能低下を予防する。
- ⑥入 浴 開館日の午後、男女各 1時間、浴室を開放し、高齢者の交流の場を提供する。
- ⑦娯 楽 室 常時、囲碁や将棋等の設備を個人で自由に利用できる娯楽室を設置し、高齢者の交流の場を提供する。

⑧貸 室 集会室等を無料で貸与し、同好会等に自主的な活動の場を提供する。

⑨そ の 他 利用者同士の親睦を深めるための各種行事を開催する。

○開館時間 月曜日～土曜日 午前 8時45分～午後 5時

(※土曜日午後開館は平成19年度から)

※昭和福社会館のみ毎月第 2日曜日午前 8時45分～午後 5時
(令和 4年10月から)

○休館日 日曜、祝日、年末年始

(2) 数値目標について【意見】

ア 検出事項

当事業の目標は「16区での福社会館の運営」となっている。福社会館で行われている趣味・教養講座は定員を超える応募がある状況であり、また利用者アンケートにおいても福社会館の事業や職員の対応、環境に満足している旨の回答がほとんどである。そういったこともあり、数値目標は当事業にはそぐわないという理由で当事業に関しての数値目標が設定されていない。

イ 意見

例えば、利用者アンケートで、前年以前から福社会館を利用している方に対して、「前年と比較して福社会館の運営に満足しているか」といった設問を設定し、「前年よりも良い」という選択肢で回答した方の比率の向上を目標とする等、効果測定に資する数値目標を設定することはできると考える。何らかの数値目標を置くことで、業務を効果的、効率的に行うという意識への働きかけにつながるため、検討されたい。

(3) アンケートの活用について【意見】

ア 検出事項

毎年、利用者満足度調査のアンケートが実施されているが、統計的な意味合いが強く、アンケートの回答結果が、その後の福祉会館の運営に活用されていない。

＜利用者アンケートの設問＞

- ① どのようにして福祉会館を知りましたか。
- ② 何を目的に福祉会館に来ていますか。
- ③ どのくらいの頻度で福祉会館を利用しますか。
- ④ どのような交通手段を使って福祉会館を利用されますか。
- ⑤ 来館にかかる時間はどれくらいですか。
- ⑥ どのようなことで福祉会館を利用されますか。
- ⑦ 福祉会館の事業に参加してどのように感じますか。
- ⑧ 現在の福祉会館の事業に満足していますか。
- ⑨ 日常の職員の対応に満足していますか。
- ⑩ 福祉会館の環境・設備について満足していますか。

※その他、新型コロナウイルス感染症も含め、福祉会館に対するご意見などがありましたら、ご自由にご記入ください。

イ 意見

アンケートは利用者の感想や意見を把握できる貴重なツールである。そのため、アンケートの結果から、どのような対応が必要であるかを検討するとともに実際に対応を図ることが非常に重要である。せっかく、毎年、アンケートを行っているのであれば、その後の福祉会館の運営に活用することが望ましい。そのためには、アンケートの設問も毎年、同様ではなく、その後の運営に活かせるような設問を工夫して設定することを検討されたい。

○対象団体 社会福祉法人中村区社会福祉協議会

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：名楽福社会館

(1) 施設の概要

【住所】中村区名楽町四丁目 7－18

【指定管理者】社会福祉法人中村区社会福祉協議会

【床面積】936.24㎡

【開設年月日】昭和43年 6月 1日

【対象者、事業内容、会館時間】上記、事業の概要に記載のとおり

【外観】



(2) 書類の廃棄について【意見】

ア 検出事項

福祉会館の運営上、作成される各書類は規程で定められた保存期間経過後、廃棄される。書類は年度単位でまとめて廃棄されているが、廃棄された書類の廃棄リストが作成されていない。

イ 意見

廃棄リストがないと、実際にどの書類が廃棄されたのかが明確でなく、要保存期間が経過していないのに書類を廃棄してしまうということにつながるリスクもある。また書類が無くなっても紛失したのか、廃棄したのかが判別できなくなるリスクもある。そのため、廃棄リストを作成し、廃棄権限のある者の承認を得た上で、リストと現物の照合を行い、廃棄を行うことが望ましい。

11（事業No. 35） シルバー人材センター事業への補助事業

○対象部局 健康福祉局 高齢福祉課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

高齢者が働くことを通じて生きがいを高め、福祉増進と活力ある地域社会を形成するため、会員に臨時的・短期的な仕事を提供するシルバー人材センター事業への補助を実施している。

シルバー人材センターに登録している会員は、シルバー人材センターから請負又は委任の形式により仕事を引き受ける。仕事の完了後、会員に対して、発注者から支払われた契約代金の中から仕事の内容と就業実績に応じた「配分金」（報酬）を支払う。

(2) 補助の対象となる職員の確認について【意見】

ア 検出事項

シルバー人材センターでは、補助金の交付要綱に基づき、事業終了後に事業実施報告書及び決算書を市に提出している。その際に、当該事業に係る経費と他の経費を区分した書類を添付している。

市では、当該書類を閲覧し、精算内容に補助の対象となっていない職員の人件費等が含まれていないことの確認を行っている。しかし、当該確認は補助金を精算する時点のみで行われており、補助金を申請する時点では行われていない。

イ 意見

現在の運用では、補助金の精算時点でのみ、シルバー人材センターからの申告内容に補助の対象となっていない職員の人件費等が含まれていないことの確認を行っている。

申告内容が適格か、早期に確認できるよう、補助金を申請する時点においても、当該確認を行うことが有効であると考える。

○対象団体 公益社団法人シルバー人材センター

■事業関連の団体に対する指摘、意見

(1) 団体の概要

運営事業：「シルバー人材センター事業」、「高齢者就業支援センター事業
(指定管理者)」

事務局：本部・東部支部、南部支部、西部支部、北部支部

住所（本部）：〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通 3丁目12番地の 1
御器所ステーションビル 4階



(2) 退会者の退会理由の把握について【意見】

ア 検出事項

シルバー人材センターの会員からの退会者について、選択式のアンケートにより退会理由の把握が行われているものの、「その他」の項目を選択するケースが多く、自由記載欄にその内容を記載する退会者が少ない。そのため、退会理由の有効な分析ができていない。令和 4年度の退会者の退会理由は下表のとおりである。

会員の退会理由（令和 4年度）

	退会者数	割合
病気（本人）	246名	20.3%
他で就業	94名	7.8%
死亡	45名	3.7%
転居	28名	2.3%
希望の仕事なし	137名	11.3%
就業機会なし	6名	0.5%
家庭の事情（介護）	25名	2.1%
加齢	108名	8.9%
センターへの不満	0名	0%
不明	34名	2.8%
その他	489名	40.3%
合計	1,212名	100.0%

（出典：シルバー人材センター作成資料より監査人作成）

イ 意見

退会理由を明確に把握し分析することは、退会者数を抑制し、新規入会者数を増加させるためには必要不可欠である。アンケートの項目の見直し等、退会理由を明確に把握できる方法を検討することが望ましい。

(3) 目標値の設定について【意見】

ア 検出事項

シルバー人材センターの第四次長期計画では、令和 7年度末に会員数 10,000人の目標値を掲げているものの、会員数の実績は下表のとおりである。令和 4年度末時点で大きく目標未達となっている。

シルバー人材センターの会員数推移

	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
会員数	8,445名	7,682名	7,752名	7,753名

(出典：シルバー人材センター作成資料より監査人作成)

イ 意見

当該計画は新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前に策定されたものであり、昨今の社会情勢においての目標値には適していないと考えられる。したがって、長期計画の見直し、又は、短期計画の策定を行い、現実的に達成可能な目標値を設定することが望ましい。

12（事業No. 36） 鯉城学園の運営事業

○対象部局 健康福祉局 高齢福祉課

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：名古屋市鯉城学園

(1) 施設の概要

高齢者の生きがいを高め、社会参加を促進するとともに、地域活動の核となる人材を養成するために、鯉城学園を運営し、講座、学園行事、クラブ活動などを実施している。

設置主体：名古屋市

管理運営：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

受付時間：午前 8時45分～午後 5時15分（土日祝除く）

住所：〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番地13号 伏見ライフプラザ内



(2) 図書の実地棚卸について【意見】

ア 検出事項

鯨城学園には図書室があり、約 5,300冊の図書の閲覧・貸し出しを行っている。図書は指定管理料で購入するほか、寄付による受贈図書もある。貸し出しについては、図書の管理台帳や利用者に交付する貸出カードを作成し、運用しているが、図書の実地棚卸を行っていない。

イ 意見

実地棚卸を行うことで、正確な図書の種類及び数量を把握することができる。また、帳簿上の図書と実際の図書の差異や、保管状況の問題点などを発見することもできる。

したがって、例えば年に一度などの頻度で、実地棚卸を行うことが望ましい。

(3) パソコン・ビデオブースの有効利用について【意見】

ア 検出事項

鯨城学園の図書室にはパソコン・ビデオブースがあり、インターネット等を利用することができる。しかし、パソコン・ビデオブースを利用する学生がほとんどいないため、パソコン・ビデオブースが有効に利用されていない。

イ 意見

従来どおりパソコン・ビデオブースの機能として利用することのほか、約 5,300冊の図書のうち本棚に並べ切れていない図書の設置スペースとして利用することも考えられる。

設備やスペースを有効に利用するため、パソコン・ビデオブースの有効利用の方法について検討する必要があると考える。

(4) 鯨城会の会員数の減少について【意見】

ア 検出事項

鯨城会とは鯨城学園の卒業生の同窓会組織であり、地域福祉活動などの社会活動に取り組んでいる。下表のとおり、鯨城会の新規入会者数は年々減少しており、それに伴い会員数も減少している（なお、令和 3年度及び令和 4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和 2年度及び令和 3年度について休校としたことで、卒業生がいなかったため、新規入会者数が 0名となっている。）。

鯨城会への新規入会者数推移

	鯨城学園の 前年度卒業生数	鯨城会への 新規入会者数	卒業生入会率
平成26年度	518名	364名	70.3%
平成27年度	521名	357名	68.5%
平成28年度	658名	402名	61.1%
平成29年度	546名	290名	53.1%
平成30年度	497名	180名	36.2%
令和元年度	563名	179名	31.8%
令和 2年度	388名	115名	29.6%
令和 3年度	0名	0名	—
令和 4年度	0名	0名	—

（出典：健康福祉局作成資料より監査人作成）

イ 意見

高齢者の生きがいを高め、社会参加を促進するとともに、地域活動の核となる人材を養成するという事業の目的に照らすと、鯨城会の活動は、鯨城学園での学びの成果を発揮する場の一つであると考えられる。

事業の成果を測る一つの指標となるため、卒業生の鯨城会への新規入会率を上昇させ、会員数を増加させる方法を検討する必要があると考える。

(5) 数値目標について【意見】

ア 検出事項

学園を適切に運営することに目標を置いており、当事業には数値目標はそぐわないとの理由で、当事業に関しての数値目標が設定されていない。

イ 意見

例えば、原則として毎年実施している学生へのアンケートで把握できる利用者満足度において、常に80%以上の学生から満足・概ね満足との回答を得ることを目標とする等、効果測定に資する数値目標を設定することはできると考える。何らかの数値目標を置くことで、業務を効果的、効率的に行うという意識への働きかけにつながるため、検討されたい。

13（事業No. 62） 障害者基幹相談支援センターの運営事業

○対象部局 健康福祉局 障害者支援課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者基幹相談支援センターを、市内各行政区に開設している。

具体的な事業内容は概ね以下のとおりである。

- ア 総合相談
- イ 処遇困難な障害者（児）への相談支援
- ウ 地域環境づくり
- エ 人材育成
- オ 地域移行・地域定着支援
- カ 権利擁護
- キ 障害福祉サービス利用に係る利用者等からの苦情受付などの対応
- ク 精神障害者地域活動支援事業
- ケ その他

なお、各区の障害者基幹相談支援センターの事業運営は外部団体に委託している。委託期間は平成31年 4月 1日から 5年間（地方自治法第 234条の 3に基づく長期継続契約）である。

(2) 相談件数の集計、報告について【指摘】

ア 検出事項

市は、各区の障害者基幹相談支援センター管理者から、各区における相談支援件数の実績、障害支援区分認定調査件数の実績など、障害者基幹相談支援センターの事業内容について、毎月報告を受けている。

その事業内容についての報告様式は以下のとおりである。

障害者基幹相談支援センター事業に係る事業内容報告書 第 3 号様式

(第3号様式)

事業内容報告書

区障害者基幹相談支援センター (計)

年 月 分

(当月分・相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人数	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者								
障害児								
計	0	0	0	0	0	0	0	0
内、新規								

障害患者(その他の再掲)
0

(年度累計・相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人数	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他
障害者								
障害児								
計	0	0	0	0	0	0	0	0

障害患者(その他の再掲)
0

支援内容・方法

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や症状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計	差別に関する相談(権利擁護の再掲)	虐待相談(権利擁護の再掲)
訪問	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同行	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個別支援会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
関係機関調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電子メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ト・ア・サ・リ・ン・グ(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	総会(創設会)	部会	研修会	その他	計
地域自立支援協議会					0

.*

事業運営費外	障害支援区分認定調査 件	サービス等利用計画(案) 件	サービス等利用計画 件	継続サービス利用支援 件	入居成立 件
--------	-----------------	-------------------	----------------	-----------------	-----------

(出典：健康福祉局作成資料)

ここで、相談支援を行った障害者(児) 1名について、同じ日に内容・方法が異なる相談支援を行った場合には、該当する支援区分それぞれの相談実績件数として報告しなければならない計上方法となっている。

また、障害支援区分認定調査を行った場合で、その際に相談業務も行った場合は、その相談業務の件数についても実績件数として報告しなければならない計上方法となっている。

しかし、以下の障害者基幹相談支援センターにおいて、その計上方法に誤りがあった。

■ A区障害者基幹相談支援センター

同じ日に内容・方法が異なる相談支援を行った場合に、該当する支援区分それぞれの相談実績件数として計上すべきところ、相談支援を行った障害者（児）の数を実績件数として報告しており、報告件数が過少となっていた。

■ B区障害者基幹相談支援センター

障害支援区分認定調査の際に相談業務も行ったにもかかわらず、その相談業務の件数について実績件数として報告していなかった。

これに関して、市はその計上方法について定めた文書を作成し、各障害者基幹相談支援センターの管理者に配布することで計上方法の詳細を周知している。

しかし、市がこの文書の配布を行ったのは、長期継続契約の開始年度である平成31年度当初のみであり、毎年度の配布は行っていなかった。

イ 指摘

相談件数の数は、相談員の配置人数を適切な数に調整するための重要な指標となる。そのため、市は相談件数について集計の正確性を確保する必要がある。

特に、計上方法について定めた文書の配布が平成31年度当初のみであり、明らかにこの周知不足が今回の誤りの原因の一つであると考えられる。

今後は正確な集計がされるよう、適切な統制の構築を行うことが必要である。

なお、健康福祉局は今回の件を受けて、令和 5 年 8 月 25 日に各区の障害者基幹相談支援センター管理者に対し、以下のとおり事業内容報告書（第 3 号様式）の計上方法について再周知を行っている。

事業内容報告書（第 3 号様式）の計上方法について（再周知）

令和 5 年 8 月 2 5 日	
各区障害者基幹相談支援センター 管理者様	名古屋市健康福祉局 障害福祉部障害者支援課
事業内容報告書（第 3 号様式）の計上方法について（再周知）	
日頃は、本市の障害福祉行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。毎月、相談支援に関する実績報告として事業内容報告書（第 3 号様式）を、翌月 10 日までに提出いただいているところですが、計上方法について、本来計上すべきものが計上されていないといった事例がありましたので改めて計上方法について再周知をさせていただきます。センター内でも周知を改めてさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。	
記	
1 当月分・相談支援を利用している障害者等の人数	

（出典：健康福祉局作成資料）

14（事業No. 63） 障害福祉サービス事業者等への整備・運営補助事業

○対象部局 健康福祉局 障害者支援課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、障害者の地域生活基盤の充実を図るため、障害者の居住の場や日中活動の場となる施設の整備や運営を行う事業者に対する補助を実施している。

具体的には、以下の補助を実施している。

- 障害者福祉施設運営補助
- 障害児・者相談支援事業補助
- 日中一時受入事業
- 身体障害者福祉ホーム補助
- 知的障害者（在宅）地域生活体験訓練補助
- 障害者施設の整備補助
- 障害者グループホームに対する運営等補助
 - 共同生活援助事業費補助
 - 共同生活援助事業運営費補助
 - 共同生活援助事業設置費補助
 - 共同生活援助事業改修費補助
 - 障害者グループホームバリアフリー化改修補助
- 障害者グループホームのスプリンクラー等整備補助

(2) 共同生活援助改修費補助実績について【意見】

ア 検出事項

市は、共同生活援助事業所（グループホーム）を運営する事業所が共同生活住居を新規設置する場合に、建築基準法に適合するために必要な改修工事費を補助している。

しかし、下表のとおり、平成25年度の制度開始から令和 4年度までの10年間で補助実績が 7件である。

共同生活援助改修費補助実績推移

(単位：件)

平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1	4	0	0	0	1	0	1	0	0

(出典：健康福祉局作成資料)

イ 意見

補助実績の件数が少ない。実績が少ない原因を分析し、例えば以下のように、今後の当補助金のあり方について検討を行うことが望ましい。

- ✓当補助金を積極的に利用してもらうための方策を検討する
- ✓補助内容を見直す
- ✓補助制度を廃止する

(3) グループホームのスプリンクラー設置について【意見】

ア 検出事項

障害者グループホーム等の施設には、下表のとおり、入居者に占める重度者の割合により、設置すべき消防設備について消防法上の定めがある。

グループホーム等における消防設備の設置基準（概要）

重度者の割合	設置すべき消防設備
障害支援区分 4以上の者であって、「障害者支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」別表 1の項目のうち移乗等 6項目で支援が必要等とされた者が概ね 8割を超える	■ スプリンクラー設備 ■ 火災通報装置連動型の自動火災報知設備
障害支援区分 4以上の者が概ね 8割を超えない	■ 自動火災報知設備

(出典：健康福祉局作成資料より監査人作成)

障害者支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表 1

群	項 目					
3	移乗	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
3	移動	支援が不要	見守り等の支援が必要	部分的な支援が必要	全面的な支援が必要	
6	危険の認識	支援が不要	部分的な支援が必要		全面的な支援が必要	
6	説明の理解	理解できる	理解できない		理解できているか判断できない	
8	多動・行動停止	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
8	不安定な行動	支援が不要	希に支援が必要	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要

最終的には障害者グループホーム等の施設を管轄する消防署が入所者の実態を調査した上で、設置すべき消防設備の判断を行っている。なお、消防署による調査は、依頼の都度行われるものであり、毎年継続的に行われるものではない。

これに関し、市は障害者グループホーム等を運営する事業所に対して、スプリンクラー設備整備等の消防設備に係る補助を行っている。

補助対象となる消防設備及び補助額

消防設備	補助額
スプリンクラー設備	基準額の 3／ 4を補助 基準額21.5千円／㎡
消火ポンプユニット	基準額の 3／ 4を補助 基準額 3,090千円／か所

また、市は、市内の障害者グループホーム等を対象に、毎年の重度者割合について調査を行っている。

その調査の結果、下表のとおり、重度者割合が 8割以上の施設が 2施設あった。

令和 4年度 調査結果（抜粋）

施設名	定員	支援区分			
		4以上	3	2以下	重度割合
A	2人	2人	0人	0人	100.0%
B	5人	4人	0人	1人	80.0%

（出典：健康福祉局作成資料）

そこで、管轄する消防署に調査を依頼した結果、スプリンクラー等の設備設置義務はないと判断された。

その結果、上記 2施設はスプリンクラー等の設備を設置していない。

ここで、市は上記 2施設も含めた障害者グループホーム等を運営する事業所に対し、毎年当補助についての紹介通知を行っている。

しかし、その通知上で、入居者の障害の程度が悪化するなど、状況の変化が生じた場合に市に連絡するなどの要請は行っていない。

イ 意見

重度者割合が概ね 8割超となっている 2施設は消防署の判断によりスプリンクラー設置義務なしとなったものの、依然として火災時のリスクは他の施設に比して高い状況に変わりはない。引き続き、設置の推奨の呼びかけを行うべきである。

また、障害者の障害の程度は、急に悪化することもある。消防署の判断後に、入居者の障害の程度が急に悪化する恐れもある。しかし、障害者グループホーム等を運営する事業所は、消防設備設置の金銭的負担を避けるため、その悪化の懸念を市に伝えるとは限らない。

そのため、懸念される状況が生じている場合は、例えば当補助の通知文書内で、市への連絡を要請しておくなどの対応を検討することが望ましい。

15（事業No. 65） 障害者虐待相談支援事業

○対象団体 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：名古屋市障害者虐待相談センター

(1) 施設の概要

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、市は障害者虐待の予防及び早期発見のための体制整備を図る目的で、障害者虐待相談センターを運営している。

施設の概要は以下のとおりである。

■実施事業

- ✓障害者虐待に関する相談
- ✓研修事業
- ✓広報・啓発事業

■運営主体：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「社協」という。）

■外観



(2) 重要書類の管理について【意見】

ア 検出事項

社協は、市民から受けた相談内容について、紙資料に記録し、まとめている。この紙資料については、毎日、鍵のかかる金庫に保管している。この金庫の鍵には物理的な鍵（いわゆるシリンダー錠）と暗証番号の 2 つがある。シリンダー錠だけでは金庫は開錠できない。

ここで、社協はこの暗証番号について定期的な変更を行っていない。また、暗証番号の定期的な変更についての規定はない。

イ 意見

市民からの障害者虐待に関する相談記録には、個人情報が多く含まれている。そのため、管理は厳重に行うべきである。

この点、金庫はシリンダー錠と暗証番号の二重セキュリティを採用しているが、この暗証番号は外部に漏洩すれば無力となってしまう恐れがある。そのため、暗証番号は定期的に変更することが重要である。特に、人事異動などで金庫の管理者が交代した後は、前任担当者が金庫を開錠できないように、暗証番号を変更しておくことが望ましい。

今後は、暗証番号について定期的に変更するとともに、変更に関する規程を作成して、管理することが望ましい。

16（事業No. 66） 障害者に対する意思疎通支援事業

○対象部局 健康福祉局 障害企画課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、障害者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成や派遣などを実施している。

具体的には、以下の事業を実施している。

■手話通訳者養成講座

➤ろう講師と名古屋市認定手話通訳者が講師となって、手話通訳者として必要な知識・技術を学ぶ。

■手話奉仕員養成講座

■盲ろう者向け通訳・介助員養成講座

■要約筆記者養成講座

■代筆・代読支援員養成講座

■オンライン手話講座

(2) 「初めてのオンライン手話講座」について【意見】

ア 検出事項

市は、令和 3年度から、手話を初めて学習する人に向けた講座「初めてのオンライン手話講座」を開催している。

この講座は、オンラインで、講師と受講者とは直接対話形式で意思疎通の訓練を行うため、毎回10名を受講者数の定員としている。なお、参加費は無料である。

この講座は、下表のとおり、受講者数に対して申込者数が多い状況となっている。

初めての手話オンライン講座実績

	令和3年度	令和4年度
開催数	2回	5回
受講者数	20名	50名
申込者数	146名	395名
倍率	7.3倍	7.9倍

(出典：健康福祉局作成資料より監査人作成)

なお、受講については、毎回抽選を行っており、抽選漏れになった方については、次回開催の講座への案内をし、再度抽選を行っている。また、開催回によって、新規募集はせず抽選漏れになった方のみを再度抽選にかける等、優先する対応をしており、同一の受講者が再度受講することはできない。

以上の高倍率を受けて、市は開催回数の拡大に努めている。しかし、講師となる聴覚障害当事者の数には限りがあり、年 5回の開催にとどまっている。

イ 意見

受講者数に対して申込者数が圧倒的に多いものの、講師となる聴覚障害当事者数の不足が原因で開催回数を増やすことができていない。

そのため、今後は講師の確保に努めることで、なるべく市民の申し込みに応え、ひいては障害者の意思疎通手段が広く市民に浸透することが望ましい。

17（事業No. 67） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた
取り組み事業

○対象部局 健康福祉局 健康増進課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、地域で支えていくための地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを実施している。

この取組の一環として、市は精神障害者ピアサポート活用事業を行っている。これは、精神科病院への入院者及び地域住民等に対し、精神障害者ピアサポーターによる支援（体験談の語り）を活用して、地域での生活をするための支援等を行うものである。ここで、ピアサポーターとは、障害当事者が自らの経験を活かし他の障害や疾病のある障害者をサポートする支援員をいう。

(2) 各区の精神障害者ピアサポーター登録人数について【意見】

ア 検出事項

精神障害者ピアサポーターの各区での登録人数は下表のとおりである。

精神障害者ピアサポート活用事業区別登録者数の推移

区	ピアサポーター登録者数（人）		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
千 種	4	7	5
東	7	7	9
北	11	14	16
西	3	7	10
中 村	5	6	6
中	0	1	1
昭 和	6	7	8
瑞 穂	3	3	4
熱 田	0	1	1
中 川	2	3	3

港	1	5	7
南	0	0	1
守 山	7	8	14
緑	0	2	5
名 東	0	0	2
天 白	2	2	2
合 計	51	73	94

(出典：健康福祉局作成資料)

令和 4年度では中区、熱田区、南区ではそれぞれ 1人であるのに対し、北区は16人、守山区は14人と、区によって登録人数に偏りがある。

また、精神障害者ピアサポーターを活用した事業実績は下表のとおりである。

名古屋市精神障害者ピアサポーター活用事業実績

区	事業実績		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
千 種	13	25	19
東	0	0	7
北	3	7	9
西	0	0	17
中 村	6	15	27
中	0	2	8
昭 和	8	11	27
瑞 穂	3	4	3
熱 田	0	2	6
中 川	5	4	5
港	0	1	4
南	0	0	0
守 山	4	7	15
緑	0	2	8
名 東	0	0	0
天 白	0	0	0
合 計	42	99	155

(出典：健康福祉局作成資料)

令和 4年度では南区、名東区、天白区では 0回であるのに対し、中村区、昭和区は27回であるなど、精神障害者ピアサポーター活用事業実績についても、区によって偏りがある。

そこで、市は複数区の精神障害者ピアサポーターが合同で活動する場を設けたり、精神障害者ピアサポーター活用事業実績がない区も、ブロック内で実績の多い他区の取り組みを共有する場を設けるなどして、活用事業の拡大を図っている。

イ 意見

名古屋市全体の精神障害者ピアサポーター登録者数は増加傾向にあるが、区による偏りが生じている。そのため、精神障害者ピアサポーター登録者数の少ない区については、登録者数を増やすよう努めることが望ましい。

そして、登録者が増えるまでは、引き続き、複数区の精神障害者ピアサポーターが合同で活動する場を設けるなど、事業の実績が区によって偏らない施策を講じることが望ましい。

18（事業No. 69） 障害者医療費助成事業

○対象部局 健康福祉局 医療福祉課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、障害者の福祉の向上を図るため、一定以上の障害がある人に対し、医療費自己負担分を助成している。

愛知県内の病院などで対象者の方が受診するときに、健康保険証とともに「医療証」を窓口に提出すると、医療費（保険診療分）の自己負担額が助成され、無料の取り扱いとなる。

助成対象者は以下のとおり。

- 身体障害者手帳 1級から 3級をお持ちの方（じん機能障害の場合は 1級から 4級の方。進行性筋萎縮症の場合は 1級から 6級の方。）
- 精神障害者保健福祉手帳 1級から 2級をお持ちの方
- 知能指数が50以下と判定された方
- 医師に自閉症状群と診断された方
- 特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちで、日常生活が著しい制限を受けると医師に証明された方

一方、以下の方は助成対象とならない。

- 生活保護を受けている方
- 前年の所得（1月から7月の申請の場合は前々年の所得）が基準額を超える方
- 後期高齢者医療制度の対象となる方（福祉給付金支給制度で医療費の自己負担額が助成される。）
- 他の給付により医療費の自己負担がない方

(2) 障害者医療費助成の所得制限について【意見】

ア 検出事項

障害者医療費助成を受けるには所得制限があるが、具体的には、以下のとおりである。

所得制限基準額

扶養親族（配偶者含む。）の人数	基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円

（出典：福祉医療費助成制度のご案内）

これに関し、平成12年12月の所得制限導入以来、当所得制限基準額については「特別障害者手当」に係る所得制限基準額と同額としており、その改正が行われた平成14年 8月以降変更されていない。

国の施策としての「特別障害者手当」は、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的としている。

■ 支給要件：精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者

■ 支給月額（令和 5年 4月時点）：27,980円

■ 所得制限：受給者資格者の前年の所得が以下の限度額を超えるときは手当が支給されない

所得制限限度額（平成14年 8月より）

扶養親族（配偶者含む。）の人数	限度額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円

（出典：厚生労働省 HP より監査人作成）

イ 意見

近年、ロシアのウクライナ侵攻の長期化は、エネルギーや原材料価格の高騰につながっているとされ、我が国でも以下のとおり記録的な物価上昇の傾向が続いている。

我が国の2020年を 100とした場合の消費者物価指数（総合指数）の推移

		2022年				2023年	
原数値		9月	10月	11月	12月	1月	2月
総合	指数	103.1	103.7	103.9	104.1	104.7	104.0
	前年同月比(%)	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
104.4	105.1	105.1	105.2	105.7	105.9	106.2
3.2	3.5	3.2	3.3	3.3	3.2	3.0

（出典：総務省報道資料 2020年基準消費者物価指数）

しかしながら、我が国の名目賃金の水準はほぼ横ばいであり、物価水準ほど上昇していない。

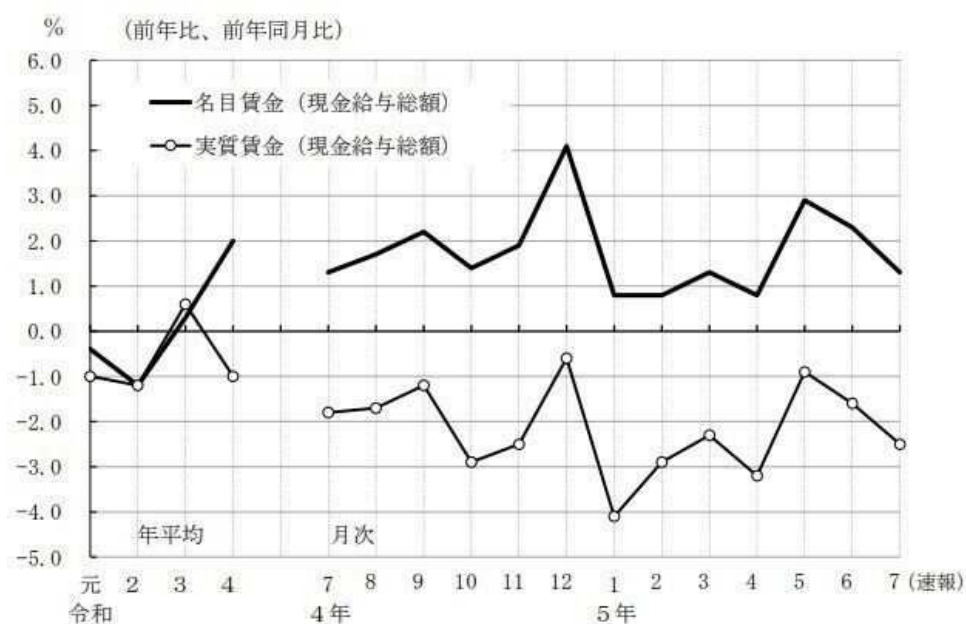
我が国の賃金推移

	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
賃金	307.7千円	307.7千円	307.4千円	311.8千円

（出典：令和 4年賃金構造基本統計調査より監査人作成）

そのため、以下のとおり、我が国では実質賃金の下降傾向が続いている。

賃金の動き 労働者全体



(出典：毎月勤労統計調査 令和 5年 7月分結果速報)

このような実質賃金が下降傾向にある状況においては、所得制限によって助成対象外となった障害者にとっての医療費負担は、徐々に大きくなる。

また、当助成制度の所得制限基準額は「特別障害者手当」制度の所得制限限度額と同額であるが、当助成制度の所得の範囲及び計算方法は障害児福祉手当の例によるため、必ずしも両者の基準額に抵触するとは限らない。

しかし、両者の基準額が同額である以上、所得の状況によっては、努力の結果として収入が増えたことにより、医療費は自己負担となり、かつ手当は交付されないこととなる可能性もある。そのため、所得制限基準額付近の障害者は、所得増額を望まないことが推測され、障害者の労働意欲が削がれかねない制度となっている。

そのため、今後、実質賃金の下降傾向が長期的に続き、併せて一人あたり医療費の上昇が続く等の状況も確認できるようであれば、所得制限基準額の拡大について見直しを行うなど、障害者の医療費負担の緩和について検討されたい。

19（事業No. 70） 難病患者の療養生活支援事業

○対象部局 健康福祉局 健康増進課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、療養生活を送る難病患者及びその家族が療養上の不安を解消し、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図ることができるよう相談事業や、市民の難病患者への理解を深めるための啓発活動、その他研修などを委託により実施している。

(2) 希少疾患講演会の開催方法について【意見】

ア 検出事項

市は、市民の難病患者への理解を深めるため「希少疾患講演会」を毎年実施している。そして、毎回終了後にアンケートを行っている。

令和 4年に開催された遺伝カウンセリングに関する希少疾患講演会においても、終了後にアンケートを行う予定であった。

しかし、担当者がアンケートの用紙の持参を忘れてしまった。そのため、講演会後にアンケートが実施できなかった。

イ 意見

講演会終了後のアンケートは、参加者が講演を聞いてどのように感じたか等、参加者の声を直接聞くことのできる貴重な機会であり、講演内容の適切性などを効果的に測ることができるものである。

そのため、今後はアンケート用紙の持参を忘れることのないよう、担当者は確認を徹底するとともに、忘れないための工夫を行うことが望ましい。例えば、研修資料で受講者に事前に配付する紙資料があれば、それにアンケートを折りこむことが考えられる。また、受講者に事前に配付する紙資料がない場合は、研修の最初に事前にアンケートを配付するルールとしておけば、持参を忘れても、その持参忘れに研修の最初に気

づくことができるため、事後的に対処する時間を確保することができるものと考えられる。

(3) 難病保健活動研修について【意見】

ア 検出事項

難病患者の治療に携わる保健師等が受講する難病保健活動研修の受講者数について、保健師の受講者数は増加しているものの、それ以外の職種の受講者数は減少している。

職種別受講者数

	保健師	管理 栄養士	歯科 衛生士	主事	医師	相談員
令和元年度	44人	3人	4人	26人	0人	17人
令和 2年度	新型コロナウイルス感染症の影響により書面開催					
令和 3年度	新型コロナウイルス感染症の影響により中止					
令和 4年度	99人	2人	2人	3人	0人	8人

(出典：健康福祉局作成資料より監査人作成)

イ 意見

保健師以外の受講者数が減少している理由について、研修内容の問題なのか、設定日時の問題なのか等、減少の分析をしっかりと調査することが望ましい。

一方、保健師の受講者数は増加傾向である。今後は保健師向けの内容とするのか、どの程度の経験のある人が対象であるのかなど、研修で何を伝えたいか、誰に伝えたいかをしっかりと定めることが望ましい。

また、内容によって対象者を変えた研修とすることも検討することが望ましい。

20（事業No.71） 発達障害者の支援事業

○対象部局 子ども青少年局 子ども福祉課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、発達障害児者の円滑な社会生活の促進のため、発達障害児者本人やその家族に対する相談、発達障害についての情報提供及び研修、関係機関との連絡調整等を実施している。

(2) 事業概要における主な事業実施状況の公表数値の誤りについて【指摘】

ア 検出事項

外部公表資料である令和 4年度版「事業概要」に記載のある 4発達障害者センター（5）主な事業実施状況は以下の各表のとおりである。

関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修

区分	実施回数及び 参加者数	令和 2年度	令和 3年度
センター主催の 研修・講演会	実施回数	17回	<u>11回</u>
	延参加者数	905人	<u>1,072人</u>
センター共催の 研修・講演会	実施回数	12回	<u>19回</u>
	延参加者数	759人	<u>1,119人</u>
講師派遣	実施回数	34回	40回
	延参加者数	525人	1,108人

（出典：令和 4年度版「事業概要」 4 （5）主な事業実施状況より監査人作成）

関係機関等との連携

区分	実施回数及び 参加者数	令和 2年度	令和 3年度
連絡協議会	実施回数	2回	2回
調整会議	実施回数	<u>23回</u>	<u>32回</u>
機関コンサル テーション	支援延件数	8件	7件

（出典：令和 4年度版「事業概要」 4 （5）主な事業実施状況より監査
人作成）

個別支援のための調整会議

区分	実施回数及び 参加者数	令和 2年度	令和 3年度
個別支援のための 調整会議	参加回数	4回	<u>7回</u>

（出典：令和 4年度版「事業概要」 4 （5）主な事業実施状況より監査
人作成）

上記各表中のアンダーラインのある箇所が、過年度に誤って公表され
たデータであり、内容は以下のとおりである。

関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修

- ・ 令和 3年度のセンター主催の研修・講演会
 - 正）実施回数11回、延参加者数 1,072人
 - 誤）実施回数 3回、延参加者数 150人
- ・ 令和 3年度のセンター共催の研修・講演会
 - 正）実施回数19回、延参加者数 1,119人
 - 誤）実施回数25回、延参加者数 1,340人

関係機関等との連携

- ・ 令和 2年度の調整会議

- 正) 実施回数23回

- 誤) 実施回数 4回

- ・ 令和 3年度の調整会議

- 正) 実施回数32回

- 誤) 実施回数 7回

個別支援のための調整会議

- ・ 令和 3年度の個別支援のための調整会議

- 正) 参加回数 7回

- 誤) 参加回数 3回

これらは集計方法の誤りに起因するものであり、令和 3年度の「事業概要」で公表したデータが他の年度のデータと乖離が大きいため市が再確認したところ、誤りが判明し、令和 4年度の「事業概要」で過年度のデータを公表する際に正しく修正して公表した。資料の作成者とは別に査閲者を設けてダブルチェックの体制を整えていたが、作成者・査閲者ともに誤りに気付くことができず誤ったデータが公表された。

イ 指摘

外部公表資料である「事業概要」のデータが誤っていたため、ダブルチェックの体制を強化する、前年度の担当者から適切な引継ぎを受けられる体制を構築するとともに過年度のデータとの比較や整合性を検討し、正しい情報を公表すべきである。

(3) 事業概要及び発達障害者支援体制整備検討委員会資料における面談回数
の誤りについて【指摘】

ア 検出事項

外部公表資料である令和 3年度版「事業概要」に記載のある 4発達障害者センター (1) 相談業務について、誤ったデータが公表されている。

・ 令和 3年度の相談実績

正) 面談回数47回

誤) 面談回数58回

また、市の内部資料である「令和 4年度第 2回発達障害者支援体制整備検討委員会資料」の資料 2- 1に記載のある名古屋市発達障害者支援センターりんくす名古屋における令和 4年度（2月末まで）の事業実績報告について、令和 4年度の相談実績についても誤ったデータが報告されている。

・ 令和 4年度の相談実績

正) 相談支援16回、就労支援 111回

誤) 相談支援51回、就労支援 27回

令和 3年度の「事業概要」で公表したデータの集計方法の誤りが判明し、令和 4年度の「事業概要」で過年度のデータを公表する際に正しく修正して公表した。資料の作成者とは別に査閲者を設けてダブルチェックの体制を整えていたが、作成者・査閲者ともに誤りに気付くことができず誤った情報が公表された。

イ 指摘

外部公表資料である「事業概要」及び市の内部資料である「発達障害者支援体制整備検討委員会資料」のデータが誤っていたため、ダブルチェックの体制を強化する、前年度の担当者から適切な引継ぎを受けられる体制を構築するとともに過年度のデータとの比較や整合性を検討し、正しい情報を公表すべきである。

(4) 研修及び講演会の動画配信について【意見】

ア 検出事項

研修及び講演会の動画配信の実績は一度のみであり、発達障害児のための進路の学習会として「中学校卒業後の進路・就労についての制度説明会」を2020年12月に2日間にわたってYouTubeによる動画配信をした。参加するためには電子申請による事前申し込みが必要であり、2時間20分程度の動画を午前10時から午後3時までの都合の良い時間に視聴することができるといった方法で公開された。定員は対面での開催である例年と同様に200名であった。

イ 意見

対面での研修及び講演会は受講者の反応が分かりやすいため講演者、受講者双方にとって有益である。しかしながら、場所や時間、定員といった制約がある。当該「中学校卒業後の進路・就労についての制度説明会」については、これらの制約のない動画配信により行われたのであるが、さらに、より多くの市民が受講するためには、後日動画配信することも考えられる。よって、より多くの市民への周知の観点から、後日動画配信をするなど柔軟な周知方法を検討することが望ましい。

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：名古屋市発達障害者支援センター（りんくす名古屋）

(1) 施設の概要

名古屋市発達障害者支援センター（りんくす名古屋）は、発達障害者支援法が平成17年4月に施行されることを受けて当事者団体や医療、教育、労働、福祉等の関係機関が一堂に会した「名古屋市発達障害者支援体制整備検討会」が設置され、その検討会のまとめを受けて、平成18年度から事業を開始した。

発達障害者支援センターは、発達障害者やその家族、関係機関からの相談を受けて、発達障害者がよりよい地域生活をおくれるように支援のコー

ディネートを行っている。また、ライフステージを通して一貫した支援が行われるように、人材育成や普及啓発、情報発信に努めるとともに、医療、教育、福祉、行政の関係機関とのネットワークが広がるように働きかけている。

事業内容としては、相談業務、人材育成・普及啓発のための研修・講演会、講師派遣、情報発信を行っている。



(2) 職員の後進育成について【意見】

ア 検出事項

発達障害者支援センターの職員は、他の療育センターや児童福祉施設等での勤務経験を生かして発達障害者支援センターの業務にあたっている。しかし、市が直営で管理を行っていた施設が民営化されたことにより、市職員が他の施設の業務に関与して経験を積む機会が減少している。

例えば、発達障害者支援センターに勤務している職員の一部は、重度身体障害者更生援護施設である緑風荘や、知的障害者更生施設である希望荘で勤務していたが、現在これらの施設は民営化されて社会福祉法人によって運営されており、市職員が当施設の業務に関与して経験を積む機会が無くなっている。

民営化された施設例

市管理時の施設名	現在運営法人	変更年度
緑風荘	社会福祉法人名古屋ライトハウス	2011年度
希望荘	社会福祉法人紫水会	2014年度

（出典：子ども青少年局作成資料及び各運営法人ホームページより監査人作成）

イ 意見

市が直営で管理を行っていた施設の民営化は、メリットも大きい。

一方で市職員が他の施設の業務に関与して経験を積む機会が減少したのも事実である。

発達障害者支援センターの職員は発達障害者に関する深い理解や十分な知識が必要となるため、代替機会を創出し、後進育成のあり方を検討することが望ましい。

21（事業No.74） 重症心身障害児者施設の運営事業

○対象団体 社会福祉法人むつみ福祉会

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：名古屋市重症心身障害児者施設

(1) 施設の概要

市は、「重症心身障害児者」に対し、保護、日常生活の指導、訓練、医療の提供等を行う重症心身障害児者施設を運営している。

施設の概要については以下のとおり。

設置場所	名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 5（クオリティライフ21城北内）
施設種別	医療型障害児入所施設（障害児入所支援）【児童福祉法第42条】 障害福祉サービス事業所（療養介護・短期入所）【障害者総合支援法第 5条】
定 員	90人（療養介護及び障害児入所支援80人、短期入所10人）
敷地面積	47,377.59㎡のうち5,690.27㎡（管理面積 3,946.28㎡）
施設規模	構 造 鉄筋コンクリート造 3階建 建築面積 2,787.56㎡ 延床面積 7,026.13㎡（駐車場等727.75㎡を含む。）
施設内容	1階 管理室、相談室、多目的室、交流ホール 等 2階 居室30床（1床室10室、2床室2室、4床室4室）、診療部門 等 3階 居室60床（1床室20室、2床室4室、4床室8室） 等
運営主体	社会福祉法人むつみ福祉会（指定管理者）
指定期間	平成27年 4月 1日～令和 7年 3月31日

(2) 給食委員会の開催について【意見】

ア 検出事項

重症心身障害児者施設の指定管理者である社会福祉法人むつみ福祉会は、利用者の食事に関する事項について、院長の諮問に応じ審議し、また、院長に意見を具申することを目的として、社会福祉法人むつみ福祉会名古屋市重症心身障害児者施設給食委員会（以下「給食委員会」という。）を開催している。

ここで、給食委員会規程によれば、定例委員会を毎月 1回開催するものとしている。

給食委員会規程（抜粋）

（委員会の開催）

第 6条 委員会は、委員長が招集する。

2 定例委員会は、毎月 1回開催する。

これに関し、令和 2年度から 4年度までの定例委員会の開催日は以下のとおりである。

開催回	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
4月	—	—	—
5月	5月20日	5月12日	5月11日
6月	6月17日	6月 9日	6月 8日
7月	7月15日	7月14日	7月13日
8月	8月19日	8月11日	8月10日
9月	9月16日	9月 8日	9月14日
10月	10月21日	—	10月12日
11月	11月18日	11月10日	11月 9日
12月	12月16日	12月 8日	12月14日
1月	1月20日	1月12日	1月11日
2月	2月17日	2月 9日	2月 8日
3月	3月17日	3月 9日	3月 8日

令和 2年度の 4月、令和 3年度の 4月及び10月、令和 4年度の 4月について、給食委員会は開催されていなかった。

なお、開催しなかった理由について特に書類を残しておくことはしていない。

イ 意見

現状では、規程と実態が異なることになる。

そのため、実態に合った規程へと修正するか、規程に合わせて毎月給食委員会を開催するかについて、検討することが望ましい。

22（事業No.75） 障害者就労支援窓口の運営事業

○対象部局 健康福祉局 障害者支援課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、障害者雇用の推進及び障害者の工賃・賃金の向上を図るため、障害者就労支援窓口を設置・運営し、企業及び障害者就労施設への支援を実施している。

障害者就労支援窓口の事業内容は、以下のとおりである。

ア 障害者雇用の推進

- 障害者雇用相談支援業務
- 障害者雇用企業開拓業務
- 職場定着支援業務
- 障害者雇用について意欲喚起・向上を図る業務
- 障害者雇用関係機関等との連携・関係事業への協力

イ 障害者の工賃・賃金向上に向けた支援

- 工賃・賃金向上相談業務
- 請負業務の仲介事業
- 授産製品の販路拡大、啓発事業

ウ 障害者雇用の推進と障害者の工賃・賃金向上支援を一体的に運営する メリットを生かした事業運営

エ 広報・啓発業務

- ホームページの構築、運用・保守管理
- 利用対象者や関係機関向けパンフレット等の作成・配布
- その他の広報・啓発の実施

オ その他事業

(2) 工賃向上支援について【意見】

ア 検出事項

当事業では、障害者の工賃・賃金向上に向けた支援として、以下の業務を行っている

■ 工賃・賃金向上相談業務

- 障害者就労支援施設の相談内容に応じて、工賃・賃金向上や授産製品の品質向上についての専門的な助言・提案を行う。

■ 請負業務の仲介事業

- 企業等に対し障害者就労支援施設に対する請負作業のニーズの掘り起こしを行い、障害者就労支援施設に斡旋する。

■ 授産製品の販路拡大、啓発事業

- インターネットを活用した販売方法や各種のイベント・行事におけるPR活動など、販路拡大の方法を検討し実施する。また、障害者就労支援施設向けに工賃・賃金向上のためのセミナー等を実施する。

ここで、就労支援には就労移行支援と就労継続支援とがある。

✓ 就労移行支援：一般企業への就職を前提とし、そのために訓練するためのサービス

✓ 就労継続支援：一般企業への就職が困難な障害者の方に、就労の場を提供するサービス

さらに、就労継続支援には 2種類あり就労継続支援 A型と就労継続支援 B型がある。

就労継続支援 A型は、一定の支援があれば働ける方に働く場を提供する。事業所と雇用契約を結び、期間は定められていない。

一方、就労継続支援 B型は、雇用契約を結ぶ就労が困難な方を対象にしたサービスで、事務所と雇用契約を結ばず、作業も負担が少ないように短時間になっている。B型では賃金は支払われないものの、その代わりに作業の対価として工賃が支払われる。

市は、就労支援施設から相談を受けた時点で、A型就労支援施設が雇用している障害者の賃金もしくはB型就労支援施設の作業工賃について

ヒアリングなどの調査は行うものの、支援後の実際の上昇額等についてのヒアリングは特に行っていない。そのため、当支援の実施によって実際に賃金が向上したかどうかを測定することができない。

ただし、当該事業は、第一期（令和元年10月～令和 6年 3月31日の委託期間）において、就労継続支援事業所に対して、強制力なく寄り添い型の支援をするという方針で進めており、また、事業所運営は単純計算では測れないため、支援中、支援後における工賃賃金額を把握する方向での指示はしていなかったとの事情がある。

イ 意見

事業は目的を達成するための手段として実施するものである。しかし、採用した手段が必ずしも目的を達成できるかどうかは、事業を実施する前には分からない。そのため、事業を実施した後に、その効果を測定し、採用した手段が適切であったかどうかを検証することが必要になる。効果が出ているのであれば再び事業を行い、出ていないのであれば別の事業を考えるとといった検証をできるようにすることが、効果測定の意義である。

当事業においても、障害者の工賃・賃金の向上を図るという目的を達成するために行った当支援業務の内容が、効果的な手段であったかどうかについて、事後的に検証する必要がある。その検証のためには、事業の実施によって実際に賃金が向上したかどうかを測定しなくてはならない。

今後は、支援を行った障害者賃金を把握し、実際に賃金が向上したかどうかの事業効果を測定することが望ましい。

23（事業No.77） 障害者就労支援センター等への運営補助事業

○対象団体 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：障害者就労支援センター

(1) 施設の概要

市は、障害者の一般就労の促進を図るため、障害者の就労支援を行うとともに、それに伴う日常生活上の相談支援を一体的に行う障害者雇用支援センターの運営経費に対して補助金を交付している。

運営法人は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「社協」という。）である。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- 就労支援：就職に向けた準備支援、求職活動支援、職場定着支援等
- 生活支援：健康管理などの日常生活の自己管理に関する助言等

(2) 相談記録の管理・廃棄方法について【意見】

ア 検出事項

相談記録について、相談員は各員のPC上で管理ソフトに入力して作成している。作成したデータファイルは、共通サーバー上に保存することとし、各員のPCのハードディスクに保存することは禁止されている。職員会議でもその旨の注意喚起は定期的に行っている。しかし、この旨はマニュアル等で明文化はされていない。

イ 意見

相談員が作成する記録は相談者の個人情報も含まれる非常に機密性の高いものである。そのため、その管理・保存方法については、口頭で説明するのみではなく、マニュアル等に明文化し、相談員・センター職員に周知徹底させることが望ましい。

(3) 相談記録の管理・廃棄方法について【意見】

ア 検出事項

各相談員がPC上で作成した相談記録のデータファイルは、印刷して保存しているものもある。ここで、印刷された相談記録は、文書規定により 3年で廃棄されることになっている。

しかし、廃棄の際、廃棄についての稟議決裁は行われていない。また、どの文書が廃棄されたかの証跡を残していないため、どの文書がいつ廃棄されたのかといったことが不明確となっている。

イ 意見

データファイルを印刷した相談記録も、相談者の個人情報も含まれる非常に機密性の高いものである。そのため、廃棄の際にもしっかりと稟議決裁を行った上で廃棄を行うことが望ましい。

また、稟議の際には、どの文書を廃棄するのかについて証跡を残し、どの文書がいつ廃棄されたのかを明確とすることが望ましい。

(4) 障害者雇用支援センターにおける共通費の配分計算について【指摘】

ア 検出事項

社協では複数の拠点で業務を行っているが、当障害者雇用支援センター一拠点においては、以下の 3つの事業を行っている。

- 障害者就労移行支援事業
- 障害者就労定着支援事業
- 障害者就労支援センター等事業

そのため、当障害者雇用支援センター拠点における資金収支については、上記の 3つの事業に区分して経理している。

ここで、これらの事業に共通して費用が発生する場合がある。具体的には、上記 3つの事業全てで使用する消耗品費などである。このような事業共通経費については、経理上一定の按分基準を用いて各事業に按分する必要がある。この点、社協では以下のとおり、経費の発生月を基にした按分基準を採用している。

事業	按分基準
障害者就労移行支援事業	4月から11月に発生した経費
障害者就労定着支援事業	－※
障害者就労支援センター等事業	12月から 3月に発生した経費

※ 障害者就労定着支援事業には共通経費は按分されていない。

(出典：監査人作成)

なお、当障害者雇用支援センター拠点における各事業の支援員配置数は以下のとおりである。

事業	配置数
障害者就労移行支援事業	8名
障害者就労定着支援事業	※兼務あり
障害者就労支援センター等事業	5名
派遣事務員	1名
計	14名

(出典：監査人作成)

イ 指摘 1

障害者就労定着支援事業に、共通経費が按分されていない。

経済的実態に基づいて、障害者就労定着支援事業でも共通経費を負担させるよう、按分基準を定める必要がある。

ウ 指摘 2

消耗品費の発生はその消耗品を購入した時点で認識される。また、消耗品をいつ購入するかは、社協が自由に決定できる。

これを踏まえると、社協の採用している発生月による按分基準だと、消耗品を購入する時期によって、共通経費を恣意的に各事業に按分することが可能となる。例えば、年間で用いる消耗品の大半を 4月から11月に購入すると、共通経費の大半を障害者就労移行支援事業に按分させることが可能となる。

そのため、共通経費の按分基準は、できる限り恣意性を排除できる客観的な基準が望ましいものとされている。例えば、各事業の支援員の配置数など、できる限り恣意性が排除される按分基準が考えられる。

今後は、共通経費の按分基準について、恣意性を排除できる客観的な基準を検討し、按分する必要がある。

(5) 運営補助金精算額計算書の支出の算出方法について【指摘】

ア 検出事項

市は社協に障害者雇用支援センター運営費補助金を交付している。社協は、その補助金に対して精算額を計算している。

令和 4年度の障害者雇用支援センター運営費補助金精算額計算書は以下のとおりである。

令和 4年度障害者雇用支援センター運営費補助金精算額計算書

科目		金額（円）
収入(A)	運営費補助金	23,320,000
支出(B)	給料	5,474,601
	職員手当等	10,895,634
	福利厚生費	3,848,686
	旅費	240,190
	需用費	712,316
	役務費	65,760
	使用料及び賃借料	1,707,049
	委託料	355,764
	工事請負費	0
	備品購入費	0
	その他	20,000
	計	23,320,000
返還額(A)－(B)		0

これを見ると、補助金収入と支出が同額で記載されており、収入額－支出額で計算される返還額欄が 0円となっている。

一方、社協の作成した決算書のうち、当障害者雇用支援センター運営にかかる資金収支計算書は以下のとおりである。

勘定科目		予算 (A)	決算 (B)
〈 事業活動による収支 〉			
〈 収入 〉			
経常経費補助金収入		23,320,000	23,320,000
市補助金収入		23,320,000	23,320,000
その他の市補助金収入		23,320,000	23,320,000
障害福祉サービス等事業収入		1,000,000	883,542
その他の事業収入		1,000,000	883,542
受託事業収入		1,000,000	883,542
事業活動収入計(1)		24,320,000	24,203,542
〈 支出 〉			
人件費支出		27,367,000	29,434,928
職員給料支出		18,649,000	18,792,316
職員俸給支出		12,873,000	13,371,200
職員諸手当支出		5,776,000	5,421,116
職員賞与支出		4,863,000	5,474,518
派遣職員費支出		0	885,340
退職給付支出		224,000	213,900
法定福利費支出		3,631,000	4,068,854

事業費支出	1, 112, 000	772, 225
日用品費支出	0	1, 068
消耗器具備品費支出	310, 000	130, 778
事業用品費支出	300, 000	130, 778
資料図書費支出	10, 000	0
保険料支出	6, 000	600
賃借料支出	20, 000	11, 100
車輛費支出	68, 000	49, 957
車輛燃料費支出	68, 000	49, 957
旅費交通費支出	216, 000	240, 190
役職員旅費支出	216, 000	240, 190
研修研究費支出	0	55, 000
研修研究参加費支出	0	55, 000
通信運搬費支出	22, 000	281, 532
会議費支出	30, 000	2, 000
他機関との連絡調整支出	30, 000	2, 000
広報費支出	150, 000	0
業務委託費支出	290, 000	0
事務費支出	3, 318, 000	2, 362, 314
福利厚生費支出	47, 000	43, 460
健康診断費支出	40, 000	32, 336
互助会費支出	7, 000	7, 824
その他福利厚生費支出	0	3, 300
研修研究費支出	180, 000	0
研修研究諸謝金支出	30, 000	0
研修研究参加費支出	50, 000	0
研修研究旅費支出	100, 000	0
事務消耗品費支出	70, 000	81, 152

事務用品費支出	0	81,152
事務器具什器費支出	70,000	0
印刷製本費支出	140,000	93,208
水道光熱費支出	360,000	566,007
修繕費支出	700,000	25,300
通信運搬費支出	400,000	76,529
会議費支出	0	2,160
他機関との連絡調整費支出	0	2,160
広報費支出	0	66,000
業務委託費支出	155,000	274,610
保守料支出	195,000	81,154
手数料支出	0	1,000
保険料支出	50,000	5,000
機器等賃借料支出	939,000	1,026,734
車輛費支出	10,000	0
車輛検査費等支出	10,000	0
租税公課支出	72,000	0
諸会費支出	0	20,000
負担金支出	20,000	0
負担金支出	20,000	0
負担金支出	20,000	0
その他の支出	0	14,604
雑支出	0	14,604
雑支出	0	14,604
事業活動支出計(2)	31,817,000	32,584,071
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△7,497,000	△8,380,529

これを見ると、収入額－支出額で計算される資金収支差額は
△ 8,380,529円となっている。

精算額計算書上の収支同額に対し、資金収支計算書上の収支はマイナスとなっている理由について社協に質問したところ、精算額計算書上は補助金額と同額となるよう支出を調整して計上したとのことであった。

すなわち、精算額計算書上の支出額は、経済的実態としての支出額ではなく、精算額計算書上の収支を同額とするために支出を過少計上している。

イ 指摘

運営費補助金精算額計算書は補助金に対しいくらの支出があったのか、補助金よりも支出が少なかった場合にはいくら返還が必要なのかを確認する目的で作成されるものである。その趣旨に鑑みれば、返還額欄がマイナスになっていたとしても補助金の精算額に影響はない。

むしろ、交付される補助金では支出を賄っていない現状を明らかにすることで、今後も同水準の補助金交付額だった場合に、当事業の継続性に問題がないかを市と社協とで協議する必要がある。

そのため、精算額計算書に記載する支出額は、補助金額と同額に調整せず、実際の支出額を記載する必要がある。

24（事業No.78） ワーク・ライフ・バランスの推進事業

○対象部局 経済局 労働企画室

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、働きやすい環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランスの取り組みについて一定の基準を満たす企業等を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認証するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する啓発や広報を実施している。

(2) 適切な目標値の設定について【意見】

ア 検出事項

市は当事業に関して、認証企業数を目標値として設定している。直近3年の目標値及び実績値は以下のとおりである。令和元年度以降の目標値は名古屋市総合計画2023において設定した目標値であり、令和5年度末で200社を目標としているが、平成29年度に開始した取り組みであることから設定当初は市独自の基準で目標値の設定を行っていたものの、例えば名古屋市に所在する企業の何%といった客観的な設定基準ではなかった。

認証企業数の目標値及び実績値（累計）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
目標値	170社	180社	190社
実績値	188社	229社	261社

（出典：経済局作成資料より監査人作成）

認証企業数目標値及び実績値（単年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
目標値	+20社	+10社	+10社
実績値	+10社	+41社	+32社

（出典：経済局作成資料より監査人作成）

イ 意見

認証企業数を目標値とする場合、名古屋市に所在する企業の何%といった設定基準を採用するなど、客観的な設定基準を設けて根拠のある数値に基づいた目標値を設定することが望ましい。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する取組内容等の項目について【意見】

ア 検出事項

ワーク・ライフ・バランスに関する取組内容等に応じて 1点もしくは 2点が配点されており、評価項目25項目50点満点のうち、30点以上を満たす場合に認証される。評価項目には「法令で対象とされる全ての従業員に対し、健康診断を受診させている」といった法令等で定められた義務項目が一部含まれており、仮に義務項目に関する申請書類が提出されていない場合であっても、他の項目の合計が30点以上である場合には認証される。

申請企業は申請時に法令等を遵守している旨を誓約する誓約書を市に提出しており、市は誓約書の入手をもって、法令等に違反する事実はないと判断している。

イ 意見

ワーク・ライフ・バランスに関する取組内容等の評価項目には法令等で定められた義務項目が一部含まれており、仮に義務項目に関する申請書類が提出されていない場合であっても、他の項目の合計が30点以上である場合には認証される。評価項目の内容と誓約書の内容が一部重複しているため、ワーク・ライフ・バランス推進企業とその他の企業の差別化、すなわちワーク・ライフ・バランス推進企業ならではの優れた項目であるか、もしくは企業が通常満たしているべき項目であるかが不明瞭となっている。ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価項目を明確にし、ワーク・ライフ・バランス推進企業の優位性を強調にするため、義務項目は誓約書に集約し、評価項目には義務項目を含まずに明確に区別することが望ましい。

(4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組内容等の配点について【意見】

ア 検出事項

ワーク・ライフ・バランスに関する取組内容等の評価項目には「男性の育児休業や育児に関する休暇の取得実績がある」、「介護休業や介護に関する休暇の取得実績がある」といった項目がありそれぞれ配点は1点であるが、対象者がいるが取得実績がない場合だけでなく、対象者がおらず取得実績がない場合も0点となる。

イ 意見

制度の整備といった整備面と、制度の利用実績といった運用面を区別して配点することは制度の形骸化を見直すきっかけとなり有用である。しかしながら制度の利用実績がない場合には、制度の対象者がいるが利用実績がない場合と、制度の対象者がおらず利用実績がない場合が混在しており、その区別が問題となる。ワーク・ライフ・バランス推進企業として評価すべきであるのは、制度の対象者がいる場合に制度の利用実績があることであるため、適切に評価できるような評価項目を設けることが望ましい。

(5) 認証の未更新について【意見】

ア 検出事項

ワーク・ライフ・バランス推進企業の初回の認証期限は3年間であり、3年目に更新申請が必要である。以後は5年ごとに更新申請が必要となる。

認証を受けるメリットとして、市公式ウェブサイトやワーク・ライフ・バランス推進企業リーフレットにおいて以下の項目が挙げられている。

- ・市公式ウェブサイトなどで企業の取組内容についてPRされる
- ・認証マークを名刺や印刷物などに表示できる
- ・なごやジョブサポートセンターなどで求人情報とともにPRできる

- ・市の入札・契約における優遇措置がある
- ・名古屋市信用保証協会において、信用保証料率を優遇したSDGs関連保証制度の対象となる場合がある

これらのメリットがあるものの、令和 4年度までに認証期限が到達した企業のうち未更新企業数及び未更新割合は以下のとおりである。

未更新企業数及び未更新割合

認証年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
新規認証企業数	55社	66社	59社
認証期限到来後の 未更新企業数	9社	21社	17社
未更新割合	16%	31%	28%

（出典：経済局作成資料より監査人作成）

更新時には申請時と同様にワーク・ライフ・バランスに関する取組内容等の評価項目25項目50点満点のうち、30点以上の項目を満たす必要があり、更新に必要な書類も申請時と同様であることから、認証企業にとって必要書類の準備といった更新手続が負担になっている可能性がある。

イ 意見

認証した企業が未更新となる割合は16%から31%の間で推移しており、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を広げていくといった事業の継続性に問題があり、目的を達成できていない状況である。認証を受けるメリットの普及や改善、認証企業側の認証更新手続の簡素化等をはかり、認証が取りやすく、また継続しやすい制度にすることが望ましい。

(6) 未更新企業の認証マークの使用について【指摘】

ア 検出事項

ワーク・ライフ・バランス推進企業は認証マークを企業のホームページ等に掲載することが認められている。

ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証マーク



(出典：市公式ウェブサイト)

ワーク・ライフ・バランス推進企業の初回の認証期限は 3年間であり、3年目に更新申請が必要であるが、認証期限が到来し未更新となった後にも、認証マークを引き続き使用している企業が検出された。

認証未更新企業が認証マークを使用している件数

認証更新年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
認証マーク使用企業数	0件	5件	6件

(出典：認証未更新企業ホームページより監査人集計、最終閲覧日：2023年10月25日)

イ 指摘

ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証期限が到来し未更新となった後にも、認証マークを引き続き使用している企業がある。認証企業に対して認証時及び更新時に認証マークの使用可能期間を明確に伝達し、認証期間外の使用を防止するとともに、市においても未更新企業が認証マークを引き続き使用していないことを確認すべきである。また、認証マークに認証期間の記載を求め、利用者に対して認証期間を明確にすることも有用である。

(7) 申請時の提出資料の明瞭化について【意見】

ア 検出事項

ワーク・ライフ・バランス推進企業リーフレットにワーク・ライフ・バランスに関する取組内容等の評価項目、配点及び必要書類等の記載があり、申請企業は当リーフレットに沿って提出書類を準備する。提出書類を準備する際の注意事項として「取組内容が分かる資料（就業規則、労働協約等の写し、社内報、パンフレット、写真、届出、認定証等の写しなど）を添付して提出してください。」や「制度や取組み及び関係機関への届出等については、原則 1年以上前から取り組んでいることがわかる資料を、実績については直近 3年以内の実績であることがわかる資料を提出してください。」といった細かい記載がある。しかし、例えば申請企業が取組内容の分かる資料として規程を提出したものの、規程作成日の提出が無く、1年以上前から取り組んでいることが確認できなかったため書類に不備があると判断され、12点の減点となった企業が検出された。

Ⅲ 多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指した取組み	20点	配点	取組み チェック
13 法令を超えた短時間勤務または短時間正社員制度がある	2	2	☐
14 在宅勤務などテレワークができる制度がある	1	1	☐
15 在宅勤務などテレワークの実績がある	1	1	☐
16 男性の育児休業や育児に関する休暇について、法令を超えた制度がある	1	1	☐
17 男性の育児休業や育児に関する休暇の取得実績がある	1	1	☐
18 事業所内保育所の設置や保育施設の利用補助など子育てサービスを提供している	2	2	☐
19 介護休業や介護に関する休暇について、法令を超えた制度がある	1	1	☐
20 介護休業や介護に関する休暇の取得実績がある	1	1	☐
21 定年制を設けていない、または、65歳以上の従業員の就労が可能である	2	2	☐
22 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント防止のため対策を行っている	2	2	☐
23 従業員の自己啓発やキャリアアップをサポートする制度や取組みがある	2	2	☐
24 (育児・介護休業法)職業家庭両立推進者を選任している(愛知労働局に届出済)	2	2	☐
25 (男女雇用機会均等法)機会均等推進責任者を選任している(愛知労働局に届出済)	2	2	☐
Ⅳ その他	6点	配点	取組み チェック
26 「くまみん認定企業」または「えるぼし認定企業」として厚生労働大臣の認定を受けている	2	2	☐
27 本市の「子育て支援企業」または「女性の活躍推進企業」の認定を受けている	2	2	☐
28 その他、国や都道府県のワーク・ライフ・バランスに関する認定または表彰を受けている	2	2	☐
合計	50		

◆取り組んでいる項目の取組みチェック欄に〇し、取組内容が分かる資料(就業規則、労働協約等の写し、社内報、パンフレット、写真、届出、認定証等の写しなど)を添付して提出してください。

◆制度や取組み及び関係機関への届出等については、原則1年以上前から取り組んでいることがわかる資料を、実績については直近3年以内の実績であることがわかる資料を提出してください。

(出典：ワーク・ライフ・バランス推進企業リーフレット)

イ 意見

ワーク・ライフ・バランス推進企業の認証にあたって提出が必要な書類を準備するには多くの時間を要するため、書類不備による申請企業の

手戻りを極力無くし、負担を軽減することが重要である。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業として認証された後の更新手続においても必要書類を明確化して書類準備の負担を軽減することにより、未更新企業の減少も期待できる。

認証項目ごとに提出書類の具体例を詳細に記載することや、例えば「規程作成日が分かる部分も含めて提出してください」というように書類を準備する際の注意事項やよくある間違いを記載することにより、書類不備による手戻りを防止することが望ましい。

25（事業No.79） なごやジョブマッチング事業

○対象部局 経済局 労働企画室

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：なごやジョブサポートセンター

(1) 施設の概要

なごやジョブサポートセンターは、名古屋で就職したいという求職者の支援や、市内の企業の求人支援を行う「名古屋市総合就職相談窓口」である。求職者一人ひとりの希望や適性に合わせ、自己理解に基づいた目標設定ができるよう支援を行い、求人紹介や応募書類の作成、面接のトレーニングなど、きめ細やかな就職相談から就職定着支援まで行っている。また子育て中の求職者には、キッズスペース付きの完全個室で小さな子どもと一緒に安心して相談できる環境を整備することで就労促進を行っている。なお、当事業は外部の実施団体に事業委託を行っている。

以下はキッズスペース付の完全個室（左写真）、リモート面接用の専用設備（右写真）である。



(2) 適切な目標値の設定について【意見】

ア 検出事項

なごやジョブサポートセンターは、当事業に関して、支援対象者及び就職者数を目標値として設定している。直近 3 年の目標値及び実績値は以下のとおりである。なお、表中の（）内は子育て中の求職者の実績値であるが、目標値については子育て中の求職者も含めた人数で設定されており、細分化した目標値設定が行われていない。

支援対象者数の目標値及び実績値

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
目標値	1,625人	1,650人	1,675人
実績値	1,002人 (83件)	896人 (51件)	966人 (83件)

(出典：経済局作成資料)

就職者数の目標値及び実績値

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
目標値	550人	550人	550人
実績値	434人 (35件)	419人 (22件)	451人 (32件)

(出典：経済局作成資料)

イ 意見

当事業は、子育て中の求職者に対し求人紹介を行うだけでなく、最終的に就職につながるまでの様々なサポートを行っている。これは、民間の職業紹介事業者にはない当センターならではの特色である。したがって、就労を希望するより多くの子育て中の求職者が当センターを利用し、最終的に就職につながる機会を増やすために、子育て中の求職者に関する就労支援の目標値を設定し、その達成度を把握することで事業の課題を認識・分析することが望ましい。

(3) 求人獲得に関する目標値について【意見】

ア 検出事項

当事業の目標として、就職者数が設定されている。しかし、就職者数を増加させるためには支援対象者数を増やすのみでなく、求人開拓も行い、支援対象者と求人企業との最適なマッチングにつなげる必要がある。

この点、令和 3年度までは目標値として支援対象者数及び就職者数のほかに求人獲得件数及び求人獲得人数も設定していた。しかし、令和 4年度からは契約上、専任の求人開拓員の配置が必須ではなくなったことから、求人獲得件数及び求人獲得人数に関する目標値の設定が行われていない。また、以下の表のように令和 4年度は令和 3年度と比較し、求人獲得人数は増加しているものの、求人獲得件数は77件減少している。

求人獲得件数及び求人獲得人数の推移

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
求人獲得件数	1,048件	865件	788件
求人獲得人数	4,032人	2,665人	3,006人

(出典：なごやジョブサポートセンター作成資料)

イ 意見

契約上、専任の求人開拓員の配置は必須ではないものの、当事業の仕様書においては求人開拓を行うことが明記されている。したがって、仕様書で求められている以上、たとえ専任の求人開拓員の配置を行わなくなったという理由で、成果目標から外すことは望ましくない。また市への月次の事業報告では、求人獲得件数及び求人獲得人数の実績報告を行っている。したがって、事業の成果目標として求人獲得件数及び求人獲得人数も設定することが望ましい。

(4) なごやジョブサポートセンターの来所経路について【意見】

ア 検出事項

なごやジョブサポートセンターでは、来所者に対して来所経路（当センターを知ったきっかけ）に関するアンケートを採っている。

以下は、令和 4年度における来所者の来所経路別の人数及び割合であるが、その他が一番多くなっている。

なごやジョブサポートセンターの来所経路

経路	人数	割合
その他	378人	39.1%
ホームページ	217人	22.5%
ハローワーク	197人	20.4%
学校	55人	5.7%
口コミ	37人	3.8%
ウイंकあいち	18人	1.9%
訓練校	16人	1.7%
区役所	14人	1.4%
市役所	10人	1.0%
図書館	9人	0.9%
広報なごや	6人	0.6%
通りがかり	5人	0.5%
セミナー受講	4人	0.4%
市民情報センター	0人	0.0%
新聞・テレビ	0人	0.0%
合計	966人	100.0%

（出典：なごやジョブサポートセンター作成資料）

イ 意見

来所経路を把握することはなごやジョブサポートセンターの広報活動を行う上で参考になる情報である。それにもかからず、現状のアンケートは「その他」が一番多く、全体の約 4割を占めていることから、正確な経路が把握できていない。今後は「その他」を細分化することで、何をきっかけとして来所したのかを把握し、より多くの求職者に利用してもらえるように改善することが望ましい。

(5) なごやジョブサポートセンターの運営について【意見】

ア 検出事項

なごやジョブサポートセンターでは、求職者への求人紹介のほか、応募書類の作成、面接トレーニング等を行っている。したがって、応募書類の作成や面接トレーニングを目的として、新卒予定の学生も当センターを利用している。

当センターのキャリアカウンセリングは先着順の予約制であり、新卒学生が就職活動を行う時期は、他の時期と比較して、子育て中の女性を含む、一般の求職者の予約が取りづらくなる状況にある。

イ 意見

新卒予定の学生については、一般的に各学校の就職支援を受けられる環境にあると考えられる。また、当センターにおいても新卒予定の学生等に対する就職支援等として大学出張相談等が実施されていることから、学生に対する支援策が講じられている。

したがって、新卒予定の学生の利用が増える時期については、例えば一定数の予約枠は一般の求職者向けにする、予約枠を有効活用する等、一般の求職者が年間を通じて当センターの支援を安定して受けられるようにすることが望ましい。

26（事業No. 81） 生活困窮者の自立支援事業

○対象部局 健康福祉局 地域ケア推進課

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：名古屋市仕事・暮らし自立サポートセンター

(1) 施設の概要

生活困窮者の生活向上を図るとともに、自立支援を推進するため、市内3か所（名駅、金山、大曽根）に「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、各種支援を一体的に実施する。

（支援内容）

・自立相談支援事業

生活に困りごとを抱えている場合に、どのような支援が必要か一緒に考えて考え、具体的な支援計画を作成し、自立に向けた支援を行う。

・住宅確保給付金

離職等により住居を失った方、又は失うおそれのある方に、就職の活動等をするを条件に、一定期間家賃相当額を支給する。生活の基盤を整えた上で、就職に向けた支援を行う。受給には収入、貯蓄額等各種要件がある。

・就労準備支援事業

日常生活が安定していない方、対人関係づくりや就職活動、就労に不安がある方に概ね 6ヶ月から 1年の期間、就労に向けた支援計画を作成し、就労への準備支援を行う。

・家計改善支援事業

家計を計画的に管理できるように、「家計の見える化」など状況に応じた支援計画を作成する。債務相談や必要に応じて貸付窓口の紹介などを適時に行い、早期に生活を立て直せるような支援を行う。

<名古屋市 仕事・暮らし自立サポートセンター金山（往査先施設）の概要>

【住所】名古屋市熱田区新尾頭二丁目 2番 7号 富春ビル 4階

【開設時間】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

第 4土曜日 9：00～17：00（金曜日は20：00まで開所）

【外観】



(2) 住宅確保給付金の申請受理について【意見】

ア 検出事項

住居確保給付金を申請するためには、次のとおり、必要な書類が数多くある。

（申請に必要な書類）

- 申請書関係書類
- 本人確認書類（運転免許証等の写し等）
- 居住の実態が確認できる書類の写し（住民票の写し等）
- 離職等関係書類

- 収入や資産額が確認できる書類
- 住居関係の書類等（賃貸借契約書の写し等）

そのため、必要な書類が揃っているかどうかを申請者自身で確認することができる提出書類チェックシートを準備し、申請者に対して、書類に不足がないことを事前に確認していただく等の対策が施されているが、それでも依然として申請書類に不足があり、申請者に対して何度か対応しなければならないような事例が発生している。

イ 意見

申請者側に必要書類を揃えてもらうしかないため、致し方ない面もあるが、書類の確認や申請者への対応に何度も要すると、それだけ、支援を必要としている他の生活困窮者に割ける時間が少なくなる。支援員の数は限られており、また支援員は日常的な相談者宅への訪問や支援関係機関への同行、飛び込みで相談に来る人への突発的な対応等で時間に余裕がない状況であるため、極力、少ない回数で対応し、より多くの生活困窮者に接し、各種の支援を行う機会を確保することが必要である。そのため、住宅確保給付金の申請に必要な書類の不足を減らすことができるように、更なる対策を検討していただくことが望ましい。

27（事業No.87） 子どもの読書活動の推進事業

○対象部局 教育委員会 生涯学習課・図書館・指導室

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

生涯にわたる読書習慣が身に付くよう、家庭・地域・図書館・学校や関係機関がそれぞれ連携・協力し子どもを対象としたイベントの開催や読み聞かせ等を実施する。

(2) 「1か月に1冊も本を読まない子どもの割合」について【意見】

ア 検出事項

当事業の成果指標の一つとして、名古屋市立小・中・高校生を対象に実施している読書実態調査による「1か月に1冊も本を読まない子どもの割合」を使用している。実績値と目標値は以下のとおりである。

「1か月に1冊も本を読まない子どもの割合」実績値・目標値

	R 元実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値
小学生	8.6%	12.1%	8.5%	13.1%	6.0%
中学生	23.8%	23.1%	15.7%	23.6%	17.0%
高校生	47.7%	46.2%	39.8%	49.7%	40.0%

（出典：教育委員会 生涯学習課作成資料より監査人作成）

「1か月に1冊も本を読まない子どもの割合」は高校生が特に高い割合となっているが、趣味の多様化など他の活動等に割く時間により読書の時間が少なくなっていることが原因と考えられる。教育委員会が実施している中学校・高等学校における具体的な取り組みは以下のとおりである。

中学校・高等学校における具体的な取り組み

番号	事業	事業の内容	所管課等
1	学校図書館の整備	1) 蔵書の収集 子供の意見を取り入れながら選書するとともに、学校図書館の蔵書数が図書水準に達する等努めます。また、学校図書館へ新聞を複数配備し、授業で活用するよう努めます。 2) 蔵書のデータベース化 蔵書のデータベース化に引き続き取り組みます。 3) 外部人材の登用 地域ボランティア等の協力によって、蔵書整備や本と子どもをつなぐ学校図書館の運営に取り組みます。また、学校からの要望に応じて、図書館による外部人材向けの研修等を行います。 4) 学校図書館の ICT 環境の整備〈拡充〉 タブレット端末を活用した探求学習や電子書籍の利用等ができるよう、ICT 環境の整備に努めます。	指導室 図書館
2	学校司書の配置〈拡充〉	学校図書館に学校司書を配置し、蔵書の整備、開館時間の拡大、読み聞かせ等読書活動を実施します。また、各教科等の指導による支援等の充実を図ります。	指導室 図書館
3	読書活動の実施	1) 読書意欲の喚起 学校生活において、「朝の読書」ブックトーク等を行うことにより、読書に対する子どもの興味・関心をより高められるように取り組みます。 2) 「本の帯コンクール」の実施 より多くの子どもが読書に興味・関心を持つことができるよう「本の帯コンクール」を実施し、子どもの読書意欲の向上に努めます。また、入賞作品は全区の市立図書館で巡回展示します。	指導室 図書館
4	「なごやっ子わくわくブックネット」の取組み〈新規〉	図書館司書による本の紹介文や動画、おすすめ図書リスト等を定期的に配信することにより、子どもの読書活動の機会充実及び習慣化の促進を図ります。	指導室 図書館

5	「ビブリオバトル」の実施	読書に興味・関心を持つことができるよう「ビブリオバトル」を実施し、子どもの読書意欲の向上に努めます。また、チャンプ本を図書館のホームページで紹介する等、学校と図書館が連携して読書活動に取り組みます。	指導室 図書館
---	--------------	---	------------

(出典：第 4次名古屋市子ども読書活動推進計画)

イ 意見

教育委員会は、検出事項に記載のとおり中学校・高等学校に様々な取り組みを実施している。しかし、特に、高校生の「1か月に1冊も本を読まない子どもの割合」は令和元年度～令和4年度では高い割合で推移している。

そのため、本を比較的読まない層を惹きつける施策、高校生になるまでに読書の習慣を形成する施策、読書の優先順位が高まるきっかけ作りができるような取り組みなどをさらに検討し、高校生の「1か月に1冊も本を読まない子どもの割合」が低くなるよう努めることが望まれる。

28（事業No. 88） 生涯学習センターの運営事業

○対象部局 教育委員会 生涯学習課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市民の学習活動を支援するため、講座・講演会等の開催や生涯学習に関する情報を提供するとともに、学習の成果を地域社会に還元する取り組みを実施する。

各区に配置されている生涯学習センターでは、人権問題をはじめとする現代的課題の解決等を目的とした講座等を実施している。生涯学習センターの開館時間は午前 9時から午後 9時（日曜日・祝日は午後 5時）、休館日は月 2日となっている（自主開館を実施しているセンターもある。）。

また、講座の実施は平日の日中が主である。例えば、北生涯学習センターの令和 4年度生涯学習センター主催（定期）前期講座の一覧は以下のとおりである。

北生涯学習センター

区分	学習分野	前期	曜日	時間帯	回数	受講者	応募者	定員	充足率
現代的課題	23	もしかして「思い込み」？～一人ひとりを尊重するためにできること～	水	午前	5回	18人	18人	18人	100.0%
	14	【北区社会福祉協議会共催】いざというときに備えましょう！～きた災害ボランティアから学ぶ防災～	土・日	午前	5回	14人	17人	18人	77.8%

	21	〈女性セミナー〉見つけた！ きらっと☆輝 くなりたいワ タシ～輝く女 性からヒント を得て～【託 児付】	金	午前	7回	16人	16人	18人	88.9%
	22	生活を見直し て安心・安全 な毎日を～豊 かなシニアラ イフのために～	木	午後	5回	18人	31人	18人	100.0%
	18	〈なごや環境 大学共育講座〉 名古屋の公園 で自然散策～ 歩いて自然に 親しもう！～	木	午前	4回	18人	83人	18人	100.0%
小計	5 講座				26回	84人	165人	90人	93.3%
なごや 学	1	〈なごや学〉 ここにあり！ なごやの日本 酒造り	火	午前	5回	18人	82人	18人	100.0%
小計	1 講座				5回	18人	82人	18人	100.0%
親学・ 青少年 育成	19	〈親学関連講 座〉親子のき ずなを深めよ う！【託児付】	水	午前	5回	5人	7人	15人	33.3%
小計	1 講座				5回	5人	7人	15人	33.3%
計	7 講座				36回	107回	254人	123人	87.0%

(出典：令和 5年版名古屋市生涯学習センター年報 令和 4年度事業活動のあらまし)

(2) 講座参加者層の偏りについて【意見】

ア 検出事項

生涯学習センター主催の講座申し込み者のうち若年層の割合が低い。
例えば、北生涯学習センターの主な講座の年代別の申し込み状況は以下のとおりである。

北生涯学習センター前期 講座名「もしかして「思い込み」？

～一人ひとりを尊重するためにできること～」

年代	人数
10代以下	0
20代	1
30代	3
40代	5
50代	3
60代	0
70代	5
80代以上	1
計	18

(出典：教育委員会 生涯学習課作成資料より監査人作成)

北生涯学習センター後期 講座名「【愛知学院大学連携講座】くらしの法律・基礎知識シリーズ7」

年代	人数
10代以下	0
20代	0
30代	0
40代	3
50代	1
60代	5
70代	7
80代以上	3
計	19

(出典：教育委員会 生涯学習課作成資料より監査人作成)

北生涯学習センター前期 講座名「【北区社会福祉協議会共催】いざというときに備えましょう！～きた災害ボランティアから学ぶ防災～」

年代	人数
10代以下	0
20代	0
30代	0
40代	1
50代	0
60代	3
70代	7
80代以上	1
計	12

(出典：教育委員会 生涯学習課作成資料より監査人作成)

なお、未回答者がいるため、既出の受講者数と差がある場合がある。

イ 意見

検出事項に記載のとおり、生涯学習センター主催の講座申し込み者のうち若年層の割合が低い。

若年層に講座の周知を図ることは重要であり、SNSで広報することを検討するなど若年層により積極的にアプローチをしていくことが望まれる。

(3) 事業の成果指標の算出方法について【意見】

ア 検出事項

事業の成果指標として「生涯学習を行っている市民の割合」を使用しており、令和3年度は「生涯学習を行っている市民の割合」が28.4%であった。一方、「成人の週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合」は53.3%であった。

また、「生涯学習を行っている市民の割合」と「成人の週 1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合」を算出する際に使用したアンケートは以下のとおりである。

- ・「生涯学習を行っている市民の割合」を算出する際に使用したアンケート

■ 問7 あなたは、この1年間に、生涯学習に関する活動をしたことがありますか。
(例 講座、講演会、習い事、スポーツ、グループ活動、企業内研修、通信教育、オンライン講座への参加、受講・視聴など)

1 はい	2 いいえ
------	-------

(出典：名古屋市総合計画2023に関するアンケート)

- ・「成人の週 1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合」を算出する際に使用したアンケート

■ 問8 あなたは、健康づくりのために意識的に行う運動・スポーツを、種類に関係なく合わせて1週間に1回以上行っていますか。

(例 ウォーキング・自転車・ジョギング(運動時を含む)、子どもとの遊びの中での運動、体操、室内での軽い運動、水中歩行・遊泳、ボウリング、グラウンド・ゴルフ、レクリレー、室内アスレチック運動、競技的スポーツなど)

1 はい	2 いいえ
------	-------

(出典：名古屋市総合計画2023に関するアンケート)

イ 意見

検出事項に記載のとおり、令和 3年度は「生涯学習を行っている市民の割合」よりも「成人の週 1回以上の頻度で運動・スポーツを実施する者の割合」の方が高くなった。

スポーツの実施は生涯学習に含まれるため、前者は後者よりも普通は数値が高くなるはずである。しかし、回答者に「生涯学習」を行っているという認識が低いため、「生涯学習を行っている市民の割合」が適切に算出されていない可能性が高い。よって、「生涯学習を行っている市民の割合」を成果指標として使用するならば、アンケート項目に工夫を加えるなど、当該割合を適切に算出することが望まれる。

29（事業No. 89） 女性会館の運営事業

○対象部局 教育委員会 生涯学習課

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：名古屋市女性会館

(1) 施設の概要

女性の生涯にわたる学びを支援するため、学習機会と場を提供するとともに、女性学習グループが、学びの成果を地域社会に還元できるよう支援をする。

具体的には、指定管理者に委託し女性会館の運営、各種講座・講演や交流会の実施、図書資料室の運営などを実施している。女性会館の開館時間は午前 9 時～午後 9 時（日曜・祝休日は午後 5 時まで）、休館日は毎月第 3 木曜日、年末年始である。

女性会館の利用状況、指定管理者人員配置、指定管理者人件費決算額は以下のとおりである。

施設の利用状況

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
来館者数	117, 115 人	159, 072 人	169, 975 人

（出典：教育委員会 生涯学習課作成資料より監査人作成）

指定管理者人員配置

区分	配置人数
平日（午前・午後）	3～ 5 名
土曜日（午前・午後）	3～ 5 名
日曜日・祝日	3～ 4 名
夜間	3 名

（出典：教育委員会 生涯学習課作成資料より監査人作成）

指定管理者人件費決算額 (単位：千円)

費目	令和 3年度
人件費	42,495

(出典：教育委員会 生涯学習課作成資料より監査人作成)

(2) 働く世代へのアプローチ方法について【意見】

ア 検出事項

女性会館は各種講座を主催しているが、講座数、コマ数、募集定員、受講者数、充足率は以下表のとおりである。

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
前期講座	講座数 (講座)	コロナにより中止	8	8
	コマ数 (コマ)		36	36
	募集定員 (人)		204	204
	受講者数 (人)		127	106
	充足率 (%)		62.3	52.0
後期講座	講座数 (講座)	7	7	7
	コマ数 (コマ)	32	30	30
	募集定員 (人)	182	170	180
	受講者数 (人)	70	94	121
	充足率 (%)	38.5	55.3	67.2
女性カレッジ	講座数	1	1	1
	コマ数	5	5	5
	募集定員	30	30	30
	受講者数	19	11	11
	充足率 (%)	63.3	36.7	36.7
合計	講座数	8	16	16
	コマ数	37	71	71
	募集定員	212	404	414
	受講者数	89	232	238
	充足率 (%)	42	57.4	57.5

(出典：教育委員会 生涯学習課作成資料より監査人作成)

各講座の充足率は概ね25%～ 100%であり、50%を下回る講座も散見される。

イ 意見

検出事項に記載のとおり、一部の講座を除き各講座の充足率は高いとは言えない。そのため、SNS等各種媒体等を活用し広報活動を充実させ、講座の充足率を高め、より一層効果的な周知・啓発活動を行うことが望まれる。

30（事業No. 90） 障害者スポーツセンターの運営事業

○対象部局 スポーツ市民局 スポーツ振興室

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、障害者にとってスポーツとふれあいの場として、スポーツやレクリエーションを通じて健康の増進を図るため、また各種競技大会を実施し、あるいは選手を派遣するなど競技力の向上を目指し、障害者のスポーツ活動の振興と社会参加の促進を図ることを目的とし、昭和56年より名古屋市障害者スポーツセンターの運営を行っている。

当該事業は、本施設を拠点とし、本施設の受付・案内業務や、施設管理業務のほか、以下のような様々な業務を実施している。

- ・ 障害者に対する各種のスポーツ及びレクリエーション活動の機会の提供
- ・ 障害者のスポーツに関する各種講習会の開催
- ・ 障害者のスポーツ指導、助言、相談
- ・ 障害者のスポーツの振興を担う人材（スポーツ指導員等）の育成
- ・ 障害者のスポーツに関する普及、啓発
- ・ 地域ボランティア、関係団体との交流
- ・ 名古屋市障害者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、全国障害者スポーツ大会北信越・東海ブロック予選会の実施
- ・ 名古屋市障害者スポーツ協会に関する事務
- ・ 名古屋市障害者スポーツ指導者協議会に関する事務 他

(2) パラスポーツ指導員について【意見】

ア 検出事項

障害者スポーツセンターでは年に 2回程度、パラスポーツ指導員養成講習会（初級・中級）を実施している。当該講習会に参加し、全てのカリキュラムを修了することで、日本パラスポーツ協会公認資格認定制度に基づく「パラスポーツ指導員」としての登録が可能となる（中級は活動経験が必要である）。

平成25年度以降10年間のパラスポーツ指導員の登録者数推移は以下のとおりであり、平成27年度、平成29年度の 432人をピークとして、近年減少傾向にある。なお、資格取得以降更新を行っていない者の人数把握は行っていない。

パラスポーツ指導員登録者数（名古屋市登録分）（単位：人）

H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
392	385	432	418	432	390	392	352	346	336

（出典：スポーツ市民局作成資料）

イ 意見

市では2026年に第 5回アジアパラ競技大会が開催される予定であり、それに向けて障害者スポーツに関わるボランティアやパラスポーツ指導員のニーズが増加することが予想される。さらに、競技大会後も参加選手が競技を継続していくには継続的なサポートが必要であること、また、新たに障害者スポーツにチャレンジしていく人口は増加すると考えられることから、より一層、パラスポーツ指導員として活躍する人材の確保が必要となってくると考えられる。

- ・パラスポーツ指導員の活躍の場を広げ、指導員活動に関する情報共有を円滑に行い、パラスポーツ指導員資格の魅力をアピールする。
- ・パラスポーツ指導員が仕事や学業と両立できるよう、様々な曜日や時間帯の指導員活動を用意する。

等の対応を検討し、パラスポーツ指導員の確保に取り組むことが望ましい。

31（事業No. 91） スポーツ実施機会の提供事業

○対象部局 スポーツ市民局 スポーツ戦略室

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

より多くの市民に運動・スポーツに親しみ、楽しみ、ささえる機会を提供するため、名古屋市で活動しているトップ・スポーツチームなどの関係団体と連携協働し、スポーティブ・ライフ月間、市民スポーツ祭等の大会やイベントを実施するとともに、将来のスポーツの担い手であるアスリートへの支援を実施している。

(2) でらスポ☆アリーナの開催と告知方法について【意見】

ア 検出事項

でらスポ☆アリーナとは、名古屋トップ・スポーツチーム連絡協議会「でらスポ名古屋」加盟チームの選手・コーチの指導のもと、小学生を対象としたスポーツ体験イベントである。

トップ・スポーツチームによるスポーツ体験イベント

でらスポ☆アリーナ



名古屋を拠点に活動する各競技のトップ・スポーツチームの選手やコーチと一緒に、様々なスポーツを体験できます。トップ選手やコーチとふれあい、いろんなスポーツをもっと好きにならしましょう。

開催日 令和4年6月25日（土）

会場 日本ガイシ スポーツプラザ（日本ガイシホール）
（住所：名古屋市中区東又兵衛町5丁目1番地の16）

対象・募集人数・内容・時間

参加者はグループに分かれて、複数の競技を体験します。

- *午前と午後で体験できる種目が異なります。
- *参加は午前の部、午後の部、どちらか1つです。



	体験する競技	対象	募集人数
午前の部 (9:30～12:00) *受付は9:00～9:20	アメリカンフットボール バスケットボール バレーボール ホッケー	名古屋市内の 小学生	午前の部、午後の部 とも80名 (合計160名)
午後の部 (13:00～15:30) *受付は12:30～12:50	サッカー・フットサル バスケットボール ハンドボール 野球		

※参加チームが変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、イベントが中止になる可能性もあります。

でらスポ名古屋 加盟チーム



名古屋ハンディボール
(ハンドボール)



LOVEEDGE
朝日インソックス・ラブレッジ
名古屋
(サッカー)



Daido Steel
大同特殊鋼
フェニックス
(バレーボール)



大同特殊鋼
レッドスター
(バレーボール)



中日ドラゴンズ
(野球)



ANTELOPES
トヨタ自動車
アンテロープス
(バスケットボール)



ファイティング
イーグルス名古屋
(バスケットボール)



名古屋オーシャンズ
(フットサル)



名古屋グランパス
(サッカー)



CYCLONES
名古屋サイクロンズ
(野球)



名古屋ダイヤモンド
フィッシュ
(バスケットボール)



豊田フラーナル
ホッケーチーム
(ホッケー)



三菱電機コアラーズ
(バスケットボール)

協力企業



日本ガイシ株式会社



ポッカサッポロフード
＆パレコ株式会社

主催：名古屋トップ・スポーツチーム連絡協議会（でらスポ名古屋）

（出典：名古屋市HP）

最近の本イベントの参加者数、応募人数等は以下のとおりである。

でらスポ☆アリーナ 参加人数 (単位：人)

	R元年度		R2年度	R3年度	R4年度		R5年度	
	午前	午後	※	※	午前	午後	午前	午後
参加者数	136	125	—	—	76	64	93	106
応募人数	564	426	—	—	397	1,061	108	186
当選者数	150	150	—	—	84	85	108	125
定員	120	120	—	—	80	80	120	120

※R2年度、R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため実施せず

(出典：スポーツ市民局作成資料)

ほぼ全ての回において定員を上回る応募がある状況であるが、特に令和 4年度午後の回の応募人数は 1,061人と、定員の80人を大きく上回った。

一方で、令和 5年度の応募人数は過去実績より大きく下回っており、午前の部は定員も下回った。

イ 意見

でらスポ☆アリーナは、様々なトップ・スポーツチームの選手と小学生が触れ合える貴重な機会であり、非常に応募人数も多いイベントであると言える。そのため、抽選となる可能性が高い。

令和 4年度午後の回において応募人数が定員を大きく上回った理由として、特に人気が高いサッカーと野球が重なったことが考えられるが、令和 5年度においても、午後の回にサッカーと野球が重なっており、応募人数が定員を上回っている。

なるべく多くの応募者に参加の機会が与えられるよう、今までの実績の傾向から、各開催回において体験できる競技について調整することが望ましい。

また、令和 5年度の応募人数が過去実績より大きく下回った要因として、市内の小学校にて行っていたイベントのチラシ配布を、市公式ウェブサイトへの掲載に移行したことによるイベントの周知不足が考えられる。チラシ類の取り扱いの見直しは、ウェブサイトにていつでも情報を閲覧できることから保護者等の利便性の向上や、紙資源の削減等によるSDGsの取組の推進、学校における事務負担の軽減につながる意義あるものであるが、現状では本イベントの十分な周知ができているとは考えにくい。

小学生を対象としたイベントの告知はその保護者への周知が肝要であると考えられる。保護者に対し、市公式ウェブサイト上のイベント専用サイトの周知をより一層すすめる等、本イベントを少しでも多くの保護者に知ってもらうための工夫することが望ましい。

(3) アスリート支援事業に関する成果目標について【意見】

ア 検出事項

市のアスリート支援事業として、競技力向上事業やジュニアアスリートサポート事業等が含まれるが、競技力向上事業については、近年以下の実績をあげている。

競技力向上事業実績

【ジュニア競技力向上事業】

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
実施団体数	34団体	33団体	27団体	31団体	34団体
参加者数	4,461人	5,693人	2,401人	3,869人	4,651人

【審判員・指導者養成事業】

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
実施団体数	16団体	18団体	16団体	17団体	18団体
参加者数	1,067人	607人	687人	783人	766人

(出典：第 3期名古屋市スポーツ推進計画)

また、令和 3年度より、ジュニア選手が全国大会に出場する際の経費の一部を交付するスポーツ大会出場費助成事業や、大学病院等と連携しメディカルチェック及びスポーツ障害に関する講義を行うスポーツ医科学サポート事業といった、ジュニアアスリートサポート事業を開始しており、2年間で以下の実績をあげている。

ジュニアアスリートサポート事業

【スポーツ大会出場費助成事業】

年度	令和 3年度	令和 4年度
助成件数	337件	441件

【スポーツ医科学サポート事業】

年度	令和 3年度	令和 4年度
参加選手数	55名	48名
指導者・保護者数	21名	7名

(出典：スポーツ市民局作成資料)

一方、名古屋市総合計画2023におけるアスリート支援事業の進捗管理として、目標を「アスリート支援の実施」と設定しており、進捗管理はアスリート支援を実施したとして、進捗率を最高評価としている。

事業進行管理シート

5	アスリート支援の実施		競技力向上事業 市民のスポーツ意識の高揚、競技力の維持向上及び優れた選手や指導者の育成強化を図ること及び、ジュニア期の選手の負担軽減を図ることにより、本市における競技スポーツの充実発展を期することを目的とする。 ジュニアアスリートサポート事業 アジア競技大会をはじめとした大規模スポーツ大会に向け、活躍が期待されるジュニアアスリートの負担軽減及びスポーツ障害防止に向けたサポートを行う。				
	各年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実施		実施 (アスリート支援)	実施 (アスリート支援)	実施 (アスリート支援)	実施 (アスリート支援)	実施 (アスリート支援)
			実施 (アスリート支援)	実施 (アスリート支援)	実施 (アスリート支援)	実施 (アスリート支援)	
		進捗よく		☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆	☆☆☆☆

(出典：スポーツ市民局作成資料)

イ 意見

市は、昭和55年度より競技力向上事業、令和 3年度よりジュニアアスリートサポート事業に取り組んでおり、その後は検出事項に記載のとおり、着実に執行してきている。

しかし着実な執行状況が続く当該事業の進捗を評価する目的のために、「アスリート支援の実施」を設定することは相応しいとは言い難い。当該事業を行ったことによる効果は定量的に明示し、またその目標値は市としての今後のアスリート支援事業の方向性を示すようなものを設定し、進捗を管理していくことが望ましい。

32（事業No. 336） 福祉都市環境整備の推進事業

○対象部局 健康福祉局 障害企画課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で快適に生活しやすく活動しやすい都市環境を築いていくため、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進する。

(2) 福祉都市環境整備指針の民間への理解の浸透について【意見】

ア 検出事項

バリアフリー化の推進のため、その指針となる「福祉都市環境整備指針」を作成しており、公共建築物、道路、公園、公共交通機関等の各都市施設について「福祉都市環境整備指針」に則った整備を広く推進していくため、市の各局において所管の都市施設の整備に指針の趣旨を反映させている。一方で、民間への浸透という点では、市公式ウェブサイトで当該指針を公開することに留まっている。

イ 意見

「福祉都市環境整備指針」については、拘束力はないものの、バリアフリー化を推進するためには、民間への理解の浸透は不可欠である。現状、市公式ウェブサイトで指針は公開されており、市民の目に触れる機会はある。しかしながら、その趣旨等を理解していただき、実際の整備にあたり、指針に沿った対応をしていただくためには、例えば、建築士に対して指針を啓発する等、市公式ウェブサイトでの公開以外の周知方法についても検討することが望ましい。

(3) 福祉のまちづくり推進会議で出された意見や要望の顛末について【意見】

ア 検出事項

福祉のまちづくり事業に関する有識者の意見を聴取し、高齢者や障害者をはじめ市民のだれもが安全で快適に生活できるまちづくりに向けた行政運営に活用するため、年に 2～ 3回、「福祉のまちづくり推進会議」が開催されている。同会議は、次のような各方面の知見者で構成され、各関係者が幅広く、福祉のまちづくりに対する意見交換を行う場となっている。

- 学識経験者・・・大学教授
- 福祉関係者・・・名古屋市身体障害者福祉連合会会長等
- 交通関係者・・・名古屋タクシー協会副会長等
- 経済団体関係者・・・名古屋商工会議所商務交流部長
- 行政関係者・・・名古屋市各局部長

会議の議事録は作成され、各関係者に配布されており、意見や要望に関しては、関係機関等への伝達や事業内容の検討等の対応を行っているところであるが、どのような結論に至り、対応が必要なものについて、その後どのような対応が図られたかという顛末を一覧化したような資料は作成されていない。

(福祉のまちづくり推進会議内での意見や要望の例)

- ✓ バリアフリートイレの中に音声案内を出来るだけ付けていただきたい。
- ✓ バリアフリートイレに大型ベッドを設置してほしい。
- ✓ 栄駅に関しては、いつでも誰でも使えるエレベーターでは、エレベーターで出られるルートが 2ルートしかない。もう少しルートが増えると良い。
- ✓ 地下鉄でエレベーターへ行くルートを緑の線で整備されているのだったら、それに併せてバリアフリールートを緑のラインで引いていくとか、せっかくあるものなので同じような情報で辿り着けるようになると良い。

- ✓ JR上野駅で、エキマトペという機械で音の視覚化装置の実証実験が行われている。これはホームに設置された専用ディスプレイに、文字や手話、電車のブレーキ、アナウンスをイラストで表示するというもので、是非こういうものを名古屋市営地下鉄でも導入していただきたい。
- ✓ 電車のプラットホームについて、1番前と1番後ろだけでも段差解消をお願いしたい。
- ✓ 宿泊施設のバリアフリー調査について、テレビの字幕の設定が可能かどうかというのを入れていただけるとありがたい。
- ✓ 点字ブロックが敷設されている改札にタッチするところを作してほしい。

イ 意見

環境整備の関係者で構成される「福祉のまちづくり推進会議」で出される意見や要望は、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進する上で非常に有用である。そのため、会議で出された意見や要望についての結論及び対応が必要なものについての進捗を併せて管理していくような資料を作成することが望ましい。

33（事業No. 343） ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発事業

○対象部局 健康福祉局 障害企画課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

障害などへの理解を促進するため、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を配布するとともに、市民や事業者に対する啓発を実施している。「ヘルプマーク」は、外見からは支援や配慮を必要としていることが分からない障害者などが周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるマークである。「ヘルプカード」は、コミュニケーションをとることが困難な障害者などが必要な支援を求めやすくするためカードである。

ヘルプマーク



ヘルプカード



(2) 転売の防止について【意見】

ア 検出事項

市はヘルプマーク及びヘルプカードについて、市の機関などにおいて、無料で配布している。配布の際は、原則一人1個としている。また、家族の分など複数個の申し出があった場合は、状況を確認の上、配布している。

ここで、ヘルプマーク及びヘルプカードについては、いわゆるフリマアプリなどで出品され、中には転売が疑われるものもある。

(参考イメージ)



しかし、市は、売買させないように、事後的に必要ななくなった場合の取扱いや、不正目的で受取ることがないように、牽制する対策はとっていない。

イ 意見

ヘルプマーク及びヘルプカードは、障害などへの理解を促進するために無料で配布されるものであり、それが個人の利益獲得のために用いられるのは望ましいことではない。

今後は、転売されることを考慮して、配布の際には、事後的に必要ななくなった場合の取扱いや、不正目的で受取ることがないように、牽制する対策を検討することが望ましい。

34（事業No. 396） 地域における情報の多言語化事業

○対象部局 観光文化交流局 国際交流課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、外国人住民に必要な情報を伝えるため、多様な言語・手段による情報提供と、外国人住民が身近に相談できる環境の整備を行っている。その中で外国人住民に対し迅速かつ幅広く行政情報を提供するため、市公式ウェブサイトにも機械翻訳を導入し、多言語での情報公開を行っている。

(2) 機械翻訳システム運用業務に関する契約について【指摘】

ア 検出事項

市は令和 5年度において、市公式ウェブサイトにも機械翻訳を導入するにあたり、「名古屋市ウェブサイト機械翻訳システム運用業務委託契約」を行った。

当契約は地方自治法施行令第 167条の 2第 1項第 1号及び名古屋市契約規則第19条により、随意契約にて契約締結を行った。随意契約の場合は、2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。したがって、当契約については以下のとおり、2社から見積書の徴取が行われ、結果として A社と契約締結に至った。

見積書徴取先	見積金額
A社	508,200円
B社	3,960,000円

表のとおり、B社の見積金額は A社の見積金額との乖離が大きい。しかし、市は A社及び B社の見積書の徴取をもって、2人以上の者から見積書を徴取しなければならないとする要件を満たしていると判断し、A社の見積金額の適正性について検討を行っていない。なお、上記のような乖離が生じた理由として、市は A社のサービスは単独の既存翻訳サー

ビスを活用したものである点、B社は複数の既存翻訳サービスを組み合わせたものである点にあると考えている。

イ 指摘

今回の随意契約にあたり、2人以上の者から見積書を徴取しなければならないという要件は、形式的には満たしている。一方で、2人以上の見積書を比較することで契約金額の適正性を判断するという趣旨を鑑みると、実質的には意味の乏しい行為であると考えられる。

要求する仕様に対し、それを満たす必要はあるがオーバースペックである必要はないものと考えられる。今回契約締結に至ったA社のサービスは単独の既存翻訳サービスを活用したものであるという点から、あえてサービス内容の異なる複数の既存翻訳サービスを組み合わせる先を選定する必要はない。むしろ同内容のサービスを提供している先を見積徴取候補とする方が比較可能性の点から良かったものと考えられる。

したがって、見積候補先の選定にあたっては単に形式的に要件を満たせばいいのではなく、サービス内容が同じで要件の趣旨に合致するような先を複数選定すべきであり、仮に大幅な見積金額の乖離があった場合には他の者から見積書を早急に追加（3人目）で徴取する等、見積金額の適正性について柔軟に検討すべきであったと考えられる。

○対象団体 公益財団法人名古屋国際センター

■事業関連の団体に対する指摘、意見

(1) 団体の概要

名古屋国際センターは、地域の国際化を推進することを目的に、昭和59年に市の公の施設として設置された。指定管理者として、（公財）名古屋国際センターが選定され、様々な業務を行っている。写真は（公財）名古屋国際センター内情報サービスコーナー及び（公財）名古屋国際センター内ライブラリーである。



(2) 成果指標の見直しについて【指摘】

ア 検出事項

（公財）名古屋国際センターは市の外郭団体であり、経営戦略計画において平成30年度から令和 4年度における 5年間分の成果指標の設定を行っている。以下の表は、「情報サービスコーナー及びライブラリー来館者数」に関する成果指標の目標値及び実績値の推移である。

情報サービスコーナー及びライブラリー来館者数

年度	平成30年度	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
目標値	34,944人	35,992人	37,072人	38,184人	39,330人
実績値	41,028人	39,157人	10,255人	16,029人	18,472人

（出典：（公財）名古屋国際センター経営戦略計画）

しかし令和 2年度において新型コロナウイルス感染症に伴い、来館者数が大幅に減少することが見込まれ、利用者に対しても来館しないようにアナウンスをしていたことから、令和 3年度及び 4年度の目標値について、以下のとおり令和元年度の実績値を維持するという目標値へ見直しを行った。

情報サービスコーナー及びライブラリー来館者数の目標値の見直し

年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
目標値見直し前	37,072人	38,184人	39,330人
目標値見直し後	37,072人	<u>39,200人</u>	<u>39,200人</u>
実績値	10,255人	16,029人	18,472人

(出典：(公財)名古屋国際センター作成資料)

情報サービスコーナーは市の「多文化共生総合相談ワンストップセンター（一元的相談窓口）」と位置づけられており、コロナ禍においても必要な方々へのサービス提供のためセンター機能の維持を継続することが公の施設として最優先である。したがって、(公財)名古屋国際センターは、見直し後の目標値についても達成は厳しいものと認識していたものの、ベトナム語やネパール語の対応日を増やす等の改善を図る等の努力をすることで目標値は据え置くものとした。

イ 指摘

当初設定した成果指標について、新型コロナウイルス感染症に伴い見直しを行ったものの、来館しないようにアナウンスしていた状況と来館者を維持するという目標の間には依然として方向性に乖離が生じていた。また(公財)名古屋国際センター自体が目標達成は厳しいものと認識しており、当事業について適切なPDCAサイクルが機能していなかったものと考えられる。

したがって、団体として明らかに達成不可能な指標ではなく事業の進捗状況を有効に評価できるような適切な指標に沿って確実に事業の遂行

を行うよう、成果指標について、状況に合わせて適切に見直しを行う、もしくは新たな指標の追加を検討する等、柔軟な対応をすべきであった。

(3) ライブラリーでの図書の管理方法について【意見】

ア 検出事項

(公財)名古屋国際センターはライブラリーにて図書の貸し出しを行っている。令和 3年度末における蔵書数は29,567冊であり、期中における増加及び減少の内訳は以下のとおりである。

令和 3年度蔵書数

期首蔵書数	購入	寄贈	廃棄	期末蔵書数
28,792冊	325冊	475冊	25冊	29,567冊

(出典：(公財)名古屋国際センター作成資料)

この際、購入する図書の選定において選定した過程の記録が残されていない。なお、選定する本についてもライブラリーでの貸出実績データ等客観的なデータに基づく選定ではなく、「公益財団法人名古屋国際センターライブラリー資料の管理に関する要綱」第 7条の別表に定める分類により選定を行っている。

イ 意見

購入する図書の選定については、当該図書を選定した過程を残すことが望ましい。なお、その際の判断材料として、ライブラリーに蔵書されている書籍の貸出実績データ等の客観的なデータを利用することも検討されたい。

(4) NIC地球市民教室について【意見】

ア 検出事項

(公財)名古屋国際センターは、在外外国人を講師として登録し、学校や非営利団体等からの依頼を受けて、母国の文化や日本での生活の様子などを伝える NIC地球市民教室という講座を実施している。

以下の表は直近 6年間の NIC地球市民教室における講師紹介件数の推移である。

NIC地球市民教室 講師紹介件数実績

年度	H30年度	R元年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度(※)
件数	173件	155件	56件	66件	95件	42件

※R5年度については、R5年 9月末までの件数

(出典：(公財)名古屋国際センター作成資料)

講師紹介件数は、新型コロナウイルス感染症により令和 2年度において大幅に減少し、令和 4年度は若干回復したものの平成30年度の概ね半数程度にとどまっており、外国文化等を伝える機会が減少している。なお、感染症法上の分類が 5類に移行した令和 5年度についても状況に変化はない。当教室について、(公財)名古屋国際センターでは案内チラシを配布してはいるものの、平成30年度の水準に戻すべく積極的な勧誘は行っていない。

また、以下の表は令和 5年 9月20日時点の外国人講師登録国・地域の一覧である。

NIC地球市民教室 外国人講師登録国・地域一覧

州	国数	登録者数
アジア	16ヶ国 2地域	73人
アフリカ	4ヶ国	4人
ヨーロッパ	5ヶ国	7人
ロシア及び NIS	2ヶ国	2人
南米・中米・北米	8ヶ国	25人
オセアニア	0ヶ国	0人
	35ヶ国 2地域	111人

（出典：（公財）名古屋国際センター作成資料より監査人作成）

表のとおり、オセアニア地域の講師登録が 1名もない。特にオーストラリアのシドニー市は昭和55年 9月より本市と姉妹友好都市として提携しているが、登録講師がいない状況である。講師については、留学生が所属する各大学に募集のチラシを配布する、他のイベント開催時に講師として適任の人材がいた場合、勧誘する等を行っているものの、オセアニアのように特定の地域に注力した積極的な勧誘活動は行っていない。

イ 意見

多文化共生に対する理解を深めるためには、外国人と実際に交流することができる当教室を積極的に開催する必要がある。（公財）名古屋国際センターにおける当事業の担当者数について、新型コロナウイルス感染症前後で変更はなく、新型コロナウイルス感染症以前の 200件程度の講師派遣を行うことは可能な状況にある。また登録講師数も講師紹介件数を上回っている状況にあることから、人材を有効活用するためにも講師紹介件数を増やすよう学校等への広報も含め、積極的な勧誘を行うことが望ましい。

また、例えば外国人講師についてもシドニー市との姉妹友好都市イベント等にて勧誘を行うなど、オセアニア地域の講師を増やすことも検討されたい。

35（事業No. 398） 外国人向け防災事業

○対象部局 観光文化交流局 国際交流課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、災害時に外国人の安全を確保するため、災害時に備えて日本の災害や防災についての情報を提供するとともに、実際に災害が発生した際に外国人をサポートするための災害語学ボランティア制度の管理運営やウェブサイト等を活用した多言語での情報提供を実施している。

(2) 災害語学ボランティアの研修・訓練の参加状況について【意見】

ア 検出事項

令和 4年度の災害語学ボランティア登録者は 314名である。災害語学ボランティアの新規登録時には、災害語学ボランティアの役割・活動内容や具体的な行動の流れ、留意点等について詳しい説明を受ける「登録説明会（オリエンテーション）」への参加が必須であり、また原則として全員が新規登録時に「災害語学ボランティア研修」に参加している。

登録後も繰り返し活動内容や行動の流れを再確認し学び直しができるよう、年 4～ 5回研修を実施しており、令和 4年度に研修・訓練に参加した災害語学ボランティアの延べ人数は 105名である。各研修・訓練の参加人数は以下のとおりである。

令和 4年度 災害語学ボランティア 研修・訓練 参加実績

月日	事業名	参加人数
4月23日	第 1回 災害語学ボランティア研修	21名
7月 1日	第 2回 災害語学ボランティア研修	14名
9月 4日	なごや市民総ぐるみ防災訓練	18名
11月 4日	第 3回 災害語学ボランティア研修	12名
2月 4日	第 4回 災害語学ボランティア研修	25名

3月 3日	災害時外国人支援ボランティア研修	15名
	合計	105名

（出典：令和 4年度 災害語学ボランティア 研修・訓練 参加実績）

各研修・訓練の総参加人数を把握しているのみである。すなわち個人別の研修の参加状況を把握していない。そのため、長期間にわたって研修・訓練に参加していない人や、原則として全員が新規登録時に「災害語学ボランティア研修」に参加することとされているが参加していない人がいる可能性がある。

イ 意見

災害語学ボランティア研修・訓練への参加により、活動内容・行動の流れを再確認・学び直しできるだけでなく、他の災害語学ボランティアとの交流が生まれるきっかけになるなど非常に有益である。そのため災害語学ボランティアの研修・訓練への個人別の参加情報を管理して数年に一度は参加を促すといった工夫をすることが望ましい。

36（事業No. 400） 日本語指導が必要な児童生徒の支援事業

○対象部局 教育委員会 指導室

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

日本語指導が必要な児童生徒の早期の学校生活への適応を図るため、小・中学校に日本語指導講師や母語学習協力員を、定時制高校に母語指導補助員を配置するとともに、日本語教育相談センターや初期日本語集中教室・日本語通級指導教室を運営している。

市内の小学校又は中学校のうち、日本語指導が必要な児童生徒が20人以上在籍しており、かつ、同一言語で日本語指導が必要な児童生徒が10人以上在籍するか否かを目安に、母語学習協力員を各学校に1名配置している。さらに、日本語指導が必要な児童生徒が40人以上在籍し、2つの該当言語に関して、各10人以上の日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校には、2人目の母語学習協力員を配置している。

母語学習協力員は、学校生活への適応指導・日本語指導の補助、教科指導の補助、児童生徒・保護者に対する通訳（電話対応、直接対応）、児童生徒・保護者に対する翻訳（手紙、学年だより、行事案内等）、日本語学習教材の作成（以下「日本語指導の補助等」という。）を行っている。各母語学習協力員は特定の1校に出勤し、勤務時間は、月～金の1日6時間、週30時間である。また、対応言語はポルトガル語、フィリピン語、中国語、ネパール語、ベトナム語である。

母語学習協力員の配置人数、配置校数の推移

年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
配置人数	42人	44人	46人	48人
配置校数	35校	34校	36校	39校

（出典：教育委員会 指導室作成資料）

(2) 母語学習協力員の不足について【意見】

ア 検出事項

日本語指導が必要な児童生徒が20人以上在籍しており、かつ、同一言語で日本語指導が必要な児童生徒が10人以上在籍するか否かを目安に、母語学習協力員を各学校に1名配置している。さらに、日本語指導が必要な児童生徒が40人以上在籍し、2つの該当言語に関して、各10人以上の日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校には、2人目の母語学習協力員を配置している。

しかし、当該配置の目安に達しているが、母語学習協力員が不足しており、配置されていない学校が4校存在する。

配置の目安に達しているが、配置がされていない学校

校名	言語別日本語指導が必要な児童生徒の人数（人）					
	ポルトガル語	フィリピン語系	中国語	ネパール語	ベトナム語	その他の言語
A小学校	10		8			9
B小学校	1	1	11		2	5
C中学校	1	10	6			6
D中学校	2	10	8			2

※配置の目安に達しているが、配置されていない学校の言語にかかる人数は太字で表示している。

（出典：教育委員会 指導室作成資料より監査人作成）

イ 意見

検出事項に記載のとおり、現状で母語学習協力員が不足をしているため母語学習協力員の人数を増やすことが望まれる。

現状の母語学習協力員（会計年度任用職員）は、勤務時間の割り振りが1日6時間、週5日の枠組みのみ設定されているが、それ以外の枠組

みも追加することで、応募がより集まりやすくなり人員の不足が現状より改善される可能性がある。

(3) 母語学習協力員の全体的な運用方法について【意見】

ア 検出事項

母語学習協力員が配置されていない学校には、配置の目安（日本語指導が必要な児童生徒が20人以上在籍しており、かつ、同一言語で日本語指導が必要な生徒が10人以上在籍するか否か）に達していないが、同一言語で日本語指導が必要な生徒が一定程度在籍している学校が複数ある。

そして、母語学習協力員の配置がされていない学校に対しては、希望校に巡回指導を行っている。

配置の目安に達していないが、同一言語で日本語指導が必要な児童生徒が一定程度在籍している学校は例えば以下のとおりである。

配置の目安に達していないが、同一言語で日本語指導が必要な児童生徒が一定程度在籍している学校（例示）

校名	言語別日本語指導が必要な生徒の人数（人）					
	ポルトガル語	フィリピン語系	中国語	ネパール語	ベトナム語	その他の言語
E小学校	1	5	9	1	1	7
F小学校	4	3	9	0	2	5

（出典：教育委員会 指導室作成資料より監査人作成）

イ 意見

母語学習協力員の配置がある学校は、配置がされていない学校に比して日本語指導の補助等を手厚く受けることができる。一方で、配置の目安（日本語指導が必要な児童生徒が20人以上在籍しており、かつ、同一言語で日本語指導が必要な生徒が10人以上在籍するか否か）に達することがなく、巡回指導により日本語指導の補助等を受ける児童生徒は、母

語学習協力員の配置がある学校に比して日本語指導の補助等を受けられる程度が大きく低くなることになる。

また、一律に、「日本語指導が必要な児童生徒が20人以上在籍しており、かつ、同一言語で日本語指導が必要な児童生徒が10人以上在籍するか否か」により母語学習協力員の配置か巡回指導により対応するかを決めることは、例えば当該人数が9人の学校と10人の学校で日本語指導の補助等を受けられる程度が大きく変わることにもなる。

そのため、学校間による当該格差を是正することが望まれる。そのために、以下の案①、②、③が考えられる。

- ①母語学習協力員を特定の1校に配置する形ではなく、例えば、各学校をまとめた特定の地域ごとの配置とし、日本語指導の補助等を必要とする児童生徒が満遍なく日本語指導の補助等を受けられるシステムとすること。
- ②現在実施している巡回指導の頻度を増やし、日本語指導を必要とする児童生徒が満遍なく日本語指導の補助等を受けられるようにすること。
- ③現状の母語学習協力員（会計年度任用職員）は、勤務時間の割り振りが1日6時間、週5日の枠組みのみ設定されているが、それ以外の枠組みも追加し、巡回指導の実施の頻度をあげること。

(4) 日本語指導が必要な生徒に対してのアンケートについて【意見】

ア 検出事項

年度に一度、「日本の学校になじむことができた」と感じている児童生徒の割合を調査する目的で、日本語指導が必要な生徒に対して各学校でアンケートを行っている。また、各学校で実施したアンケート結果を集計し、教育委員会内で評価を行っている。しかし、学校ごとにアンケート結果を評価することや各学校へのフィードバックが行われていない。

イ 意見

日本語指導が必要な生徒へのサポートは、各学校に配置された母語学習協力員が単独で行っているものではなく、学校全体として実施をしているものである。そのため、各学校を集計したアンケート結果を教育委員会内で評価するのみならず、①学校ごとのアンケート結果を評価すること、②各学校へのフィードバックを行うことが望まれる。

37（事業No. 401） 留学生の支援事業

○対象部局 観光文化交流局 国際交流課

■事業に対する指摘、意見

(1) 事業の概要

市は、留学生が安心して勉強に専念することができるよう支援するため、国際留学生会館の運営に対し補助するとともに、留学生の誘致につなげるため、ニーズを把握した上で本市に関する情報提供や学生同士の交流を促進している。

(2) 成果指標について【意見】

ア 検出事項

当事業は名古屋市総合計画2023における「国際的に開かれたまちづくりを進めます」という施策を推進する上での一事業である。ここで当施策では以下の成果指標が設定されている。

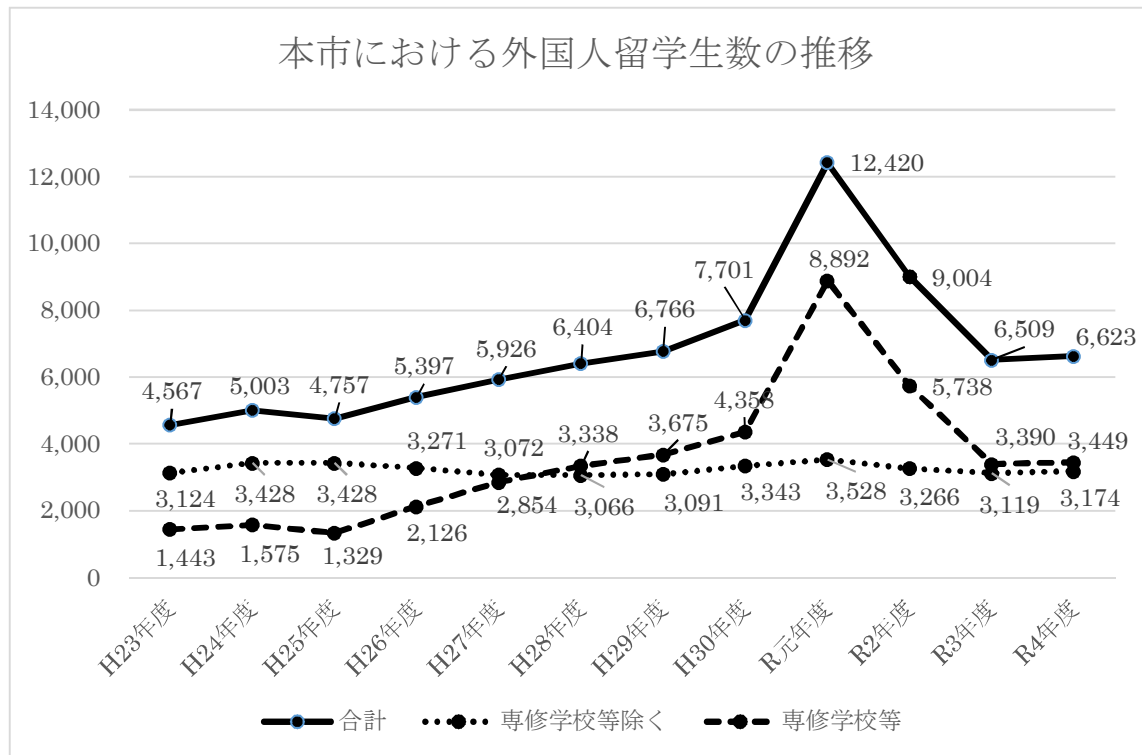
「国際的に開かれたまちづくりを進めます」施策の成果指標

	現状値 平成30年度	目標値 令和 5年度	目標値 令和12年度
外国人留学生数	7,701人	9,700人	12,500人

（出典：名古屋市総合計画2023）

ここで本市における外国人留学生数の推移は以下のグラフのとおりである。令和 2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により外国人留学生は減少し、令和 4年度においてもピーク時である令和元年度の半数程度しか回復していない。なお、令和元年度に外国人留学生数が急増した背景には、専修学校、準備教育課程及び日本語教育機関（以下「専修学校等」という。）における外国人留学生数の増加があると推察される。しかし専修学校等の留学生は、国際留学生会館の入居資格がない。

また市は専修学校等の設置校数及びそこに所属する外国人留学生数を正確に把握しておらず、その急増理由についても把握していない。



(出典：日本学生支援機構「留学生調査」の結果より監査人作成)

イ 意見

外国人留学生に関する成果指標は、専修学校等の留学生の増減や新型コロナウイルス感染症等の外部要因に大きく影響を受けるものである。よって、当事業の成果を測る指標として適切なものではない。したがって、市は施策と事業の関係性を整理した上で適切な成果指標を再考することが望ましい。

○対象団体 公益財団法人名古屋国際センター

■事業関連の公共施設に対する指摘、意見

対象施設：国際留学生会館

(1) 施設の概要

愛知県内の大学等に在籍する外国人留学生に対し、宿泊施設の提供のほか、留学生に対する研修、相談、情報提供、地域住民との交流事業を行っている。なお、当施設は（公財）名古屋国際センターが運営している。

施設の概要、施設外観（左写真）及び単身室（右写真）は以下のとおりである。

所在地	名古屋市港区港栄二丁目 2番29号 (名古屋市港保険センターとの複合施設)
敷地面積	1,580㎡
建築面積	1,196㎡
延床面積	3,824㎡（施設全体 6,804㎡）
規模	11階建（留学生会館 4～11階、港保健センター 1～3階）
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
宿泊定員	100名（単身室80名 月額 20,000円、夫婦室20名 月額 25,000円）
開館	平成 2年 4月 1日



(2) 国際留学生会館の居室使用料について【意見】

ア 検出事項

以下の表は国際留学生会館の直近 3か年の収支状況である。令和 2年度及び令和 3年度については、新型コロナウイルス感染症に伴う留学生の減少により、居室料収入が減少したという特異な事情はあるものの、収支赤字となっており、修繕費積立預金の取崩しや（公財）名古屋国際センターの自主財源から補填している状況にある。なお、事業費について自己収入で賄えない分を愛知県及び名古屋市から補助金として受領している。

直近 3か年の国際留学生会館の収支状況

（単位：円）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
自己収入（補助対象）…①	7,475,528	6,732,919	10,964,079
自己収入（補助対象外）	7,852,238	7,009,023	11,237,272
補助金収入…①－②	32,135,604	33,166,000	33,897,160
事業費（補助対象）…②	39,611,132	40,124,125	44,861,239
事業費（補助対象外）	11,624,820	14,390,024	6,897,880
収支差額	△3,772,582	△7,606,207	4,339,392

（出典：国際留学生会館作成資料）

ここで現在の国際留学生会館の月額居室使用料は単身室20,000円、夫婦室25,000円である。これについて、他の自治体が運営する留学生宿舍の居室使用料は以下のとおりであり、開館年度が同じ向島学生センター、東京都太田記念館及び山梨県立交際交流センターと比較しても一番低い使用料である。

他の自治体が運営する留学生宿舍の居室使用料

自治体名	留学生寄宿舍名	開館	単身室	夫婦室
札幌市	札幌留学生交流センター	H12年 4月	27,600円	35,500円
横浜市	横浜市国際学生会館	H 6年 5月	20,000円	30,000円
京都市	向島学生センター	H 2年 3月	25,000円	55,000円～ 66,000円
大阪市	エルセレーノ紅梅町	H12年 4月	18,100円～	28,500円～
福岡市	福岡市国際会館	H28年 1月	24,700円	32,400円
東京都	東京都太田記念館	H 2年	30,000円	－
山梨県	山梨県立国際交流センター	H 2年 2月	34,000円	－
石川県	石川県留学生交流会館	H 9年10月	22,300円	29,700円
京都府	きょうと留学生ハウス	H24年 3月	24,800円	－
大阪府	大阪府堺留学生会館	H 7年 2月	26,000円	－
広島県	サンスクエア東広島	不明	23,500円	39,500円～ 47,300円

(出典：国際留学生会館作成資料)

また、現在の居室使用料は、竣工後13年が経過し、建物や設備に経年劣化が目立ち、修繕や改修・更新が必要になり始めた2003年10月に改定が行われた以後20年間見直しが行われていない。なお、2020年を 100とした消費者物価指数は、2003年は95.5、2022年は 102.3と近年上昇している（出典：総務省総計局データ）。

イ 意見

国際留学生会館は留学生が当地での生活に速やかに溶け込めるよう、安価で良質かつ快適な宿泊設備を提供することを目的としている。一方で、国際留学生会館の収支状況は直近 3年のうち、2年が赤字となっている。仮に黒字であったとしても、収入のうち大部分は愛知県及び名古屋市からの補助金であり、仮に居室使用料の単価が増加すれば自己収入

が増加し、その反面補助金を削減することが可能となる。また、国際留学生会館の居室料収入は20年間改定が行われておらず、他の自治体の留学生寄宿舎の居室使用料と比較しても安価である。したがって、国際留学生会館の収支状況や昨今の消費者物価指数の上昇を鑑み、居室使用料の見直しについて検討することが望ましい。

(3) 国際留学生会館の入居年数について【意見】

ア 検出事項

国際留学生会館の入居期間について、（公財）名古屋国際センター国際留学生会館宿泊事業規程において以下のとおり、定められている。

（入居期間）

- 第 8 条 会館に入居できる期間は、入居指定日から 1 年以内とする。
- 2 理事長は当該入居期間を 1 年に限り延長を認めることができる。
 - 3 理事長は、前項の規定により、延長を認められた者がさらに学業を継続するため入居の延長を希望するときは、会館の運営上支障がないと認める場合に限り、1 年ごと許可することができる。
 - 4 前 2 項の規定にかかわらず、理事長が災害の被災その他やむを得ない事情があると認めるときは、当該入居期間の延長を認めることができる。

上記第 8 条第 2 項は以下の理由により追加されたものである。

東日本大震災を受け、来日する留学生数が減少した影響により、国際留学生会館への入居希望者も減少した。それに伴い居室使用料収入も減少する中、国際留学生会館運営の財源確保のためにも、入居者の確保策を講ずる必要があり、入居期間を原則 1 年としつつも、希望する者については 1 年の延長を認めることにした。

令和 5 年 8 月末時点において、国際留学生会館の入居者の平均入居期間は約 1 年 5 か月である。また、入居年数ごとの構成人数は以下のとお

りであり、入居者の半数以上が規程で定める原則 1年を超えて入居している状況にある。

国際留学生会館の入居年数ごとの構成人数

入居年数	人数	割合
1年以内	38人	47.50%
1年超～ 2年以内	30人	37.50%
2年超～ 3年以内	9人	11.25%
3年超～ 4年以内	3人	3.75%
合計	80人	100.00%

(出典：国際留学生会館作成資料)

イ 意見

現在、国際留学生会館の入居待機者はおらず、会館の運営上支障がないことから、1年を超えて入居する者がいても問題はない。また、入居年数の延長を認めることは、留学生にとって在学途中での引っ越しの必要がなく、安心して勉学に専念できるというメリットもある。一方で、規程で原則 1年と定められている以上、国際留学生会館の入居年数は一時的なものとし、より多くの留学生が安心して勉強に専念することができるようになるべきである。したがって、より一層広報に力を入れる等、多くの留学生が国際留学生会館を利用できるように入居希望者を増やし、国際留学生会館の利用を促進することが望ましい。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 2月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン守山ショッピングセンター

名古屋市守山区笹ヶ根三丁目1228番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	㈱メガスポーツ	代表取締役 石塚 幸男	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1	—	—	—	令和 5年 1月 15日
2	㈱おく田	代表取締役 奥田 隆	岐阜県岐阜市神田町六丁目18番地	—	—	—	令和 3年 2月 28日
3	㈱三城	代表取締役 澤田 将広	東京都中央区日本橋室町二丁目 4番 3号	—	—	—	令和 4年 2月 28日
4	㈱ぷりず夢	代表取締役 森下 恵治	愛知県春日井市東野町 5丁目 1番地 5	変更なし	代表取締役 森下 真介	変更なし	令和 2年 10月 30日

5	イオンペ ット(株)	代表取締役 辻 晴芳	千葉県市川 市南八幡四 丁目17番 8 号	変更なし	代表取締役 米津 一郎	変更なし	令和 2年 5月 1日
6	(株)未来屋書 店	代表取締役 松田 裕史	千葉県美浜 区中瀬一丁 目 6番地	変更なし	変更なし	千葉県美浜 区中瀬一丁 目 5番地 1	令和 3年 6月 21日
7	—	—	—	(株)プラザホ ールディン グス	代表取締役 大島 康広	東京都中央 区晴海一丁 目 8番10号	平成 29年 4月 28日
8	—	—	—	(株)永田屋	代表取締役 永田 浩三	愛知県岡崎 市上六名 3 丁目13番地 12	令和 3年 4月 22日
9	—	—	—	F T C(株)	代表取締役 安藤 良一	岐阜県大垣 市 笠 木 町 260番地 1	平成 30年 9月 1日
10	—	—	—	(株)エディオ ン	代表取締役 久保 允誉	大阪市北区 中之島二丁 目 3番33号	令和 5年 4月 28日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1からNo. 3までの小売業者については、退店のため
- (2) No. 4及びNo. 5の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 6の小売業者については、住所変更のため
- (4) No. 7からNo.10までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 6年 2月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 2月13日から同年 6月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 6月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和6年2月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン守山ショッピングセンター

名古屋市守山区笹ヶ根三丁目1228番地

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場		収容台数	
変更前	変更後	変更前	変更後
別途建物配置図 に表示	平面駐車場	1,495台 (従業員用駐車場 150台を含む。)	480台
	建物内駐車場（3階）		362台
	建物内駐車場（屋上）		414台
	西側A駐車場		—
	西側B駐車場		71台
	西側C駐車場		57台
	西側D駐車場		42台
	西側E駐車場		30台
	西側F駐車場		39台
計		1,495台 (従業員用駐車場 150台を含む。)	変更なし

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
平面駐車場	午前 6時30分から 午後12時00分まで	変更なし
建物内駐車場（3階）		
建物内駐車場（屋上）		
西側 A 駐車場	午前 8時30分から 午後10時00分まで	—
西側 B 駐車場		変更なし
西側 C 駐車場		
西側 D 駐車場		
西側 E 駐車場		
西側 F 駐車場		

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数	
	変更前	変更後
出入口	10箇所	9箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 6年 2月20日

4 変更しようとする理由

当該駐車場の地権者へ土地を返却するため

5 届出の日

令和 6年 2月 6日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 2月13日から同年 6月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定め

る条例（平成 3 年名古屋市条例第 36 号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8 時 45 分から午後 5 時 00 分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6 年 6 月 13 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 2月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J Rセントラルタワーズ・J Rゲートタワー・J Pタワー名古屋

名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほかに36筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
タワーズ駐車場	785台	786台	785台	786台
大東海ビル駐車場	1台	—	17台	—
その他駐車場	441台	変更なし	1,642台	変更なし
計	1,227台	変更なし	2,444台	2,428台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
大東海ビル駐車場	午前 7時00分から午後10時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
大東海ビル駐車場	1箇所	—
その他駐車場	19箇所	変更なし
計	20箇所	19箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 6年 3月 1日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の契約終了に伴う契約駐車場の見直しのため

5 届出の日

令和 6年 1月23日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中村区役所情報コーナー、西区役所情報コーナー、中区役所情報コーナー
及び中川区役所情報コーナー

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 2月13日から同年 6月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 6月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケースデンキ岩塚店

名古屋市中村区畑江通 9丁目 1番 ほか15筆

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 河瀬 正樹	名古屋市名東区高社二丁目 130番地

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
(株)ギガス	代表取締役 河瀬 正樹	名古屋市名東区高社二丁目 130番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6年10月 1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,887平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

134台

(2) 駐輪場の収容台数

72台

(3) 荷さばき施設の面積

74.2平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

59.6立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱ギガス	午前 9時00分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
1階平面 駐車場①	午前 8時30分から午後 9時30分まで
店舗北西 駐車場②	
隔地 駐車場③	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午前10時00分まで

7 届出の日

令和 6年 1月31日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中村区役所情報コーナー及び中川区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 2月16日から同年 6月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 6月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 6年 2月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）平和堂守山茶臼前店

名古屋市守山区茶臼前90番 1

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 設置者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
（株）平和堂	代表取締役 平松 正嗣	滋賀県彦根市西今町 1番地

(2) 小売業者

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
（株）平和堂	代表取締役 平松 正嗣	滋賀県彦根市西今町 1番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6年 9月25日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,527平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

62台

(2) 駐輪場の収容台数

83台

(3) 荷さばき施設の面積

72.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

25.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)平和堂	午前 8時30分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8時00分から午後10時00分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
建物西側 荷さばき施設	午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 6年 1月24日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 6年 2月16日から同年 6月17日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 11 意見書の提出期限及び提出先

令和 6年 6月17日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 6年 2月16日

名古屋市農業委員会会長 布目 巳佐子

1 開催日時

令和 6年 2月20日（火）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第 7号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第 8号議案 農地法第 5条の規定による所有権移転許可申請について

第 9号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第10号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について

第11号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3条
の規定による承認について

第12号議案 農用地利用集積計画の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課